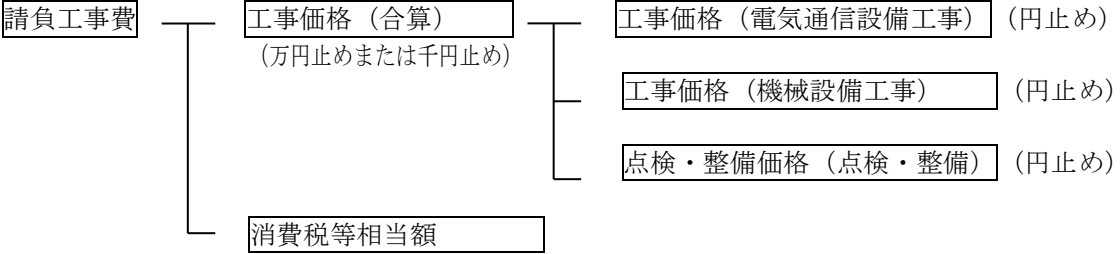
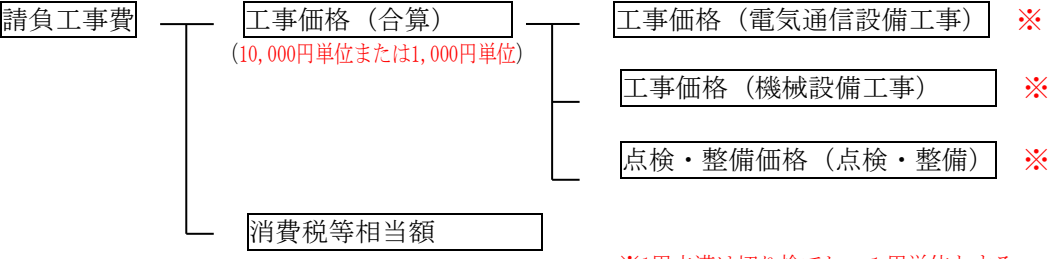


備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）
<p>積算基準・表紙</p> <p>※項目追加，削除 などに伴う目次 の新旧対照表は 省略</p>	<p>電気・機械工事標準積算基準書</p> <p>令和4年7月1日</p> <p>神奈川県企業庁</p>	<p>電気・機械工事標準積算基準書</p> <p>令和5年7月1日</p> <p>神奈川県企業庁</p>

備考	旧 (令和4年7月)	新 (令和5年7月)
	<p style="text-align: center;">第 I 編 総則</p> <p style="text-align: center;">第2章 共通事項</p> <p>第2節 設計単価及び歩掛の決定</p> <p>2-2-1-3 労務単価 労務単価 (労務賃金) は「公共工事設計労務単価表」「土木工事資材等単価表」(いずれも県土整備局) 及び「単価表」(電気・機械工事資材等単価表) による。なお、通常勤務すべき時間帯 (8時から17時) を超えた賃金の取り扱いは土木工事標準積算基準書 (土木工事編) による。 夜間及び時間的制約等により補正を行う場合は、算出された設計労務単価額を円止めとし、円未満は切り捨てとする。</p> <p>2-2-1-4 設計単価の端数整理 設計単価は下記により端数整理を行う。ただし、機械損料は「損料表」による。 ① 1万円以上のものは、有効桁4桁 (5桁目を切り捨て) とする。 ② 1万円未満のものは、有効桁3桁 (4桁目を切り捨て) とする。 ③ 電線管や鋼管等で単価が本またはkgあたりのものはmあたりの単価に換算したのちに平均額を求める。換算後の単価は小数点以下3位を切り捨てて2位止めとし、平均額を整理する。 ④ 1者見積りの場合など実勢率を乗ずる場合は、乗じたあとに整理する。 ⑤ 以上により整理した結果、円未満の端数が生じた場合は円止めとする。 ⑥ 単価表掲載単価の端数整理は、①～⑤に関わらず、当該単価表の指定による。</p> <p>例1: 物価資料等の単価 (2誌に掲載がある場合は平均額に対して整理する) 12,975円 : 13,150円 → 13,062.5円 → 13,060円 (有効桁4桁) 4,525円 : 4,550円 → 4,537.5円 → 4,530円 (有効桁3桁)</p> <p>例2: 見積価格を90%で補正する場合 12,855円×0.9 → 11,569.5円 → 11,560円 (有効桁4桁) 105円×0.9 → 94.5円 → 94円 (有効桁3桁だが円止め)</p> <p>例3: 電線管を1mあたりに換算する場合 (3.66m/本の場合) 9,530円/本 → 2,603.82円/m (小数点以下3位を切り捨てて2位止) 9,600円/本 → 2,622.95円/m (小数点以下3位を切り捨てて2位止) → 両者の平均額 2,613.385円/m → 設計単価 2,610円/m (有効桁3桁)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 I 編 総則</p> <p style="text-align: center;">第2章 共通事項</p> <p>第2節 設計単価及び歩掛の決定</p> <p>2-2-1-3 労務単価 労務単価 (労務賃金) は「公共工事設計労務単価表」「土木工事資材等単価表」(いずれも県土整備局) 及び「単価表」(電気・機械工事資材等単価表) による。なお、通常勤務すべき時間帯 (8時から17時) を超えた賃金の取り扱いは土木工事標準積算基準書 (土木工事編) による。 夜間及び時間的制約等により補正を行う場合は、算出された設計労務単価額は、10円未満切り捨てし、10円単位とする。</p> <p>2-2-1-4 設計単価の端数整理 設計単価は下記により端数整理を行う。ただし、機械損料は「損料表」による。 ① 1万円以上のものは、有効桁4桁 (5桁目を切り捨て) とする。 ② 1万円未満のものは、有効桁3桁 (4桁目を切り捨て) とする。 ③ 電線管や鋼管等で単価が本またはkgあたりのものはmあたりの単価に換算したのちに平均額を求める。換算後の単価は小数点以下第3位を切り捨てて第2位とし、平均額を整理する。 ④ 1者見積りの場合など実勢率を乗ずる場合は、乗じたあとに整理する。 ⑤ 以上により整理した結果、円未満の端数が生じた場合は、1円未満は切り捨てし、1円単位とする。 ⑥ 単価表掲載単価の端数整理は、①～⑤に関わらず、当該単価表の指定による。</p> <p>例1: 物価資料等の単価 (2誌に掲載がある場合は平均額に対して整理する) 12,975円 : 13,150円 → 13,062.5円 → 13,060円 (有効桁4桁) 4,525円 : 4,550円 → 4,537.5円 → 4,530円 (有効桁3桁)</p> <p>例2: 見積価格を90%で補正する場合 12,855円×0.9 → 11,569.5円 → 11,560円 (有効桁4桁) 105円×0.9 → 94.5円 → 94円 (有効桁3桁だが1円単位まで)</p> <p>例3: 電線管を1mあたりに換算する場合 (3.66m/本の場合) 9,530円/本 → 2,603.82円/m (小数点以下第3位を切り捨てて第2位とする) 9,600円/本 → 2,622.95円/m (小数点以下第3位を切り捨てて第2位とする) → 両者の平均額 2,613.385円/m → 設計単価 2,610円/m (有効桁3桁)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)
	<p>第3節 請負工事費の取り扱い</p> <p>2-3-1-4 工事価格の合算</p> <p>(1) 工事価格の合算</p> <p>1件の設計書で複数の経費体系の工事等を一括して発注する場合は、それぞれの工事価格または点検・整備価格(いずれも円止め)を単純に合算し、合算後の工事価格(点検・整備価格を含む)を万円止め(ただし、合算後の工事価格が50万円未満のときは千円止め)とする。</p> <p>ただし、小規模かつ施工上不可分なものは別々の経費体系ではなく、主たる経費体系に含めて積算することができる。</p> <p>例：電気通信設備工事，機械設備工事，点検・整備の合算</p>  <p>(2) 合算した設計書における工事価格の配賦</p> <p>ア 複数の経費体系の工事等を合算した場合は、本書各編の記載に関わらず、合算した設計書(積算システムにおいては合算した設計書を「合体設計書」という。)に含まれる全ての工種について、その割合(工種別割合)を算出し、その割合に応じて万円止め、または、千円止による切り捨て額を各工種に配賦して工種別の工事価格を算出する。また、これにより算出した各工種の工事価格に消費税及び地方消費税の率を乗じ、円未満を四捨五入して得た額を当該工種の消費税等相当額とし、各工種の工事価格と消費税等相当額の合計を当該工種の請負工事費とする。</p> <p>イ 上記アにおける工種別割合[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。また、切り捨て額を配賦したことによる端数は、工事価格の大なる工種で調整し、工事価格の合計額に合うよう算定する。なお、大なる工種が同額により複数あるときは、帳票で最初に表示された工種を大なる工種として扱う。</p> <p>2-3-1-5 消費税等相当額の取り扱い</p> <p>本書において積算上取り扱う一切の費用は消費税等相当額(消費税及び地方消費税の合計額をいう。以下同じ。)を含まないものとする。消費税等相当額が含まれている単価は、消費税等相当額を除外して扱う。なお、除外に際し、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて円止めとする。</p> <p>(省略)</p>	<p>第3節 請負工事費の取り扱い</p> <p>2-3-1-4 工事価格の合算</p> <p>(1) 工事価格の合算</p> <p>1件の設計書で複数の経費体系の工事等を一括して発注する場合は、それぞれの工事価格または点検・整備価格(いずれも1円未満は切り捨てし、1円単位とする)を単純に合算し、合算後の工事価格(点検・整備価格を含む)を、10,000円未満を切り捨てし10,000円単位(ただし、合算後の工事価格が50万円未満のときは、1,000円未満を切り捨てし1,000円単位)とする。</p> <p>ただし、小規模かつ施工上不可分なものは別々の経費体系ではなく、主たる経費体系に含めて積算することができる。</p> <p>例：電気通信設備工事，機械設備工事，点検・整備の合算</p>  <p>(2) 合算した設計書における工事価格の配賦</p> <p>ア 複数の経費体系の工事等を合算した場合は、本書各編の記載に関わらず、合算した設計書(積算システムにおいては合算した設計書を「合体設計書」という。)に含まれる全ての工種について、その割合(工種別割合)を算出し、その割合に応じて10,000円未満を切り捨てし10,000円単位、または、1,000円未満を切り捨てし1,000円単位による切り捨て額を各工種に配賦して工種別の工事価格を算出する。また、これにより算出した各工種の工事価格に消費税及び地方消費税の率を乗じ、円未満を四捨五入して得た額を当該工種の消費税等相当額とし、各工種の工事価格と消費税等相当額の合計を当該工種の請負工事費とする。</p> <p>イ 上記アにおける工種別割合[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位とする。また、切り捨て額を配賦したことによる端数は、工事価格の大なる工種で調整し、工事価格の合計額に合うよう算定する。なお、大なる工種が同額により複数あるときは、帳票で最初に表示された工種を大なる工種として扱う。</p> <p>2-3-1-5 消費税等相当額の取り扱い</p> <p>本書において積算上取り扱う一切の費用は消費税等相当額(消費税及び地方消費税の合計額をいう。以下同じ。)を含まないものとする。消費税等相当額が含まれている単価は、消費税等相当額を除外して扱う。なお、除外に際し、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて1円単位とする。</p> <p>(省略)</p>

備考	旧 (令和4年7月)	新 (令和5年7月)
	<p style="text-align: center;">第Ⅱ編 電気通信設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1章 請負工事費の積算</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 請負工事費の費目と構成</p> <p>1-1-2-1 請負工事費の費目</p> <p>(1) 請負工事費 請負工事費とは、請負に付そうとする工事の施工にあたり、受注者が通常必要とすると考えられるすべての費用で、工事価格と消費税等相当額の合計である。</p> <p>(2) 工事価格 ア 工事価格は機器単体費、工場修理費、盤内改造費、工事費、スクラップ評価額の合計であり、複数の経費体系の工事価格等を合算する場合を除き、万円止め（50万円未満は千円止め）とする。 イ 工事費は鋼構造製作物費、製作原価、工事原価、一般管理費等の合計である。 ウ 製作原価は、工場での製作に関わる費用で、直接製作費、間接製作費の合計である。 (ア) 直接製作費は工場製作に関わる直接費で、材料費、製作費、工場塗装費の合計である。 (イ) 間接製作費は工場製作に関わる間接費で、間接労務費と工場管理費の合計である。 エ 工事原価は現場での工事に関わる費用で、直接工事費と間接工事費の合計である。 (ア) 直接工事費は工事目的物を造るために直接投入されたことが明確に把握できる費用で、材料費、労務費、輸送費、直接経費、仮設費の合計である。 (イ) 間接工事費は引き渡し受けない各工事部門共通の工事費（直接工事費を除く）及び現場の管理費用などの経費で、共通仮設費、現場管理費、機器間接費、工期延長等に伴う現場維持等の費用の合計である。 オ 鋼構造製作物費と製作原価をあわせて工場製作費とする。 カ 直接製作費と間接労務費をあわせて純製作費とする。 キ 直接工事費と共通仮設費をあわせて純工事費とする。 ク 各費目の定義及び積算方法は各項による。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅱ編 電気通信設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1章 請負工事費の積算</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 請負工事費の費目と構成</p> <p>1-1-2-1 請負工事費の費目</p> <p>(1) 請負工事費 請負工事費とは、請負に付そうとする工事の施工にあたり、受注者が通常必要とすると考えられるすべての費用で、工事価格と消費税等相当額の合計である。</p> <p>(2) 工事価格 ア 工事価格は機器単体費、工場修理費、盤内改造費、工事費、スクラップ評価額の合計であり、複数の経費体系の工事価格等を合算する場合を除き、10,000円未満を切り捨てし10,000円単位（50万円未満は1,000円未満を切り捨てし1,000円単位）とする。 イ 工事費は鋼構造製作物費、製作原価、工事原価、一般管理費等の合計である。 ウ 製作原価は、工場での製作に関わる費用で、直接製作費、間接製作費の合計である。 (ア) 直接製作費は工場製作に関わる直接費で、材料費、製作費、工場塗装費の合計である。 (イ) 間接製作費は工場製作に関わる間接費で、間接労務費と工場管理費の合計である。 エ 工事原価は現場での工事に関わる費用で、直接工事費と間接工事費の合計である。 (ア) 直接工事費は工事目的物を造るために直接投入されたことが明確に把握できる費用で、材料費、労務費、輸送費、直接経費、仮設費の合計である。 (イ) 間接工事費は引き渡し受けない各工事部門共通の工事費（直接工事費を除く）及び現場の管理費用などの経費で、共通仮設費、現場管理費、機器間接費、工期延長等に伴う現場維持等の費用の合計である。 オ 鋼構造製作物費と製作原価をあわせて工場製作費とする。 カ 直接製作費と間接労務費をあわせて純製作費とする。 キ 直接工事費と共通仮設費をあわせて純工事費とする。 ク 各費目の定義及び積算方法は各項による。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)																								
	<p>第3節 工場製作費</p> <p>1-3-2-2 間接製作費</p> <p>(1) 間接労務費</p> <p>ア 間接労務費の内容は土木工事標準積算基準書(土木工事編)による。</p> <p>イ 間接労務費は製作費の中に計上された労務費に対して間接労務費率を乗じて求め、円未満を切り捨てる。</p> <p>ウ 複数の工種区分を一括発注する場合の間接労務費は、原則として工種区分ごとの率を適用する。</p> <p>(2) 工場管理費</p> <p>ア 工場管理費の内容は土木工事標準積算基準書(土木工事編)による。</p> <p>イ 工場管理費は、純製作費から材料費(ただし工場塗装に関わる材料費は除く)を除いた額に対して工場管理費率を乗じて求め、円未満を切り捨てる。</p> <p>ウ 複数の工種区分を一括発注する場合の工場管理費は、原則として工種区分ごとの率を適用する。</p> <p>(3) 間接労務費率及び工場管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="439 741 1558 911"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>間接費名称</th> <th>間接労務費率</th> <th>工場管理費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁, 鉄塔, 反射板</td> <td></td> <td>40.8%</td> <td>33.5%</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> <td></td> <td>60.0%</td> <td>25.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 鋼製付属設備における設計技術費</p> <p>鋼製付属設備として積み上げた場合、第Ⅲ編で定める設計技術費は計上しない。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	工種区分	間接費名称	間接労務費率	工場管理費率	橋梁, 鉄塔, 反射板		40.8%	33.5%	鋼製付属設備		60.0%	25.0%	<p>第3節 工場製作費</p> <p>1-3-2-2 間接製作費</p> <p>(1) 間接労務費</p> <p>ア 間接労務費の内容は土木工事標準積算基準書(土木工事編)による。</p> <p>イ 間接労務費は製作費の中に計上された労務費に対して間接労務費率を乗じて求め、1円未満は切り捨てし、1円単位とする。</p> <p>ウ 複数の工種区分を一括発注する場合の間接労務費は、原則として工種区分ごとの率を適用する。</p> <p>(2) 工場管理費</p> <p>ア 工場管理費の内容は土木工事標準積算基準書(土木工事編)による。</p> <p>イ 工場管理費は、純製作費から材料費(ただし工場塗装に関わる材料費は除く)を除いた額に対して工場管理費率を乗じて求め、1円未満は切り捨てし、1円単位とする。</p> <p>ウ 複数の工種区分を一括発注場合の工場管理費は、原則として工種区分ごとの率を適用する。</p> <p>(3) 間接労務費率及び工場管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="1676 741 2795 911"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>間接費名称</th> <th>間接労務費率</th> <th>工場管理費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁, 鉄塔, 反射板</td> <td></td> <td>40.8%</td> <td>33.5%</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> <td></td> <td>60.0%</td> <td>25.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 鋼製付属設備における設計技術費</p> <p>鋼製付属設備として積み上げた場合、第Ⅲ編で定める設計技術費は計上しない。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	工種区分	間接費名称	間接労務費率	工場管理費率	橋梁, 鉄塔, 反射板		40.8%	33.5%	鋼製付属設備		60.0%	25.0%
工種区分	間接費名称	間接労務費率	工場管理費率																							
橋梁, 鉄塔, 反射板		40.8%	33.5%																							
鋼製付属設備		60.0%	25.0%																							
工種区分	間接費名称	間接労務費率	工場管理費率																							
橋梁, 鉄塔, 反射板		40.8%	33.5%																							
鋼製付属設備		60.0%	25.0%																							

備考	旧 (令和4年7月)	新 (令和5年7月)																																												
	<p>第4節 工事原価</p> <p>1-4-2 間接工事費</p> <p>1-4-2-1 共通仮設費</p> <p>(1) 共通仮設費の構成及び算定</p> <p>ア 共通仮設費は、運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費より構成される。なお、安全費には現場環境改善費を含む。</p> <p>イ 共通仮設費は所定の率計算による額と積み上げ計算による額とを加算して求める。</p> <p>(2) 共通仮設費の率分の計算方法</p> <p>ア 共通仮設費の率分は次により求め、千円未満を切り捨てる。(千円止め)</p> <p>共通仮設費 = 共通仮設費対象額 × 共通仮設費率 × 施工地域を考慮した補正係数</p> <p>なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率の端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>イ 共通仮設費率は別記の表による。</p> <p>ウ 工種区分は原則として河川維持工事とする。</p> <p>(3) 共通仮設費対象額</p> <p>ア 共通仮設費対象額は次による。</p> <p>共通仮設費対象額 = 直接工事費 + (支給品費(材料相当) + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費 - 処分費等控除額</p> <p>イ 上記アに関わらず、光ケーブル(材料費)については、共通仮設費の対象としない。</p> <p>ウ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。</p> <p>エ このほかの費目については、土木工事標準積算基準書(土木工事編)による。</p> <p>(4) 共通仮設費率表</p> <table border="1" data-bbox="439 1031 1558 1285"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>23.94%</td> <td>4,118.1</td> <td>-0.3548</td> <td>5.97%</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>9.05%</td> <td>26.8</td> <td>-0.0748</td> <td>6.76%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。Kr=A×P^b (Krは共通仮設費率[%], Pは対象額, A, bは表の変数値)</p> <p>注意2 共通仮設費率(Kr)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	道路維持工事	23.94%	4,118.1	-0.3548	5.97%	河川維持工事	9.05%	26.8	-0.0748	6.76%	<p>第4節 工事原価</p> <p>1-4-2 間接工事費</p> <p>1-4-2-1 共通仮設費</p> <p>(1) 共通仮設費の構成及び算定</p> <p>ア 共通仮設費は、運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費より構成される。なお、安全費には現場環境改善費を含む。</p> <p>イ 共通仮設費は所定の率計算による額と積み上げ計算による額とを加算して求める。</p> <p>(2) 共通仮設費の率分の計算方法</p> <p>ア 共通仮設費の率分は次により求め、1,000円未満を切り捨てし1,000円単位とする。</p> <p>共通仮設費 = 共通仮設費対象額 × 共通仮設費率 × 施工地域を考慮した補正係数</p> <p>なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率の端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p>イ 共通仮設費率は別記の表による。</p> <p>ウ 工種区分は原則として河川維持工事とする。</p> <p>(3) 共通仮設費対象額</p> <p>ア 共通仮設費対象額は次による。</p> <p>共通仮設費対象額 = 直接工事費 + (支給品費(材料相当) + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費 - 処分費等控除額</p> <p>イ 上記アに関わらず、光ケーブル(材料費)については、共通仮設費の対象としない。</p> <p>ウ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。</p> <p>エ このほかの費目については、土木工事標準積算基準書(土木工事編)による。</p> <p>(4) 共通仮設費率表</p> <table border="1" data-bbox="1676 1031 2795 1285"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>23.94%</td> <td>4,118.1</td> <td>-0.3548</td> <td>5.97%</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>9.05%</td> <td>26.8</td> <td>-0.0748</td> <td>6.76%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。Kr=A×P^b (Krは共通仮設費率[%], Pは対象額, A, bは表の変数値)</p> <p>注意2 共通仮設費率(Kr)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	道路維持工事	23.94%	4,118.1	-0.3548	5.97%	河川維持工事	9.05%	26.8	-0.0748	6.76%
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																										
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																										
		A	b																																											
道路維持工事	23.94%	4,118.1	-0.3548	5.97%																																										
河川維持工事	9.05%	26.8	-0.0748	6.76%																																										
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																										
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																										
		A	b																																											
道路維持工事	23.94%	4,118.1	-0.3548	5.97%																																										
河川維持工事	9.05%	26.8	-0.0748	6.76%																																										

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)
	<p>1-4-2-2 現場環境改善費</p> <p>(1) 現場環境改善費の取り扱い</p> <p>ア 現場環境改善費は共通仮設費の安全費(積み上げ分)とする。</p> <p>イ 現場環境改善費の内容及び適用の範囲は土木工事標準積算基準書(土木工事編)による。</p> <p>(2) 現場環境改善費の計算方法</p> <p>現場環境改善費の積算は、以下による。なお、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積み上げ計算とする。</p> $K[\text{円}] = i[\%] \times P_i[\text{円}] + \alpha[\text{円}]$ <p>K : 現場環境改善費(1,000円未満切り捨て)</p> <p>i : 現場環境改善費率(小数第3位四捨五入, 2位止め)</p> <p>P_i : 対象額(直接工事費(処分費等を除く共通仮設費対象分)+支給品費(共通仮設費対象分)+無償貸付機械等評価額)</p> <p>なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。</p> <p>α : 積み上げ計上分(1,000円未満切り捨て)</p> <p>注意1 αに計上するものは、費用が巨額になるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。</p> <p>注意2 1,000円未満の切り捨ては、各工種の金額合計に対して行う。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>1-4-2-2 現場環境改善費</p> <p>(1) 現場環境改善費の取り扱い</p> <p>ア 現場環境改善費は共通仮設費の安全費(積み上げ分)とする。</p> <p>イ 現場環境改善費の内容及び適用の範囲は土木工事標準積算基準書(土木工事編)による。</p> <p>(2) 現場環境改善費の計算方法</p> <p>現場環境改善費の積算は、以下による。なお、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積み上げ計算とする。</p> $K[\text{円}] = i[\%] \times P_i[\text{円}] + \alpha[\text{円}]$ <p>K : 現場環境改善費(1,000円未満切り捨て)</p> <p>i : 現場環境改善費率(小数点以下第3位を四捨五入し, 第2位とする。)</p> <p>P_i : 対象額(直接工事費(処分費等を除く共通仮設費対象分)+支給品費(共通仮設費対象分)+無償貸付機械等評価額)</p> <p>なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。</p> <p>α : 積み上げ計上分(1,000円未満切り捨てし1,000円単位とする。)</p> <p>注意1 αに計上するものは、費用が巨額になるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。</p> <p>注意2 1,000円未満の切り捨ては、各工種の金額合計に対して行う。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)																																												
	<p>1-4-2-3 現場管理費</p> <p>(1) 現場管理費の内容及び算定</p> <p>ア 現場管理費の内容は土木工事標準積算基準書(土木工事編)による。</p> <p>イ 現場管理費は所定の率計算により求める。</p> <p>(2) 現場管理費の計算方法</p> <p>ア 現場管理費は次により求め、千円未満を切り捨てる。(千円止め)</p> <p>現場管理費 = 現場管理費対象額 × (現場管理費率 × 施工地域を考慮した補正係数 + 加算補正)</p> <p>なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率の端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>イ 現場管理費率は別記の表より求める。なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 工種区分は原則として河川維持工事とする。</p> <p>(3) 現場管理費対象額</p> <p>ア 現場管理費対象額は次による。</p> <p>現場管理費対象額 = 純工事費 + (支給品費(材料相当) + 無償貸付機械等評価額) - 処分費等控除額</p> <p>イ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。</p> <p>ウ このほかの費目については、土木工事標準積算基準書(土木工事編)による。</p> <p>(4) 現場管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="439 863 1558 1115"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>60.00%</td> <td>631.2</td> <td>-0.1622</td> <td>31.81%</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>42.12%</td> <td>172.3</td> <td>-0.0971</td> <td>28.81%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。Jo = A × Np^b (Joは現場管理費率[%], Npは対象額, A, bは表の変数値)</p> <p>注意2 現場管理費率(Jo)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>(省略)</p>	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	道路維持工事	60.00%	631.2	-0.1622	31.81%	河川維持工事	42.12%	172.3	-0.0971	28.81%	<p>1-4-2-3 現場管理費</p> <p>(1) 現場管理費の内容及び算定</p> <p>ア 現場管理費の内容は土木工事標準積算基準書(土木工事編)による。</p> <p>イ 現場管理費は所定の率計算により求める。</p> <p>(2) 現場管理費の計算方法</p> <p>ア 現場管理費は次により求め、1,000円未満を切り捨てし1,000円単位とする。</p> <p>現場管理費 = 現場管理費対象額 × (現場管理費率 × 施工地域を考慮した補正係数 + 加算補正)</p> <p>なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率の端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p>イ 現場管理費率は別記の表より求める。なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 工種区分は原則として河川維持工事とする。</p> <p>(3) 現場管理費対象額</p> <p>ア 現場管理費対象額は次による。</p> <p>現場管理費対象額 = 純工事費 + (支給品費(材料相当) + 無償貸付機械等評価額) - 処分費等控除額</p> <p>イ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。</p> <p>ウ このほかの費目については、土木工事標準積算基準書(土木工事編)による。</p> <p>(4) 現場管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="1676 863 2795 1115"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>60.00%</td> <td>631.2</td> <td>-0.1622</td> <td>31.81%</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>42.12%</td> <td>172.3</td> <td>-0.0971</td> <td>28.81%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。Jo = A × Np^b (Joは現場管理費率[%], Npは対象額, A, bは表の変数値)</p> <p>注意2 現場管理費率(Jo)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p>(省略)</p>	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	道路維持工事	60.00%	631.2	-0.1622	31.81%	河川維持工事	42.12%	172.3	-0.0971	28.81%
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																										
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																										
		A	b																																											
道路維持工事	60.00%	631.2	-0.1622	31.81%																																										
河川維持工事	42.12%	172.3	-0.0971	28.81%																																										
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																										
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																										
		A	b																																											
道路維持工事	60.00%	631.2	-0.1622	31.81%																																										
河川維持工事	42.12%	172.3	-0.0971	28.81%																																										

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)
	<p>1-4-2-4 機器間接費</p> <p>(1) 機器間接費の構成と内容</p> <p>ア 機器間接費は技術者間接費と機器管理費から構成され、それぞれの内容は土木工事標準仕様書(電気編)による。なお、機器管理費には対象機器の製造工場等における立会い検査(工場検査)に関わる費用と契約保証に関わる費用を含むものとする。</p> <p>イ 技術者間接費と機器管理費はいずれも所定の率計算により求める。</p> <p>(2) 技術者間接費の計算方法</p> <p>ア 技術者間接費は次により求め、千円未満を切り捨てる。(千円止め)</p> $\text{技術者間接費} = (\text{技術者賃金単価} \times \text{調整に要する技術者数} + \text{技術員賃金単価} \times \text{調整に要する技術員数}) \times \text{技術者間接費率}$ <p>イ 技術者間接費率は別記の表による。</p> <p>ウ 設備等分類は工事名にとられることなく、対象設備によって適切に選定する。</p> <p>エ 2種以上の設備からなる工事については、その主たる設備の技術者間接費率を適用する。ここで、主たる設備とは、技術者間接費の対象額が最も大きい設備とする。なお、システム・インテグレーションに関わる技術者間接費は独立して算定する。</p> <p>オ 模写伝送装置、移動通信設備(単信方式)等は技術者間接費の対象としない。</p> <p>カ 「据付、給電線布設、光ファイバケーブルの接続・試験」及び「調整作業量が軽微かつ高度な技術力を要しない据付作業に含まれる調整」は技術者間接費の対象としない。</p> <p>キ システム・インテグレーションに関わる技術者間接費にあつては、上記アの「調整」を「システム・インテグレーション」に読み替える。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>1-4-2-4 機器間接費</p> <p>(1) 機器間接費の構成と内容</p> <p>ア 機器間接費は技術者間接費と機器管理費から構成され、それぞれの内容は土木工事標準仕様書(電気編)による。なお、機器管理費には対象機器の製造工場等における立会い検査(工場検査)に関わる費用と契約保証に関わる費用を含むものとする。</p> <p>イ 技術者間接費と機器管理費はいずれも所定の率計算により求める。</p> <p>(2) 技術者間接費の計算方法</p> <p>ア 技術者間接費は次により求め、1,000円未満を切り捨てし1,000円単位とする。</p> $\text{技術者間接費} = (\text{技術者賃金単価} \times \text{調整に要する技術者数} + \text{技術員賃金単価} \times \text{調整に要する技術員数}) \times \text{技術者間接費率}$ <p>イ 技術者間接費率は別記の表による。</p> <p>ウ 設備等分類は工事名にとられることなく、対象設備によって適切に選定する。</p> <p>エ 2種以上の設備からなる工事については、その主たる設備の技術者間接費率を適用する。ここで、主たる設備とは、技術者間接費の対象額が最も大きい設備とする。なお、システム・インテグレーションに関わる技術者間接費は独立して算定する。</p> <p>オ 模写伝送装置、移動通信設備(単信方式)等は技術者間接費の対象としない。</p> <p>カ 「据付、給電線布設、光ファイバケーブルの接続・試験」及び「調整作業量が軽微かつ高度な技術力を要しない据付作業に含まれる調整」は技術者間接費の対象としない。</p> <p>キ システム・インテグレーションに関わる技術者間接費にあつては、上記アの「調整」を「システム・インテグレーション」に読み替える。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）																																																																																																																																																														
	<p>(3) 技術者間接費率表</p> <table border="1" data-bbox="439 279 1558 1171"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備等分類</th> <th rowspan="2">技術者間接費率</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">受変電設備</td> <td>特高</td> <td>170%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧</td> <td>120%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">発電設備</td> <td>水力</td> <td>150%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧</td> <td>80%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低圧</td> <td>80%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無停電電源装置</td> <td></td> <td>50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直流電源装置</td> <td></td> <td>50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トンネル非常警報設備</td> <td></td> <td>50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路情報表示設備</td> <td></td> <td>80%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動通信設備</td> <td></td> <td>80%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多重無線通信設備</td> <td></td> <td>110%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星通信地球局設備</td> <td></td> <td>150%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレメータ・放流警報設備</td> <td></td> <td>90%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話交換設備</td> <td></td> <td>110%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>CCTV設備</td> <td></td> <td>80%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レーダ雨（雪）量計設備</td> <td></td> <td>170%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報処理設備</td> <td></td> <td>170%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>システム・インテグレーション（SI）</td> <td></td> <td>170%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td>50%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 その他の設備とは、これ以外の設備に該当しない設備で、高度な技術力を要する調整工に適用する。 注意2 低圧の受変電設備の調整は技術者間接費の対象外とする。</p> <p>(4) 機器管理費の計算方法 ア 機器管理費は次により求め、千円未満を切り捨てる。（千円止め） 機器管理費 = 対象機器単体費 × (機器管理費率 × 機器管理費率補正係数) イ 対象機器単体費とは、機器単体費の合計額とする。（工場修理費、盤内改造費は含まない。）</p>	設備等分類		技術者間接費率	備考	種別	細別	受変電設備	特高	170%		高圧	120%		発電設備	水力	150%		高圧	80%		低圧	80%		無停電電源装置		50%		直流電源装置		50%		トンネル非常警報設備		50%		道路情報表示設備		80%		移動通信設備		80%		多重無線通信設備		110%		衛星通信地球局設備		150%		テレメータ・放流警報設備		90%		電話交換設備		110%		CCTV設備		80%		レーダ雨（雪）量計設備		170%		情報処理設備		170%		システム・インテグレーション（SI）		170%		その他の設備		50%		<p>(3) 技術者間接費率表</p> <table border="1" data-bbox="1676 279 2795 1171"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備等分類</th> <th rowspan="2">技術者間接費率</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">受変電設備</td> <td>特高</td> <td>170%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧</td> <td>120%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">発電設備</td> <td>水力</td> <td>150%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧</td> <td>80%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低圧</td> <td>80%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無停電電源装置</td> <td></td> <td>50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直流電源装置</td> <td></td> <td>50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トンネル非常警報設備</td> <td></td> <td>50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路情報表示設備</td> <td></td> <td>80%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動通信設備</td> <td></td> <td>80%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多重無線通信設備</td> <td></td> <td>110%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星通信地球局設備</td> <td></td> <td>150%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレメータ・放流警報設備</td> <td></td> <td>90%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話交換設備</td> <td></td> <td>110%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>CCTV設備</td> <td></td> <td>80%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レーダ雨（雪）量計設備</td> <td></td> <td>170%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報処理設備</td> <td></td> <td>170%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>システム・インテグレーション（SI）</td> <td></td> <td>170%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td>50%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 その他の設備とは、これ以外の設備に該当しない設備で、高度な技術力を要する調整工に適用する。 注意2 低圧の受変電設備の調整は技術者間接費の対象外とする。</p> <p>(4) 機器管理費の計算方法 ア 機器管理費は次により求め、1,000円未満を切り捨てし1,000円単位とする。 機器管理費 = 対象機器単体費 × (機器管理費率 × 機器管理費率補正係数) イ 対象機器単体費とは、機器単体費の合計額とする。（工場修理費、盤内改造費は含まない。）</p>	設備等分類		技術者間接費率	備考	種別	細別	受変電設備	特高	170%		高圧	120%		発電設備	水力	150%		高圧	80%		低圧	80%		無停電電源装置		50%		直流電源装置		50%		トンネル非常警報設備		50%		道路情報表示設備		80%		移動通信設備		80%		多重無線通信設備		110%		衛星通信地球局設備		150%		テレメータ・放流警報設備		90%		電話交換設備		110%		CCTV設備		80%		レーダ雨（雪）量計設備		170%		情報処理設備		170%		システム・インテグレーション（SI）		170%		その他の設備		50%	
設備等分類		技術者間接費率	備考																																																																																																																																																													
種別	細別																																																																																																																																																															
受変電設備	特高	170%																																																																																																																																																														
	高圧	120%																																																																																																																																																														
発電設備	水力	150%																																																																																																																																																														
	高圧	80%																																																																																																																																																														
	低圧	80%																																																																																																																																																														
無停電電源装置		50%																																																																																																																																																														
直流電源装置		50%																																																																																																																																																														
トンネル非常警報設備		50%																																																																																																																																																														
道路情報表示設備		80%																																																																																																																																																														
移動通信設備		80%																																																																																																																																																														
多重無線通信設備		110%																																																																																																																																																														
衛星通信地球局設備		150%																																																																																																																																																														
テレメータ・放流警報設備		90%																																																																																																																																																														
電話交換設備		110%																																																																																																																																																														
CCTV設備		80%																																																																																																																																																														
レーダ雨（雪）量計設備		170%																																																																																																																																																														
情報処理設備		170%																																																																																																																																																														
システム・インテグレーション（SI）		170%																																																																																																																																																														
その他の設備		50%																																																																																																																																																														
設備等分類		技術者間接費率	備考																																																																																																																																																													
種別	細別																																																																																																																																																															
受変電設備	特高	170%																																																																																																																																																														
	高圧	120%																																																																																																																																																														
発電設備	水力	150%																																																																																																																																																														
	高圧	80%																																																																																																																																																														
	低圧	80%																																																																																																																																																														
無停電電源装置		50%																																																																																																																																																														
直流電源装置		50%																																																																																																																																																														
トンネル非常警報設備		50%																																																																																																																																																														
道路情報表示設備		80%																																																																																																																																																														
移動通信設備		80%																																																																																																																																																														
多重無線通信設備		110%																																																																																																																																																														
衛星通信地球局設備		150%																																																																																																																																																														
テレメータ・放流警報設備		90%																																																																																																																																																														
電話交換設備		110%																																																																																																																																																														
CCTV設備		80%																																																																																																																																																														
レーダ雨（雪）量計設備		170%																																																																																																																																																														
情報処理設備		170%																																																																																																																																																														
システム・インテグレーション（SI）		170%																																																																																																																																																														
その他の設備		50%																																																																																																																																																														

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)																																		
	<p>(5) 機器管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="439 279 1555 491"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>1,400万円以下</th> <th colspan="2">1,400万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 項目</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器管理費率</td> <td>18.22%</td> <td>42,380.2</td> <td>-0.4711</td> <td>5.21%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。L=A×E^b (Lは機器管理費率[%], Eは対象額, A, bは表の変数値) 注意2 機器管理費率(L)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>(6) 機器管理費率補正係数</p> <p>ア 機器の製作と据付をあわせて行うもののみの場合は機器管理費率補正係数を1.0とする。 イ 機器の製作のみ行う場合、または、据付のみ行う場合は、機器管理費率補正係数を0.5とする。 ウ 機器の移設を行う場合は、機器管理費率補正係数を0.5とする。 エ 上記のア、イ、ウが混在する場合は、次式により補正係数を求める。</p> $\text{機器管理費率補正係数} = \frac{E_1 + (E_2 + E_3 + E_4) \times 0.5}{E}$ <p>E : 対象額 (E₁+E₂+E₃+E₄) E₁: 製作と据付を行う機器単体費の合計 E₂: 製作のみ行う機器単体費の合計 E₃: 据付のみ行う機器単体費の合計 E₄: 移設のみ行う機器単体費の合計</p> <p>オ 機器管理費率補正係数は小数点以下第3位を四捨五入し2位止めとする。また、機器管理費率に機器管理費率補正係数を乗じたものも小数点以下第3位を四捨五入し2位止めとする。 カ 移設のみ行う機器単体費とは、別途工事で設置された機器であり、原則この価格には設計時の価格を適用する。 また、当該工事の機器管理費の対象額として計上した、機器管理費は請負工事費に含めるが、その対象額である機器単体費(移設機器)の価格は請負工事費に含めない。 キ 機器の移設を行う場合、若しくは、機器の製作、据付、移設のうち、2つ以上の要素が混在する場合は、積算システムへ補正率、及び“移設のみ行う機器単体費”の合計を経費画面において直接入力する。 ク 積算システムにおける、「移設のみ行う機器単体費」の計上方法については、未登録単価(TJ*****)に当該費用を登録し、管理費区分を「全間接費の対象外」、資源区分を「支給品(機器等)」としたうえで、支給品(機器)の内訳書に計上する。 なお、当該未登録単価の登録時には、摘要欄に「移設のみ対象」と明記するものとする。 ケ 設計時の価格が不明な場合は、類似品の価格や現在の価格に対する物価指数などを勘案し適切な価格を算定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	対象額	1,400万円以下	1,400万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分 項目	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	機器管理費率	18.22%	42,380.2	-0.4711	5.21%	<p>(5) 機器管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="1676 279 2792 491"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>1,400万円以下</th> <th colspan="2">1,400万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 項目</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器管理費率</td> <td>18.22%</td> <td>42,380.2</td> <td>-0.4711</td> <td>5.21%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。L=A×E^b (Lは機器管理費率[%], Eは対象額, A, bは表の変数値) 注意2 機器管理費率(L)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p>(6) 機器管理費率補正係数</p> <p>ア 機器の製作と据付をあわせて行うもののみの場合は機器管理費率補正係数を1.0とする。 イ 機器の製作のみ行う場合、または、据付のみ行う場合は、機器管理費率補正係数を0.5とする。 ウ 機器の移設を行う場合は、機器管理費率補正係数を0.5とする。 エ 上記のア、イ、ウが混在する場合は、次式により補正係数を求める。</p> $\text{機器管理費率補正係数} = \frac{E_1 + (E_2 + E_3 + E_4) \times 0.5}{E}$ <p>E : 対象額 (E₁+E₂+E₃+E₄) E₁: 製作と据付を行う機器単体費の合計 E₂: 製作のみ行う機器単体費の合計 E₃: 据付のみ行う機器単体費の合計 E₄: 移設のみ行う機器単体費の合計</p> <p>オ 機器管理費率補正係数は小数点以下第3位を四捨五入し第2位とする。また、機器管理費率に機器管理費率補正係数を乗じたものも小数点以下第3位を四捨五入し第2位とする。 カ 移設のみ行う機器単体費とは、別途工事で設置された機器であり、原則この価格には設計時の価格を適用する。 また、当該工事の機器管理費の対象額として計上した、機器管理費は請負工事費に含めるが、その対象額である機器単体費(移設機器)の価格は請負工事費に含めない。 キ 機器の移設を行う場合、若しくは、機器の製作、据付、移設のうち、2つ以上の要素が混在する場合は、積算システムへ補正率、及び“移設のみ行う機器単体費”の合計を経費画面において直接入力する。 ク 積算システムにおける、「移設のみ行う機器単体費」の計上方法については、未登録単価(TJ*****)に当該費用を登録し、管理費区分を「全間接費の対象外」、資源区分を「支給品(機器等)」としたうえで、支給品(機器)の内訳書に計上する。 なお、当該未登録単価の登録時には、摘要欄に「移設のみ対象」と明記するものとする。 ケ 設計時の価格が不明な場合は、類似品の価格や現在の価格に対する物価指数などを勘案し適切な価格を算定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	対象額	1,400万円以下	1,400万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分 項目	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	機器管理費率	18.22%	42,380.2	-0.4711	5.21%
対象額	1,400万円以下	1,400万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																
適用区分 項目	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																
		A	b																																	
機器管理費率	18.22%	42,380.2	-0.4711	5.21%																																
対象額	1,400万円以下	1,400万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																
適用区分 項目	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																
		A	b																																	
機器管理費率	18.22%	42,380.2	-0.4711	5.21%																																

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)																																												
	<p>第5節 一般管理費等</p> <p>1-5-1 一般管理費等</p> <p>1-5-1-1 一般管理費等</p> <p>(1) 一般管理費等</p> <p>ア 一般管理費等の項目は土木工事標準積算基準書(土木工事編)による。</p> <p>イ 一般管理費等は、一般管理費等(率分)と契約保証補正額の和で、円止めとする。</p> <p>(2) 一般管理費等(率分)の計算方法</p> <p>ア 一般管理費等(率分)は次により求め、円未満を切り捨てる。(円止め)</p> <p>一般管理費等(率分) = 一般管理費等対象額 × (一般管理費等率 × 前払金支出割合による補正係数) + 加算補正</p> <p>イ 一般管理費等率は別記の表による。また、前払金支出割合による補正係数は前払金の支出割合により別記の表から求める。なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 前払い金の保証の無い工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</p> <p>(3) 一般管理費等対象額</p> <p>ア 一般管理費等対象額は次による。</p> <p>一般管理費等対象額 = 鋼構造製作物費 + 製作原価 + 工事原価 - 処分費等控除額</p> <p>イ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。</p> <p>(4) 一般管理費等率表</p> <table border="1" data-bbox="439 898 1558 1010"> <tr> <td>対象額(Cp)</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率(Gp)</td> <td>23.57%</td> <td>$Gp[\%] = -4.97802 \times \text{Log}(Cp) + 56.92101$</td> <td>9.74%</td> </tr> </table> <p>注意1 Gpは一般管理費等率、Cpは一般管理費等対象額とする。</p> <p>注意2 Gpは、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>(5) 前払金支出割合による補正係数表</p> <table border="1" data-bbox="439 1131 1501 1243"> <tr> <td>前払金支出割合</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> <td>35%を超えるもの</td> <td>前払金保証なし</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> <td></td> </tr> </table> <p>注意1 一般管理費等率(Gp)に補正係数を乗じたのち、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>(6) 契約保証補正額の計算方法</p> <p>ア 契約保証補正額は次により求め、円未満を切り捨てる。(円止め)</p> <p>契約保証補正額 = 一般管理費等対象額 × 契約保証補正率</p> <p>イ 契約変更を行う場合の一般管理費等対象額は、原則として当初設計の額とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	対象額(Cp)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率(Gp)	23.57%	$Gp[\%] = -4.97802 \times \text{Log}(Cp) + 56.92101$	9.74%	前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの	前払金保証なし	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00		<p>第5節 一般管理費等</p> <p>1-5-1 一般管理費等</p> <p>1-5-1-1 一般管理費等</p> <p>(1) 一般管理費等</p> <p>ア 一般管理費等の項目は土木工事標準積算基準書(土木工事編)による。</p> <p>イ 一般管理費等は、一般管理費等(率分)と契約保証補正額の和で、1円未満を切り捨てし1円単位とする。</p> <p>(2) 一般管理費等(率分)の計算方法</p> <p>ア 一般管理費等(率分)は次により求め、1円未満を切り捨てし1円単位とする。</p> <p>一般管理費等(率分) = 一般管理費等対象額 × (一般管理費等率 × 前払金支出割合による補正係数) + 加算補正</p> <p>イ 一般管理費等率は別記の表による。また、前払金支出割合による補正係数は前払金の支出割合により別記の表から求める。なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 前払い金の保証の無い工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</p> <p>(3) 一般管理費等対象額</p> <p>ア 一般管理費等対象額は次による。</p> <p>一般管理費等対象額 = 鋼構造製作物費 + 製作原価 + 工事原価 - 処分費等控除額</p> <p>イ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。</p> <p>(4) 一般管理費等率表</p> <table border="1" data-bbox="1676 932 2795 1043"> <tr> <td>対象額(Cp)</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率(Gp)</td> <td>23.57%</td> <td>$Gp[\%] = -4.97802 \times \text{Log}(Cp) + 56.92101$</td> <td>9.74%</td> </tr> </table> <p>注意1 Gpは一般管理費等率、Cpは一般管理費等対象額とする。</p> <p>注意2 Gpは、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p>(5) 前払金支出割合による補正係数表</p> <table border="1" data-bbox="1676 1165 2739 1276"> <tr> <td>前払金支出割合</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> <td>35%を超えるもの</td> <td>前払金保証なし</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> <td></td> </tr> </table> <p>注意1 一般管理費等率(Gp)に補正係数を乗じたのち、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p>(6) 契約保証補正額の計算方法</p> <p>ア 契約保証補正額は次により求め、1円未満を切り捨てし1円単位とする。</p> <p>契約保証補正額 = 一般管理費等対象額 × 契約保証補正率</p> <p>イ 契約変更を行う場合の一般管理費等対象額は、原則として当初設計の額とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	対象額(Cp)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率(Gp)	23.57%	$Gp[\%] = -4.97802 \times \text{Log}(Cp) + 56.92101$	9.74%	前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの	前払金保証なし	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00	
対象額(Cp)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																											
一般管理費等率(Gp)	23.57%	$Gp[\%] = -4.97802 \times \text{Log}(Cp) + 56.92101$	9.74%																																											
前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの	前払金保証なし																																								
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																																									
対象額(Cp)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																											
一般管理費等率(Gp)	23.57%	$Gp[\%] = -4.97802 \times \text{Log}(Cp) + 56.92101$	9.74%																																											
前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの	前払金保証なし																																								
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																																									

備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）
	<p>第7節 その他の取り扱い</p> <p>1-7-2 工種別算出及び諸経費の配分</p> <p>1-7-2-1 工種別算出及び諸経費の配分</p> <p>(1) 工種別の積み上げ</p> <p>機器単体費，工場修理費，盤内改造費，直接製作費，直接工事費，間接工事費（積み上げ分）の各費目，スクラップ評価額の単位で工種ごとに算出し，内訳書を作成する。なお，直接製作費，直接工事費は，構成する費目ごとではなく，費目を合計したものを工種ごとに算出する。</p> <p>(2) 率計上の経費の工種別配賦</p> <p>ア 間接製作費，共通仮設費，現場管理費，機器間接費，一般管理費等は，それぞれの対象額合計に対して算出する。</p> <p>イ アの各経費はそれぞれ対象額合計の工種別割合により当該経費を工種別に配賦する。</p> <p>ウ 工事価格はその全体額を各工種の費目合計による割合により配賦し，工種別の工事価格を算出する。また，消費税等相当額はその全体額を各工種の工事価格による割合により配賦し，工種別の請負工事費を算出する。</p> <p>エ 上記イ，ウにおける配賦率[%]は，いずれも小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとし，配賦額は円止めとする。また，配賦時の端数は，対象額（工事価格の場合は費目合計，消費税等相当額の場合は工事価格）の大なる工種で調整し合計額に合うよう算定する。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>第7節 その他の取り扱い</p> <p>1-7-2 工種別算出及び諸経費の配分</p> <p>1-7-2-1 工種別算出及び諸経費の配分</p> <p>(1) 工種別の積み上げ</p> <p>機器単体費，工場修理費，盤内改造費，直接製作費，直接工事費，間接工事費（積み上げ分）の各費目，スクラップ評価額の単位で工種ごとに算出し，内訳書を作成する。なお，直接製作費，直接工事費は，構成する費目ごとではなく，費目を合計したものを工種ごとに算出する。</p> <p>(2) 率計上の経費の工種別配賦</p> <p>ア 間接製作費，共通仮設費，現場管理費，機器間接費，一般管理費等は，それぞれの対象額合計に対して算出する。</p> <p>イ アの各経費はそれぞれ対象額合計の工種別割合により当該経費を工種別に配賦する。</p> <p>ウ 工事価格はその全体額を各工種の費目合計による割合により配賦し，工種別の工事価格を算出する。また，消費税等相当額はその全体額を各工種の工事価格による割合により配賦し，工種別の請負工事費を算出する。</p> <p>エ 上記イ，ウにおける配賦率[%]は，いずれも小数点以下第3位を四捨五入して第2位とし，配賦額は1円未満を切り捨てし1円単位とする。また，配賦時の端数は，対象額（工事価格の場合は費目合計，消費税等相当額の場合は工事価格）の大なる工種で調整し合計額に合うよう算定する。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

備考	旧 (令和4年7月)	新 (令和5年7月)
	<p style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p>第1節 共通事項</p> <p>2-1-2 歩掛の取り扱い 2-1-2-1 歩掛の補正</p> <p>(1) 歩掛補正の原則 補正歩掛は、標準歩掛に補正係数（複数の場合は連続して）を乗じ、最終値を端数処理する。</p> <p>例：標準歩掛0.35，作業上の補正0.85，撤去補正0.2，台数補正0.7の場合 補正計算 $0.35 \times 0.85 \times 0.2 \times 0.7 = 0.04165 \rightarrow 0.042$（小数点4位四捨五入し，3位止め）</p> <p>(2) 台数補正 ア 個別歩掛に明記されているものを除き，同一場所，同時施工の2台目等（個，基，組など。以下同じ。）以降は，1台等につき歩掛を0.7倍とする。ただし，低減は小さい方を対象とする。なお，長さ，面積，体積を起算単位とする歩掛には適用しない。 イ 同一場所とは，施工の準備，後片付けを伴わずに施工が可能な同一現場内とする。 ウ 同一種別の資材でも施工の準備，後片付けが必要となる場合は台数補正の対象外とする。</p> <p>(3) 撤去や再使用に関わる補正 ア 既設設備の撤去のうち，資材を再使用する場合は据付等（据付のほか，布設，取り付けなどを含む。以下同じ。）の歩掛の1.0倍とする。 イ 既設設備の撤去のうち，資材を再使用しない場合は据付等の歩掛の0.5倍とする。 ウ 上記ア，イにおいても台数補正を適用する。 エ 上記ア～ウに関して，個別歩掛に指定がある場合は，その指定による。</p> <p>2-1-2-2 その他の取り扱い</p> <p>(1) 調整，試験 調整工が別途定められているものを除き，据付等の標準歩掛には単体の調整，試験が含まれている。なお，他の機器との組合せ調整や試験が必要な場合は別途積み上げる。</p> <p>(2) 直近上位の使用 歩掛表に該当する規格（寸法，口径，太さなど）がない場合は，原則として直近上位の歩掛を適用する。</p> <p>(3) 起算単位 起算単位が1でない歩掛（例：100mあたり，10個あたり，2口あたりなど）を使用するときは，個別歩掛に明記されているものを除き，単位数量あたり（例：1mあたり，1個あたり，1口あたりなど）に換算して計上する。なお，換算にあたり，円未満の端数が生じたときは円止めとする。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p>第1節 共通事項</p> <p>2-1-2 歩掛の取り扱い 2-1-2-1 歩掛の補正</p> <p>(1) 歩掛補正の原則 補正歩掛は、標準歩掛に補正係数（複数の場合は連続して）を乗じ、最終値を端数処理する。</p> <p>例：標準歩掛0.35，作業上の補正0.85，撤去補正0.2，台数補正0.7の場合 補正計算 $0.35 \times 0.85 \times 0.2 \times 0.7 = 0.04165 \rightarrow 0.042$（小数点以下第4位を四捨五入し，第3位とする。）</p> <p>(2) 台数補正 ア 個別歩掛に明記されているものを除き，同一場所，同時施工の2台目等（個，基，組など。以下同じ。）以降は，1台等につき歩掛を0.7倍とする。ただし，低減は小さい方を対象とする。なお，長さ，面積，体積を起算単位とする歩掛には適用しない。 イ 同一場所とは，施工の準備，後片付けを伴わずに施工が可能な同一現場内とする。 ウ 同一種別の資材でも施工の準備，後片付けが必要となる場合は台数補正の対象外とする。</p> <p>(3) 撤去や再使用に関わる補正 ア 既設設備の撤去のうち，資材を再使用する場合は据付等（据付のほか，布設，取り付けなどを含む。以下同じ。）の歩掛の1.0倍とする。 イ 既設設備の撤去のうち，資材を再使用しない場合は据付等の歩掛の0.5倍とする。 ウ 上記ア，イにおいても台数補正を適用する。 エ 上記ア～ウに関して，個別歩掛に指定がある場合は，その指定による。</p> <p>2-1-2-2 その他の取り扱い</p> <p>(1) 調整，試験 調整工が別途定められているものを除き，据付等の標準歩掛には単体の調整，試験が含まれている。なお，他の機器との組合せ調整や試験が必要な場合は別途積み上げる。</p> <p>(2) 直近上位の使用 歩掛表に該当する規格（寸法，口径，太さなど）がない場合は，原則として直近上位の歩掛を適用する。</p> <p>(3) 起算単位 起算単位が1でない歩掛（例：100mあたり，10個あたり，2口あたりなど）を使用するときは，個別歩掛に明記されているものを除き，単位数量あたり（例：1mあたり，1個あたり，1口あたりなど）に換算して計上する。なお，換算にあたり，円未満の端数が生じたときは1円未満を切り捨てし1円単位とする。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）
	<p style="text-align: center;">第Ⅲ編 機械設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1章 請負工事費の積算</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 請負工事費の費目と構成</p> <p>1-1-2-1 請負工事費の費目</p> <p>(1) 請負工事費</p> <p>請負工事費とは、請負に付そうとする工事の施工にあたり、受注者が通常必要とすると考えられるすべての費用で、工事価格と消費税等相当額の合計である。</p> <p>(2) 工事価格</p> <p>ア 工事価格は工場修理費、工事費、スクラップ評価額の合計であり、複数の経費体系の工事価格等を合算する場合を除き、万円止め（50万円未満は千円止め）とする。</p> <p>イ 工事費は工事原価、一般管理費等の合計である。</p> <p>ウ 工事原価は、機器費、製作原価、据付工事原価、設計技術費の合計である。</p> <p>エ 製作原価は、工場での製作に関わる費用で、直接製作費、間接製作費の合計である。</p> <p>(ア) 直接製作費は工場製作に関わる直接費で、材料費、機器単体費、労務費、塗装費、直接経費の合計である。</p> <p>(イ) 間接製作費は製作工場の管理運営のために要する費用及び製作品の製造設計に関わる費用（システム設計費用を除く）で、間接労務費と工場管理費の合計である。</p> <p>オ 据付工事原価は据付工事（「据付工事」とは据付作業のみならず、撤去や修繕など現場での工事全般を言う。以下同じ。）に関わる費用で、直接工事費と間接工事費の合計である。</p> <p>(ア) 直接工事費は工事目的物を造るために直接投入されたことが明確に把握できる費用で、輸送費、材料費、労務費、直接経費、仮設費の合計である。</p> <p>(イ) 間接工事費は引き渡し受けない各工事部門共通の工事費（直接工事費を除く）、工事を管理する費用、据付工事部門等の管理運営する費用などの経費で、共通仮設費、現場管理費、据付間接費、工期延長等に伴う現場維持等の費用合計である。</p> <p>カ 直接製作費と間接労務費をあわせて純製作費とする。</p> <p>キ 直接工事費と共通仮設費をあわせて純工事費とする。</p> <p>ク 各費目の定義及び積算方法は各項による。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅲ編 機械設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1章 請負工事費の積算</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 請負工事費の費目と構成</p> <p>1-1-2-1 請負工事費の費目</p> <p>(1) 請負工事費</p> <p>請負工事費とは、請負に付そうとする工事の施工にあたり、受注者が通常必要とすると考えられるすべての費用で、工事価格と消費税等相当額の合計である。</p> <p>(2) 工事価格</p> <p>ア 工事価格は工場修理費、工事費、スクラップ評価額の合計であり、複数の経費体系の工事価格等を合算する場合を除き、10,000円未満を切り捨てし10,000円単位（50万円未満は1,000円未満を切り捨てし1,000円単位）とする。</p> <p>イ 工事費は工事原価、一般管理費等の合計である。</p> <p>ウ 工事原価は、機器費、製作原価、据付工事原価、設計技術費の合計である。</p> <p>エ 製作原価は、工場での製作に関わる費用で、直接製作費、間接製作費の合計である。</p> <p>(ア) 直接製作費は工場製作に関わる直接費で、材料費、機器単体費、労務費、塗装費、直接経費の合計である。</p> <p>(イ) 間接製作費は製作工場の管理運営のために要する費用及び製作品の製造設計に関わる費用（システム設計費用を除く）で、間接労務費と工場管理費の合計である。</p> <p>オ 据付工事原価は据付工事（「据付工事」とは据付作業のみならず、撤去や修繕など現場での工事全般を言う。以下同じ。）に関わる費用で、直接工事費と間接工事費の合計である。</p> <p>(ア) 直接工事費は工事目的物を造るために直接投入されたことが明確に把握できる費用で、輸送費、材料費、労務費、直接経費、仮設費の合計である。</p> <p>(イ) 間接工事費は引き渡し受けない各工事部門共通の工事費（直接工事費を除く）、工事を管理する費用、据付工事部門等の管理運営する費用などの経費で、共通仮設費、現場管理費、据付間接費、工期延長等に伴う現場維持等の費用合計である。</p> <p>カ 直接製作費と間接労務費をあわせて純製作費とする。</p> <p>キ 直接工事費と共通仮設費をあわせて純工事費とする。</p> <p>ク 各費目の定義及び積算方法は各項による。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）
	<p>第3節 機器費及び製作原価</p> <p>1-3-2-2 間接製作費</p> <p>(1) 間接製作費 間接製作費（間接労務費及び工場管理費）の内容は土木工事標準積算基準書（機械編）による。なお、工場社内試験及び工場立会い確認のために必要となる費用のうち、試験装置、計器等の費用は工場管理費に、試験、運転費用は間接労務費と工場管理費に含まれる。</p> <p>(2) 間接労務費 ア 間接労務費は直接製作費の中に計上された労務費に対して間接労務費率を乗じて求め、千円未満を切り捨てる。 イ 複数の工種区分を一括発注する場合の間接労務費は、原則として工種区分ごとの率を適用する。</p> <p>(3) 工場管理費 ア 工場管理費は、純製作費から材料費（ただし塗装費に含まれる材料費は除く）と機器単体費を除いた額に対して工場管理費率を乗じて求め、千円未満を切り捨てる。 イ 複数の工種区分を一括発注する場合の工場管理費は、原則として工種区分ごとの率を適用する。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>第3節 機器費及び製作原価</p> <p>1-3-2-2 間接製作費</p> <p>(1) 間接製作費 間接製作費（間接労務費及び工場管理費）の内容は土木工事標準積算基準書（機械編）による。なお、工場社内試験及び工場立会い確認のために必要となる費用のうち、試験装置、計器等の費用は工場管理費に、試験、運転費用は間接労務費と工場管理費に含まれる。</p> <p>(2) 間接労務費 ア 間接労務費は直接製作費の中に計上された労務費に対して間接労務費率を乗じて求め、1,000円未満を切り捨てし1,000円単位とする。 イ 複数の工種区分を一括発注する場合の間接労務費は、原則として工種区分ごとの率を適用する。</p> <p>(3) 工場管理費 ア 工場管理費は、純製作費から材料費（ただし塗装費に含まれる材料費は除く）と機器単体費を除いた額に対して工場管理費率を乗じて求め、1,000円未満を切り捨てし1,000円単位とする。 イ 複数の工種区分を一括発注場合の工場管理費は、原則として工種区分ごとの率を適用する。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）
	<p>第4節 据付工事原価 1-4-1-2 材料費 (6) 材料の付属品 ア 口径 100A 以下の配管においては、配管材料価格の 10%（円未満切り捨て）を「配管付属品」の名称にてサドル等の簡易な支持金物の費用として計上することができる。 ただし、配管がねじ継手鋼管の場合で、付属材料費の積算を率計上で行った場合には、付属材料費に支持材料が含まれているため、配管付属品の対象としない。 イ ねじ継手鋼管（150A 以下）について、表に掲げる付属品類については、「付属材料費」として一式計上できる。 付属材料費は、対象材料の区分ごとの合計額に付属品率を乗じて求めるものとし、1 円未満の端数は切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>第4節 据付工事原価 1-4-1-2 材料費 (6) 材料の付属品 ア 口径 100A 以下の配管においては、配管材料価格の 10%（1 円未満は切り捨てし、1 円単位とする。）を「配管付属品」の名称にてサドル等の簡易な支持金物の費用として計上することができる。 ただし、配管がねじ継手鋼管の場合で、付属材料費の積算を率計上で行った場合には、付属材料費に支持材料が含まれているため、配管付属品の対象としない。 イ ねじ継手鋼管（150A 以下）について、表に掲げる付属品類については、「付属材料費」として一式計上できる。付属材料費は、対象材料の区分ごとの合計額に付属品率を乗じて求めるものとし、1 円未満は切り捨てし、1 円単位とする。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）
	<p>1-4-1-8 端数処理 施工単価表、一位単価表、内訳書において、各構成要素の金額（数量×単価）で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>1-4-1-8 端数処理 施工単価表、一位単価表、内訳書において、各構成要素の金額（数量×単価）で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、1円単位とする。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)																																												
	<p>1-4-2 間接工事費 1-4-2-1 共通仮設費 (1) 共通仮設費の構成及び算定 ア 共通仮設費は、運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費より構成される。 イ 共通仮設費は所定の率計算による額と積み上げ計算による額とを加算して求める。</p> <p>(2) 共通仮設費の率分の計算方法 ア 共通仮設費の率分は次により求め、千円未満を切り捨てる。(千円止め) 共通仮設費 = 共通仮設費対象額 × 共通仮設費率 × 施工地域を考慮した補正係数 なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率の端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>(省略)</p> <p>(4) 共通仮設費率表</p> <table border="1" data-bbox="424 831 1540 1255"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル換気設備</td> <td rowspan="6">24.01%</td> <td rowspan="6">762.79</td> <td rowspan="6">-0.2319</td> <td rowspan="6">9.07%</td> </tr> <tr> <td>トンネル非常用施設</td> </tr> <tr> <td>消融雪設備</td> </tr> <tr> <td>道路排水設備・共同溝付帯設備</td> </tr> <tr> <td>車両重量計設備、車両計測設備</td> </tr> <tr> <td>駐車場設備、道路用昇降設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。Kr=A×P^b (Krは共通仮設費率[%], Pは対象額, A, bは表の変数値) 注意2 共通仮設費率(Kr)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。 注意3 「新設」はポンプ所や浄水場、発電所など、施設そのものを新規に建設する工事に、「維持修繕」は既存の施設における取替、修理、増設、撤去など、「新設」以外の工事に適用する。 注意4 主たるものが配管関係のときは「揚排水ポンプ設備」、排水設備のときは「道路排水設備」、重量物機器のときは「ダム施工機械設備」をそれぞれ適用する。機器等据付工についてはその対象設備による。 注意5 「鋼製付属設備」は鋼製付属設備単独工事のときに適用する。</p>	対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	トンネル換気設備	24.01%	762.79	-0.2319	9.07%	トンネル非常用施設	消融雪設備	道路排水設備・共同溝付帯設備	車両重量計設備、車両計測設備	駐車場設備、道路用昇降設備	<p>1-4-2 間接工事費 1-4-2-1 共通仮設費 (1) 共通仮設費の構成及び算定 ア 共通仮設費は、運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費より構成される。 イ 共通仮設費は所定の率計算による額と積み上げ計算による額とを加算して求める。</p> <p>(2) 共通仮設費の率分の計算方法 ア 共通仮設費の率分は次により求め、1,000円未満を切り捨てし1,000円単位とする。 共通仮設費 = 共通仮設費対象額 × 共通仮設費率 × 施工地域を考慮した補正係数 なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率の端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p>(省略)</p> <p>(4) 共通仮設費率表</p> <table border="1" data-bbox="1656 831 2772 1255"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル換気設備</td> <td rowspan="6">24.01%</td> <td rowspan="6">762.79</td> <td rowspan="6">-0.2319</td> <td rowspan="6">9.07%</td> </tr> <tr> <td>トンネル非常用施設</td> </tr> <tr> <td>消融雪設備</td> </tr> <tr> <td>道路排水設備・共同溝付帯設備</td> </tr> <tr> <td>車両重量計設備、車両計測設備</td> </tr> <tr> <td>駐車場設備、道路用昇降設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。Kr=A×P^b (Krは共通仮設費率[%], Pは対象額, A, bは表の変数値) 注意2 共通仮設費率(Kr)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位とする。 注意3 「新設」はポンプ所や浄水場、発電所など、施設そのものを新規に建設する工事に、「維持修繕」は既存の施設における取替、修理、増設、撤去など、「新設」以外の工事に適用する。 注意4 主たるものが配管関係のときは「揚排水ポンプ設備」、排水設備のときは「道路排水設備」、重量物機器のときは「ダム施工機械設備」をそれぞれ適用する。機器等据付工についてはその対象設備による。 注意5 「鋼製付属設備」は鋼製付属設備単独工事のときに適用する。</p>	対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	トンネル換気設備	24.01%	762.79	-0.2319	9.07%	トンネル非常用施設	消融雪設備	道路排水設備・共同溝付帯設備	車両重量計設備、車両計測設備	駐車場設備、道路用昇降設備
対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																										
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																										
		A	b																																											
トンネル換気設備	24.01%	762.79	-0.2319	9.07%																																										
トンネル非常用施設																																														
消融雪設備																																														
道路排水設備・共同溝付帯設備																																														
車両重量計設備、車両計測設備																																														
駐車場設備、道路用昇降設備																																														
対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																										
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																										
		A	b																																											
トンネル換気設備	24.01%	762.79	-0.2319	9.07%																																										
トンネル非常用施設																																														
消融雪設備																																														
道路排水設備・共同溝付帯設備																																														
車両重量計設備、車両計測設備																																														
駐車場設備、道路用昇降設備																																														

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)																																												
	<p>1-4-2-2 現場管理費</p> <p>(1) 現場管理費の内容及び算定</p> <p>ア 現場管理費の内容は土木工事標準積算基準書(機械編)による。</p> <p>イ 現場管理費は、所定の率計算により求める。</p> <p>(2) 現場管理費の計算方法</p> <p>ア 現場管理費は次により求め、千円未満を切り捨てる。(千円止め)</p> <p>現場管理費 = 現場管理費対象額 × (現場管理費率 × 施工地域を考慮した補正係数 + 加算補正)</p> <p>なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率の端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(4) 現場管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="424 766 1540 1186"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル換気設備</td> <td rowspan="6">22.76%</td> <td rowspan="6">55.45</td> <td rowspan="6">-0.0597</td> <td rowspan="6">17.71%</td> </tr> <tr> <td>トンネル非常用施設</td> </tr> <tr> <td>消融雪設備</td> </tr> <tr> <td>道路排水設備・共同溝付帯設備</td> </tr> <tr> <td>車両重量計設備、車両計測設備</td> </tr> <tr> <td>駐車場設備、道路用昇降設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。Jo = A × Np^b (Joは現場管理費率[%], Npは対象額, A, bは表の変数値)</p> <p>注意2 現場管理費率(Jo)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p>	対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	トンネル換気設備	22.76%	55.45	-0.0597	17.71%	トンネル非常用施設	消融雪設備	道路排水設備・共同溝付帯設備	車両重量計設備、車両計測設備	駐車場設備、道路用昇降設備	<p>1-4-2-2 現場管理費</p> <p>(1) 現場管理費の内容及び算定</p> <p>ア 現場管理費の内容は土木工事標準積算基準書(機械編)による。</p> <p>イ 現場管理費は、所定の率計算により求める。</p> <p>(2) 現場管理費の計算方法</p> <p>ア 現場管理費は次により求め、1,000円未満を切り捨てし1,000円単位とする。</p> <p>現場管理費 = 現場管理費対象額 × (現場管理費率 × 施工地域を考慮した補正係数 + 加算補正)</p> <p>なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率の端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(4) 現場管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="1659 766 2775 1186"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル換気設備</td> <td rowspan="6">22.76%</td> <td rowspan="6">55.45</td> <td rowspan="6">-0.0597</td> <td rowspan="6">17.71%</td> </tr> <tr> <td>トンネル非常用施設</td> </tr> <tr> <td>消融雪設備</td> </tr> <tr> <td>道路排水設備・共同溝付帯設備</td> </tr> <tr> <td>車両重量計設備、車両計測設備</td> </tr> <tr> <td>駐車場設備、道路用昇降設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。Jo = A × Np^b (Joは現場管理費率[%], Npは対象額, A, bは表の変数値)</p> <p>注意2 現場管理費率(Jo)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位とする。</p>	対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	トンネル換気設備	22.76%	55.45	-0.0597	17.71%	トンネル非常用施設	消融雪設備	道路排水設備・共同溝付帯設備	車両重量計設備、車両計測設備	駐車場設備、道路用昇降設備
対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																										
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																										
		A	b																																											
トンネル換気設備	22.76%	55.45	-0.0597	17.71%																																										
トンネル非常用施設																																														
消融雪設備																																														
道路排水設備・共同溝付帯設備																																														
車両重量計設備、車両計測設備																																														
駐車場設備、道路用昇降設備																																														
対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																										
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																										
		A	b																																											
トンネル換気設備	22.76%	55.45	-0.0597	17.71%																																										
トンネル非常用施設																																														
消融雪設備																																														
道路排水設備・共同溝付帯設備																																														
車両重量計設備、車両計測設備																																														
駐車場設備、道路用昇降設備																																														

備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）
	<p>1-4-2-3 据付間接費</p> <p>(1) 据付間接費の内容及び算定</p> <p>ア 据付間接費の内容は土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p> <p>イ 据付間接費は所定の率計算により求める。</p> <p>ウ 据付間接費は修繕，撤去においても計上する。</p> <p>(2) 据付間接費の計算方法</p> <p>ア 据付間接費は次により求め，千円未満を切り捨てる。（千円止め）</p> <p> 据付間接費 = 直接工事費中の労務費のうちの機械設備据付工労務費 × 据付間接費率</p> <p>イ 据付間接費率は別記の表による。</p> <p>ウ 原則として共通仮設費（率分）と同じ工種区分を適用する。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>1-4-2-3 据付間接費</p> <p>(1) 据付間接費の内容及び算定</p> <p>ア 据付間接費の内容は土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p> <p>イ 据付間接費は所定の率計算により求める。</p> <p>ウ 据付間接費は修繕，撤去においても計上する。</p> <p>(2) 据付間接費の計算方法</p> <p>ア 据付間接費は次により求め，1,000円未満を切り捨てし1,000円単位とする。</p> <p> 据付間接費 = 直接工事費中の労務費のうちの機械設備据付工労務費 × 据付間接費率</p> <p>イ 据付間接費率は別記の表による。</p> <p>ウ 原則として共通仮設費（率分）と同じ工種区分を適用する。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)																																																																																																																																																																																		
	<p>第5節 設計技術費及び一般管理費等</p> <p>1-5-1 設計技術費</p> <p>1-5-1-1 設計技術費</p> <p>(1) 設計技術費の内容及び算定</p> <p>ア 設計技術費の内容は土木工事標準積算基準書(機械編)による。</p> <p>イ 設計技術費は、所定の率計算により求める。</p> <p>ウ 設計技術費は修繕、撤去などにおいても計上する。ただし、塗装のみの場合は計上しない。</p> <p>(2) 設計技術費の計算方法</p> <p>ア 設計技術費は次により求め、千円未満を切り捨てる。(千円止め)</p> <p>設計技術費 = 設計技術費対象額 × (標準設計技術費率 + 加算補正)</p> <p>イ 標準設計技術費率は別記の表より求める。なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 原則として共通仮設費(率分)と同じ工種区分を適用する。</p> <p>(3) 設計技術費対象額</p> <p>設計技術費対象額は次による。なお、処分費等は「処分費等の取り扱い」による。</p> <p>設計技術費対象額 = 機器費 + 製作原価 + 据付工事原価(中止期間中の現場維持費等を除く) - 処分費等</p> <p>(4) 標準設計技術費率表</p> <table border="1" data-bbox="418 867 1540 1318"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門設備(新設, 維持修繕)</td> <td>3.32%</td> <td>23.589</td> <td>-0.1217</td> <td>1.89%</td> </tr> <tr> <td>ゴム引布製起伏ゲート設備</td> <td>4.22%</td> <td>743.220</td> <td>-0.3209</td> <td>0.96%</td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備(新設, 維持修繕)</td> <td>4.47%</td> <td>65.910</td> <td>-0.1669</td> <td>2.07%</td> </tr> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> <td>4.28%</td> <td>13.580</td> <td>-0.0717</td> <td>3.07%</td> </tr> <tr> <td>トンネル換気設備, 駐車場設備, 道路用昇降設備</td> <td>2.77%</td> <td>47.925</td> <td>-0.1769</td> <td>1.23%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="418 1350 1540 1856"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小形水門設備(新設, 維持修繕)</td> <td>3.68%</td> <td>350.050</td> <td>-0.2953</td> <td>1.24%</td> </tr> <tr> <td>除塵設備</td> <td>3.77%</td> <td>170.040</td> <td>-0.2469</td> <td>1.52%</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備</td> <td>3.62%</td> <td>70.164</td> <td>-0.1922</td> <td>1.78%</td> </tr> <tr> <td>トンネル非常用施設</td> <td>3.21%</td> <td>43.530</td> <td>-0.1690</td> <td>1.72%</td> </tr> <tr> <td>車両重量計設備, 車両計測設備</td> <td>3.55%</td> <td>25.921</td> <td>-0.1289</td> <td>2.21%</td> </tr> <tr> <td>消融雪設備</td> <td>2.80%</td> <td>351.050</td> <td>-0.3131</td> <td>0.88%</td> </tr> <tr> <td>道路排水設備・共同溝付帯設備</td> <td>4.34%</td> <td>40.425</td> <td>-0.1447</td> <td>2.54%</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> <td>3.68%</td> <td>350.050</td> <td>-0.2953</td> <td>1.24%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。Se=A×P^b(Seは標準設計技術費率[%], Pは対象額, A, bは表の変数値)</p> <p>注意2 設計技術費率(Se)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p>	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	水門設備(新設, 維持修繕)	3.32%	23.589	-0.1217	1.89%	ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22%	743.220	-0.3209	0.96%	揚排水ポンプ設備(新設, 維持修繕)	4.47%	65.910	-0.1669	2.07%	ダム施工機械設備	4.28%	13.580	-0.0717	3.07%	トンネル換気設備, 駐車場設備, 道路用昇降設備	2.77%	47.925	-0.1769	1.23%	対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	小形水門設備(新設, 維持修繕)	3.68%	350.050	-0.2953	1.24%	除塵設備	3.77%	170.040	-0.2469	1.52%	ダム管理設備	3.62%	70.164	-0.1922	1.78%	トンネル非常用施設	3.21%	43.530	-0.1690	1.72%	車両重量計設備, 車両計測設備	3.55%	25.921	-0.1289	2.21%	消融雪設備	2.80%	351.050	-0.3131	0.88%	道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34%	40.425	-0.1447	2.54%	鋼製付属設備	3.68%	350.050	-0.2953	1.24%	<p>第5節 設計技術費及び一般管理費等</p> <p>1-5-1 設計技術費</p> <p>1-5-1-1 設計技術費</p> <p>(1) 設計技術費の内容及び算定</p> <p>ア 設計技術費の内容は土木工事標準積算基準書(機械編)による。</p> <p>イ 設計技術費は、所定の率計算により求める。</p> <p>ウ 設計技術費は修繕、撤去などにおいても計上する。ただし、塗装のみの場合は計上しない。</p> <p>(2) 設計技術費の計算方法</p> <p>ア 設計技術費は次により求め、1,000円未満を切り捨てし1,000円単位とする。</p> <p>設計技術費 = 設計技術費対象額 × (標準設計技術費率 + 加算補正)</p> <p>イ 標準設計技術費率は別記の表より求める。なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 原則として共通仮設費(率分)と同じ工種区分を適用する。</p> <p>(3) 設計技術費対象額</p> <p>設計技術費対象額は次による。なお、処分費等は「処分費等の取り扱い」による。</p> <p>設計技術費対象額 = 機器費 + 製作原価 + 据付工事原価(中止期間中の現場維持費等を除く) - 処分費等</p> <p>(4) 標準設計技術費率表</p> <table border="1" data-bbox="1656 867 2778 1318"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門設備(新設, 維持修繕)</td> <td>3.32%</td> <td>23.589</td> <td>-0.1217</td> <td>1.89%</td> </tr> <tr> <td>ゴム引布製起伏ゲート設備</td> <td>4.22%</td> <td>743.220</td> <td>-0.3209</td> <td>0.96%</td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備(新設, 維持修繕)</td> <td>4.47%</td> <td>65.910</td> <td>-0.1669</td> <td>2.07%</td> </tr> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> <td>4.28%</td> <td>13.580</td> <td>-0.0717</td> <td>3.07%</td> </tr> <tr> <td>トンネル換気設備, 駐車場設備, 道路用昇降設備</td> <td>2.77%</td> <td>47.925</td> <td>-0.1769</td> <td>1.23%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1656 1350 2778 1856"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小形水門設備(新設, 維持修繕)</td> <td>3.68%</td> <td>350.050</td> <td>-0.2953</td> <td>1.24%</td> </tr> <tr> <td>除塵設備</td> <td>3.77%</td> <td>170.040</td> <td>-0.2469</td> <td>1.52%</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備</td> <td>3.62%</td> <td>70.164</td> <td>-0.1922</td> <td>1.78%</td> </tr> <tr> <td>トンネル非常用施設</td> <td>3.21%</td> <td>43.530</td> <td>-0.1690</td> <td>1.72%</td> </tr> <tr> <td>車両重量計設備, 車両計測設備</td> <td>3.55%</td> <td>25.921</td> <td>-0.1289</td> <td>2.21%</td> </tr> <tr> <td>消融雪設備</td> <td>2.80%</td> <td>351.050</td> <td>-0.3131</td> <td>0.88%</td> </tr> <tr> <td>道路排水設備・共同溝付帯設備</td> <td>4.34%</td> <td>40.425</td> <td>-0.1447</td> <td>2.54%</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> <td>3.68%</td> <td>350.050</td> <td>-0.2953</td> <td>1.24%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。Se=A×P^b(Seは標準設計技術費率[%], Pは対象額, A, bは表の変数値)</p> <p>注意2 設計技術費率(Se)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位とする。</p>	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	水門設備(新設, 維持修繕)	3.32%	23.589	-0.1217	1.89%	ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22%	743.220	-0.3209	0.96%	揚排水ポンプ設備(新設, 維持修繕)	4.47%	65.910	-0.1669	2.07%	ダム施工機械設備	4.28%	13.580	-0.0717	3.07%	トンネル換気設備, 駐車場設備, 道路用昇降設備	2.77%	47.925	-0.1769	1.23%	対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	小形水門設備(新設, 維持修繕)	3.68%	350.050	-0.2953	1.24%	除塵設備	3.77%	170.040	-0.2469	1.52%	ダム管理設備	3.62%	70.164	-0.1922	1.78%	トンネル非常用施設	3.21%	43.530	-0.1690	1.72%	車両重量計設備, 車両計測設備	3.55%	25.921	-0.1289	2.21%	消融雪設備	2.80%	351.050	-0.3131	0.88%	道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34%	40.425	-0.1447	2.54%	鋼製付属設備	3.68%	350.050	-0.2953	1.24%
対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																
		A	b																																																																																																																																																																																	
水門設備(新設, 維持修繕)	3.32%	23.589	-0.1217	1.89%																																																																																																																																																																																
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22%	743.220	-0.3209	0.96%																																																																																																																																																																																
揚排水ポンプ設備(新設, 維持修繕)	4.47%	65.910	-0.1669	2.07%																																																																																																																																																																																
ダム施工機械設備	4.28%	13.580	-0.0717	3.07%																																																																																																																																																																																
トンネル換気設備, 駐車場設備, 道路用昇降設備	2.77%	47.925	-0.1769	1.23%																																																																																																																																																																																
対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																																																																																																																																																
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																
		A	b																																																																																																																																																																																	
小形水門設備(新設, 維持修繕)	3.68%	350.050	-0.2953	1.24%																																																																																																																																																																																
除塵設備	3.77%	170.040	-0.2469	1.52%																																																																																																																																																																																
ダム管理設備	3.62%	70.164	-0.1922	1.78%																																																																																																																																																																																
トンネル非常用施設	3.21%	43.530	-0.1690	1.72%																																																																																																																																																																																
車両重量計設備, 車両計測設備	3.55%	25.921	-0.1289	2.21%																																																																																																																																																																																
消融雪設備	2.80%	351.050	-0.3131	0.88%																																																																																																																																																																																
道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34%	40.425	-0.1447	2.54%																																																																																																																																																																																
鋼製付属設備	3.68%	350.050	-0.2953	1.24%																																																																																																																																																																																
対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																
		A	b																																																																																																																																																																																	
水門設備(新設, 維持修繕)	3.32%	23.589	-0.1217	1.89%																																																																																																																																																																																
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22%	743.220	-0.3209	0.96%																																																																																																																																																																																
揚排水ポンプ設備(新設, 維持修繕)	4.47%	65.910	-0.1669	2.07%																																																																																																																																																																																
ダム施工機械設備	4.28%	13.580	-0.0717	3.07%																																																																																																																																																																																
トンネル換気設備, 駐車場設備, 道路用昇降設備	2.77%	47.925	-0.1769	1.23%																																																																																																																																																																																
対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																																																																																																																																																
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																
		A	b																																																																																																																																																																																	
小形水門設備(新設, 維持修繕)	3.68%	350.050	-0.2953	1.24%																																																																																																																																																																																
除塵設備	3.77%	170.040	-0.2469	1.52%																																																																																																																																																																																
ダム管理設備	3.62%	70.164	-0.1922	1.78%																																																																																																																																																																																
トンネル非常用施設	3.21%	43.530	-0.1690	1.72%																																																																																																																																																																																
車両重量計設備, 車両計測設備	3.55%	25.921	-0.1289	2.21%																																																																																																																																																																																
消融雪設備	2.80%	351.050	-0.3131	0.88%																																																																																																																																																																																
道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34%	40.425	-0.1447	2.54%																																																																																																																																																																																
鋼製付属設備	3.68%	350.050	-0.2953	1.24%																																																																																																																																																																																

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)																																												
	<p>1-5-2 一般管理費等 1-5-2-1 一般管理費等 (1) 一般管理費等 ア 一般管理費等の項目は土木工事標準積算基準書(機械編)による。 イ 一般管理費等は、一般管理費等(率分)と契約保証補正額の和で、円止めとする。</p> <p>(2) 一般管理費等(率分)の計算方法 ア 一般管理費等(率分)は次により求め、円未満を切り捨てる。(円止め) 一般管理費等(率分) = 一般管理費等対象額 × 標準一般管理費等率 × 前払金支出割合補正係数 × 機器単体費補正係数 + 加算補正 イ 標準一般管理費等率は別記の表による。また、前払金支出割合補正係数は前払金の支出割合により別記の表から求める。なお、加算補正は原則として適用しない。 ウ 機器単体費補正係数は次式による。</p> $R = 1 - \frac{K}{1.25}$ <p>R : 機器単体費補正係数(小数点以下第3位を四捨五入し、2位止め) K : 工事原価に占める(機器費 + 機器単体費)の比率(小数点以下第3位を四捨五入し、2位止め) エ 前払い金の保証の無い工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</p> <p>(3) 一般管理費等対象額 ア 一般管理費等対象額は次による。 一般管理費等対象額 = 工事原価 - 処分費等控除額 イ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。</p> <p>(4) 標準一般管理費等率表</p> <table border="1" data-bbox="418 1018 1525 1129"> <tr> <td>対象額(C₁)</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>標準一般管理費等率(G₁)</td> <td>26.17%</td> <td>G₁[%]=-1.4357Log(C₁)+35.789</td> <td>22.18%</td> </tr> </table> <p>注意1 G₁は標準一般管理費等率、C₁は一般管理費等対象額とする。 注意2 G₁は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>(5) 前払金支出割合補正係数表</p> <table border="1" data-bbox="436 1249 1498 1360"> <tr> <td>前払金支出割合</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> <td>35%を超えるもの</td> <td>前払金保証なし</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td colspan="2">1.00</td> </tr> </table> <p>注意1 標準一般管理費等率(G₁)、機器単体費補正係数(R)、前払金支出割合補正係数を連続して乗じたのち、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>(6) 契約保証補正額の計算方法 ア 契約保証補正額は次により求め、円未満を切り捨てる。(円止め) 契約保証補正額 = 一般管理費等対象額 × 契約保証補正率 イ 契約変更を行う場合の一般管理費等対象額は、原則として当初設計の額とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	対象額(C ₁)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	標準一般管理費等率(G ₁)	26.17%	G ₁ [%]=-1.4357Log(C ₁)+35.789	22.18%	前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの	前払金保証なし	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00		<p>1-5-2 一般管理費等 1-5-2-1 一般管理費等 (1) 一般管理費等 ア 一般管理費等の項目は土木工事標準積算基準書(機械編)による。 イ 一般管理費等は、一般管理費等(率分)と契約保証補正額の和で、1円未満を切り捨てし1円単位とする。</p> <p>(2) 一般管理費等(率分)の計算方法 ア 一般管理費等(率分)は次により求め、1円未満を切り捨てし1円単位とする。 一般管理費等(率分) = 一般管理費等対象額 × 標準一般管理費等率 × 前払金支出割合補正係数 × 機器単体費補正係数 + 加算補正 イ 標準一般管理費等率は別記の表による。また、前払金支出割合補正係数は前払金の支出割合により別記の表から求める。なお、加算補正は原則として適用しない。 ウ 機器単体費補正係数は次式による。</p> $R = 1 - \frac{K}{1.25}$ <p>R : 機器単体費補正係数(小数点以下第3位を四捨五入し、第2位とする。) K : 工事原価に占める(機器費 + 機器単体費)の比率(小数点以下第3位を四捨五入し、第2位とする。) エ 前払い金の保証の無い工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</p> <p>(3) 一般管理費等対象額 ア 一般管理費等対象額は次による。 一般管理費等対象額 = 工事原価 - 処分費等控除額 イ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。</p> <p>(4) 標準一般管理費等率表</p> <table border="1" data-bbox="1656 1050 2763 1161"> <tr> <td>対象額(C₁)</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>標準一般管理費等率(G₁)</td> <td>26.17%</td> <td>G₁[%]=-1.4357Log(C₁)+35.789</td> <td>22.18%</td> </tr> </table> <p>注意1 G₁は標準一般管理費等率、C₁は一般管理費等対象額とする。 注意2 G₁は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p>(5) 前払金支出割合補正係数表</p> <table border="1" data-bbox="1673 1281 2736 1392"> <tr> <td>前払金支出割合</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> <td>35%を超えるもの</td> <td>前払金保証なし</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td colspan="2">1.00</td> </tr> </table> <p>注意1 標準一般管理費等率(G₁)、機器単体費補正係数(R)、前払金支出割合補正係数を連続して乗じたのち、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p>(6) 契約保証補正額の計算方法 ア 契約保証補正額は次により求め、1円未満を切り捨てし1円単位とする。 契約保証補正額 = 一般管理費等対象額 × 契約保証補正率 イ 契約変更を行う場合の一般管理費等対象額は、原則として当初設計の額とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	対象額(C ₁)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	標準一般管理費等率(G ₁)	26.17%	G ₁ [%]=-1.4357Log(C ₁)+35.789	22.18%	前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの	前払金保証なし	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00	
対象額(C ₁)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																											
標準一般管理費等率(G ₁)	26.17%	G ₁ [%]=-1.4357Log(C ₁)+35.789	22.18%																																											
前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの	前払金保証なし																																								
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																																									
対象額(C ₁)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																											
標準一般管理費等率(G ₁)	26.17%	G ₁ [%]=-1.4357Log(C ₁)+35.789	22.18%																																											
前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの	前払金保証なし																																								
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																																									

備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）
	<p>第7節 その他の取り扱い</p> <p>1-7-2 工種別算出及び諸経費の配分</p> <p>1-7-2-1 工種別算出及び諸経費の配分</p> <p>(1) 工種別の積み上げ</p> <p>工場修理費，機器費，直接製作費，直接工事費，間接工事費（積み上げ分）の各費目，スクラップ評価額の単位で工種ごとに算出し，内訳書を作成する。なお，直接製作費，直接工事費は，構成する費目ごとではなく，費目を合計したものを工種ごとに算出する。</p> <p>(2) 率計上の経費の工種別配賦</p> <p>ア 間接製作費，共通仮設費，現場管理費，据付間接費，設計技術費，一般管理費等は，それぞれの対象額合計に対して算出する。</p> <p>イ アの各経費はそれぞれ対象額合計の工種別割合により当該経費を工種別に配賦する。</p> <p>ウ 工事価格はその全体額を各工種の費目合計による割合により配賦し，工種別の工事価格を算出する。また，消費税等相当額はその全体額を各工種の工事価格による割合により配賦し，工種別の請負工事費を算出する。</p> <p>エ 上記イ，ウにおける配賦率[%]は，いずれも小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとし，配賦額は円止めとする。また，配賦時の端数は，対象額（工事価格の場合は費目合計，消費税等相当額の場合は工事価格）の大なる工種で調整し合計額に合うよう算定する。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>第7節 その他の取り扱い</p> <p>1-7-2 工種別算出及び諸経費の配分</p> <p>1-7-2-1 工種別算出及び諸経費の配分</p> <p>(1) 工種別の積み上げ</p> <p>工場修理費，機器費，直接製作費，直接工事費，間接工事費（積み上げ分）の各費目，スクラップ評価額の単位で工種ごとに算出し，内訳書を作成する。なお，直接製作費，直接工事費は，構成する費目ごとではなく，費目を合計したものを工種ごとに算出する。</p> <p>(2) 率計上の経費の工種別配賦</p> <p>ア 間接製作費，共通仮設費，現場管理費，据付間接費，設計技術費，一般管理費等は，それぞれの対象額合計に対して算出する。</p> <p>イ アの各経費はそれぞれ対象額合計の工種別割合により当該経費を工種別に配賦する。</p> <p>ウ 工事価格はその全体額を各工種の費目合計による割合により配賦し，工種別の工事価格を算出する。また，消費税等相当額はその全体額を各工種の工事価格による割合により配賦し，工種別の請負工事費を算出する。</p> <p>エ 上記イ，ウにおける配賦率[%]は，いずれも小数点以下第3位を四捨五入して第2位とし，配賦額は1円未満を切り捨てし1円単位とする。また，配賦時の端数は，対象額（工事価格の場合は費目合計，消費税等相当額の場合は工事価格）の大なる工種で調整し合計額に合うよう算定する。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)
	<p style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p>第1節 共通事項</p> <p>2-1-2 歩掛の取り扱い 2-1-2-1 歩掛の補正 (1) 歩掛補正の原則 補正歩掛は、標準歩掛に補正係数(複数の場合は連続して)を乗じ、最終値を端数処理する。</p> <p>例：標準歩掛0.15、作業上の補正0.85、撤去補正0.4、台数補正0.8の場合 補正計算 $0.15 \times 0.85 \times 0.4 \times 0.8 = 0.0408 \rightarrow 0.041$ (小数点4位四捨五入し、3位止め)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p>第1節 共通事項</p> <p>2-1-2 歩掛の取り扱い 2-1-2-1 歩掛の補正 (1) 歩掛補正の原則 補正歩掛は、標準歩掛に補正係数(複数の場合は連続して)を乗じ、最終値を端数処理する。</p> <p>例：標準歩掛0.15、作業上の補正0.85、撤去補正0.4、台数補正0.8の場合 補正計算 $0.15 \times 0.85 \times 0.4 \times 0.8 = 0.0408 \rightarrow 0.041$ (小数点以下第4位を四捨五入し、第3位とする。)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）
	<p>2-1-2-3 その他の取り扱い</p> <p>(1) 歩掛の適用条件</p> <p>ア 機器等の基礎のアンカーのための削孔，溶接，さし筋，芯出しは据付歩掛に含む。</p> <p>イ 機器等のコンクリート基礎及び掘削等の土木工事は含まないものとする。</p> <p>ウ 電気通信設備工事との取り合いは特記のない限り電源端子までとし，単独工事の場合には接続・取外しを含むものとする。</p> <p>エ 管類の布設に伴う掘削及び埋戻しは別途計上する。なお，呼び径80mm未満の管類は埋戻し土量やコンクリート打設量等に関して，管類の体積を考慮しないことができる。</p> <p>(2) 調整，試験</p> <p>据付等の標準歩掛には調整，試験が含まれているものとする。ただし，個別歩掛に指定があるときはこの限りでない。</p> <p>(3) 直近上位の使用</p> <p>歩掛表に該当する規格（寸法，口径，太さなど）がない場合は，原則として直近上位の歩掛を適用する。</p> <p>(4) 起算単位</p> <p>起算単位が1でない歩掛（例：100mあたり，10個あたり，2口あたりなど）を使用するときは，個別歩掛に明記されているものを除き，単位数量あたり（例：1mあたり，1個あたり，1口あたりなど）に換算して計上する。なお，換算にあたり，円未満の端数が生じたときは円止めとする。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>2-1-2-3 その他の取り扱い</p> <p>(1) 歩掛の適用条件</p> <p>ア 機器等の基礎のアンカーのための削孔，溶接，さし筋，芯出しは据付歩掛に含む。</p> <p>イ 機器等のコンクリート基礎及び掘削等の土木工事は含まないものとする。</p> <p>ウ 電気通信設備工事との取り合いは特記のない限り電源端子までとし，単独工事の場合には接続・取外しを含むものとする。</p> <p>エ 管類の布設に伴う掘削及び埋戻しは別途計上する。なお，呼び径80mm未満の管類は埋戻し土量やコンクリート打設量等に関して，管類の体積を考慮しないことができる。</p> <p>(2) 調整，試験</p> <p>据付等の標準歩掛には調整，試験が含まれているものとする。ただし，個別歩掛に指定があるときはこの限りでない。</p> <p>(3) 直近上位の使用</p> <p>歩掛表に該当する規格（寸法，口径，太さなど）がない場合は，原則として直近上位の歩掛を適用する。</p> <p>(4) 起算単位</p> <p>起算単位が1でない歩掛（例：100mあたり，10個あたり，2口あたりなど）を使用するときは，個別歩掛に明記されているものを除き，単位数量あたり（例：1mあたり，1個あたり，1口あたりなど）に換算して計上する。なお，換算にあたり，円未満の端数が生じたときは1円未満を切り捨てし1円単位とする。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

備考	旧 (令和4年7月)				新 (令和5年7月)			
	2-2-2-5 鋼管切断 単位：口				2-2-2-5 鋼管切断 単位：口			
	細別規格	溶接工	諸雑費	摘要	細別規格	溶接工	諸雑費	摘要
	呼び径				呼び径			
	80mm	0.13	労務費の 7.5%		80mm	0.13	労務費の 7.5%	
	100mm	0.14			100mm	0.14		
	125mm	0.16			125mm	0.16		
	150mm	0.18			150mm	0.18		
	200mm	0.23			200mm	0.23		
	250mm	0.27			250mm	0.27		
	300mm	0.36			300mm	0.36		
	350mm	0.45			350mm	0.45		
	400mm	0.54			400mm	0.54		
	450mm	0.63			450mm	0.63		
	500mm	0.72			500mm	0.72		
	600mm	0.81			600mm	0.81		
	700mm	1.09			700mm	1.09		
	800mm	1.24			800mm	1.24		
	900mm	1.38			900mm	1.38		
	1,000mm	1.68			1,000mm	1.68		
	1,100mm	1.82			1,100mm	1.82		
	1,200mm	2.11			1,200mm	2.11		
	1,350mm	2.57			1,350mm	2.57		
	1,500mm	3.29			1,500mm	3.29		
	1,600mm	3.63			1,600mm	3.63		
	1,650mm	3.74			1,650mm	3.74		
	1,800mm	3.95			1,800mm	3.95		
	1,900mm	4.20			1,900mm	4.20		
	2,000mm	4.45		2,000mm	4.45			
	2,100mm	4.95		2,100mm	4.95			
	2,200mm	5.43		2,200mm	5.43			
	2,300mm	5.99		2,300mm	5.99			
	2,400mm	6.51		2,400mm	6.51			
	2,500mm	7.12		2,500mm	7.12			
	2,600mm	7.69		2,600mm	7.69			
	2,700mm	8.35		2,700mm	8.35			
	2,800mm	8.97		2,800mm	8.97			
	2,900mm	9.68		2,900mm	9.68			
	3,000mm	10.75		3,000mm	10.75			
<p>注意1 罨書き、切断、開先加工を含む。</p> <p>注意2 直切りとする。斜切りの場合は、周長比（小数第4位を四捨五入し3位止め）で割増する。</p> <p>注意3 諸雑費には、酸素、アセチレン、サンダーストーン、工具損料を含む。</p> <p>注意4 罨書き及び切断の場合は本表の70%とし、開先加工のみの場合は本表の30%とする。</p>					<p>注意1 罨書き、切断、開先加工を含む。</p> <p>注意2 直切りとする。斜切りの場合は、周長比（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位とする。）で割増する。</p> <p>注意3 諸雑費には、酸素、アセチレン、サンダーストーン、工具損料を含む。</p> <p>注意4 罨書き及び切断の場合は本表の70%とし、開先加工のみの場合は本表の30%とする。</p>			

備考	旧 (令和4年7月)	新 (令和5年7月)																																																																																																																																																																																																																																																																														
	<p>2-2-2-6 ステンレス鋼管切断 単位：口</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">細別規格</th> <th rowspan="2">溶接工</th> <th rowspan="2">諸雑費</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>呼び径</th> <th>管厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="3">80mm</td><td>3.0mm</td><td>0.12</td><td rowspan="24" style="text-align:center; vertical-align:middle;">労務費の 15%</td><td></td></tr> <tr><td>4.0mm</td><td>0.15</td><td></td></tr> <tr><td>5.5mm</td><td>0.22</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">100mm</td><td>3.0mm</td><td>0.13</td><td></td></tr> <tr><td>4.0mm</td><td>0.16</td><td></td></tr> <tr><td>6.0mm</td><td>0.24</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">125mm</td><td>3.4mm</td><td>0.16</td><td></td></tr> <tr><td>5.0mm</td><td>0.22</td><td></td></tr> <tr><td>6.6mm</td><td>0.30</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">150mm</td><td>3.4mm</td><td>0.17</td><td></td></tr> <tr><td>5.0mm</td><td>0.23</td><td></td></tr> <tr><td>7.1mm</td><td>0.33</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">200mm</td><td>4.0mm</td><td>0.19</td><td></td></tr> <tr><td>6.5mm</td><td>0.30</td><td></td></tr> <tr><td>8.2mm</td><td>0.38</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">250mm</td><td>4.0mm</td><td>0.21</td><td></td></tr> <tr><td>6.5mm</td><td>0.35</td><td></td></tr> <tr><td>9.3mm</td><td>0.49</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">300mm</td><td>4.5mm</td><td>0.31</td><td></td></tr> <tr><td>6.5mm</td><td>0.44</td><td></td></tr> <tr><td>10.3mm</td><td>0.70</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">350mm</td><td>5.0mm</td><td>0.49</td><td></td></tr> <tr><td>6.0mm</td><td>0.58</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">400mm</td><td>5.0mm</td><td>0.58</td><td></td></tr> <tr><td>6.0mm</td><td>0.70</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">450mm</td><td>5.0mm</td><td>0.68</td><td></td></tr> <tr><td>6.0mm</td><td>0.82</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">500mm</td><td>5.5mm</td><td>0.86</td><td></td></tr> <tr><td>6.0mm</td><td>0.93</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">600mm</td><td>6.0mm</td><td>1.05</td><td></td></tr> <tr><td>6.5mm</td><td>1.14</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">700mm</td><td>6.0mm</td><td>1.22</td><td></td></tr> <tr><td>7.0mm</td><td>1.43</td><td></td></tr> <tr><td>8.0mm</td><td>1.63</td><td></td></tr> <tr><td>800mm</td><td>8.0mm</td><td>1.87</td><td></td></tr> <tr><td>900mm</td><td>8.0mm</td><td>2.11</td><td></td></tr> <tr><td>1,000mm</td><td>9.5mm</td><td>2.78</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注意1 罫書き，切断，開先加工までとする。 注意2 直切りとする。斜切りの場合は，周長比（小数第4位を四捨五入し3位止め）で割増する。 注意3 諸雑費は，エンジン付プラズマ切断機，雑材料（グラインダー，ステンレス用サンダーストーン，チップ，電極，燃料等を含む）とする 注意4 罫書き及び切断の場合は本表の70%とし，開先加工のみの場合は本表の30%とする。</p> <p style="text-align:center">(省略)</p>	細別規格		溶接工	諸雑費	摘要	呼び径	管厚	80mm	3.0mm	0.12	労務費の 15%		4.0mm	0.15		5.5mm	0.22		100mm	3.0mm	0.13		4.0mm	0.16		6.0mm	0.24		125mm	3.4mm	0.16		5.0mm	0.22		6.6mm	0.30		150mm	3.4mm	0.17		5.0mm	0.23		7.1mm	0.33		200mm	4.0mm	0.19		6.5mm	0.30		8.2mm	0.38		250mm	4.0mm	0.21		6.5mm	0.35		9.3mm	0.49		300mm	4.5mm	0.31		6.5mm	0.44		10.3mm	0.70		350mm	5.0mm	0.49		6.0mm	0.58		400mm	5.0mm	0.58		6.0mm	0.70		450mm	5.0mm	0.68		6.0mm	0.82		500mm	5.5mm	0.86		6.0mm	0.93		600mm	6.0mm	1.05		6.5mm	1.14		700mm	6.0mm	1.22		7.0mm	1.43		8.0mm	1.63		800mm	8.0mm	1.87		900mm	8.0mm	2.11		1,000mm	9.5mm	2.78		<p>2-2-2-6 ステンレス鋼管切断 単位：口</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">細別規格</th> <th rowspan="2">溶接工</th> <th rowspan="2">諸雑費</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>呼び径</th> <th>管厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="3">80mm</td><td>3.0mm</td><td>0.12</td><td rowspan="24" style="text-align:center; vertical-align:middle;">労務費の 15%</td><td></td></tr> <tr><td>4.0mm</td><td>0.15</td><td></td></tr> <tr><td>5.5mm</td><td>0.22</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">100mm</td><td>3.0mm</td><td>0.13</td><td></td></tr> <tr><td>4.0mm</td><td>0.16</td><td></td></tr> <tr><td>6.0mm</td><td>0.24</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">125mm</td><td>3.4mm</td><td>0.16</td><td></td></tr> <tr><td>5.0mm</td><td>0.22</td><td></td></tr> <tr><td>6.6mm</td><td>0.30</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">150mm</td><td>3.4mm</td><td>0.17</td><td></td></tr> <tr><td>5.0mm</td><td>0.23</td><td></td></tr> <tr><td>7.1mm</td><td>0.33</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">200mm</td><td>4.0mm</td><td>0.19</td><td></td></tr> <tr><td>6.5mm</td><td>0.30</td><td></td></tr> <tr><td>8.2mm</td><td>0.38</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">250mm</td><td>4.0mm</td><td>0.21</td><td></td></tr> <tr><td>6.5mm</td><td>0.35</td><td></td></tr> <tr><td>9.3mm</td><td>0.49</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">300mm</td><td>4.5mm</td><td>0.31</td><td></td></tr> <tr><td>6.5mm</td><td>0.44</td><td></td></tr> <tr><td>10.3mm</td><td>0.70</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">350mm</td><td>5.0mm</td><td>0.49</td><td></td></tr> <tr><td>6.0mm</td><td>0.58</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">400mm</td><td>5.0mm</td><td>0.58</td><td></td></tr> <tr><td>6.0mm</td><td>0.70</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">450mm</td><td>5.0mm</td><td>0.68</td><td></td></tr> <tr><td>6.0mm</td><td>0.82</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">500mm</td><td>5.5mm</td><td>0.86</td><td></td></tr> <tr><td>6.0mm</td><td>0.93</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">600mm</td><td>6.0mm</td><td>1.05</td><td></td></tr> <tr><td>6.5mm</td><td>1.14</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">700mm</td><td>6.0mm</td><td>1.22</td><td></td></tr> <tr><td>7.0mm</td><td>1.43</td><td></td></tr> <tr><td>8.0mm</td><td>1.63</td><td></td></tr> <tr><td>800mm</td><td>8.0mm</td><td>1.87</td><td></td></tr> <tr><td>900mm</td><td>8.0mm</td><td>2.11</td><td></td></tr> <tr><td>1,000mm</td><td>9.5mm</td><td>2.78</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注意1 罫書き，切断，開先加工までとする。 注意2 直切りとする。斜切りの場合は，周長比（小数点以下第4位を四捨五入し，第3位とする。）で割増する。 注意3 諸雑費は，エンジン付プラズマ切断機，雑材料（グラインダー，ステンレス用サンダーストーン，チップ，電極，燃料等を含む）とする 注意4 罫書き及び切断の場合は本表の70%とし，開先加工のみの場合は本表の30%とする。</p> <p style="text-align:center">(省略)</p>	細別規格		溶接工	諸雑費	摘要	呼び径	管厚	80mm	3.0mm	0.12	労務費の 15%		4.0mm	0.15		5.5mm	0.22		100mm	3.0mm	0.13		4.0mm	0.16		6.0mm	0.24		125mm	3.4mm	0.16		5.0mm	0.22		6.6mm	0.30		150mm	3.4mm	0.17		5.0mm	0.23		7.1mm	0.33		200mm	4.0mm	0.19		6.5mm	0.30		8.2mm	0.38		250mm	4.0mm	0.21		6.5mm	0.35		9.3mm	0.49		300mm	4.5mm	0.31		6.5mm	0.44		10.3mm	0.70		350mm	5.0mm	0.49		6.0mm	0.58		400mm	5.0mm	0.58		6.0mm	0.70		450mm	5.0mm	0.68		6.0mm	0.82		500mm	5.5mm	0.86		6.0mm	0.93		600mm	6.0mm	1.05		6.5mm	1.14		700mm	6.0mm	1.22		7.0mm	1.43		8.0mm	1.63		800mm	8.0mm	1.87		900mm	8.0mm	2.11		1,000mm	9.5mm	2.78	
細別規格		溶接工	諸雑費				摘要																																																																																																																																																																																																																																																																									
呼び径	管厚																																																																																																																																																																																																																																																																															
80mm	3.0mm	0.12	労務費の 15%																																																																																																																																																																																																																																																																													
	4.0mm	0.15																																																																																																																																																																																																																																																																														
	5.5mm	0.22																																																																																																																																																																																																																																																																														
100mm	3.0mm	0.13																																																																																																																																																																																																																																																																														
	4.0mm	0.16																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.0mm	0.24																																																																																																																																																																																																																																																																														
125mm	3.4mm	0.16																																																																																																																																																																																																																																																																														
	5.0mm	0.22																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.6mm	0.30																																																																																																																																																																																																																																																																														
150mm	3.4mm	0.17																																																																																																																																																																																																																																																																														
	5.0mm	0.23																																																																																																																																																																																																																																																																														
	7.1mm	0.33																																																																																																																																																																																																																																																																														
200mm	4.0mm	0.19																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.5mm	0.30																																																																																																																																																																																																																																																																														
	8.2mm	0.38																																																																																																																																																																																																																																																																														
250mm	4.0mm	0.21																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.5mm	0.35																																																																																																																																																																																																																																																																														
	9.3mm	0.49																																																																																																																																																																																																																																																																														
300mm	4.5mm	0.31																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.5mm	0.44																																																																																																																																																																																																																																																																														
	10.3mm	0.70																																																																																																																																																																																																																																																																														
350mm	5.0mm	0.49																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.0mm	0.58																																																																																																																																																																																																																																																																														
400mm	5.0mm	0.58																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.0mm	0.70																																																																																																																																																																																																																																																																														
450mm	5.0mm	0.68																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.0mm	0.82																																																																																																																																																																																																																																																																														
500mm	5.5mm	0.86																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.0mm	0.93																																																																																																																																																																																																																																																																														
600mm	6.0mm	1.05																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.5mm	1.14																																																																																																																																																																																																																																																																														
700mm	6.0mm	1.22																																																																																																																																																																																																																																																																														
	7.0mm	1.43																																																																																																																																																																																																																																																																														
	8.0mm	1.63																																																																																																																																																																																																																																																																														
800mm	8.0mm	1.87																																																																																																																																																																																																																																																																														
900mm	8.0mm	2.11																																																																																																																																																																																																																																																																														
1,000mm	9.5mm	2.78																																																																																																																																																																																																																																																																														
細別規格		溶接工	諸雑費	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																												
呼び径	管厚																																																																																																																																																																																																																																																																															
80mm	3.0mm	0.12	労務費の 15%																																																																																																																																																																																																																																																																													
	4.0mm	0.15																																																																																																																																																																																																																																																																														
	5.5mm	0.22																																																																																																																																																																																																																																																																														
100mm	3.0mm	0.13																																																																																																																																																																																																																																																																														
	4.0mm	0.16																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.0mm	0.24																																																																																																																																																																																																																																																																														
125mm	3.4mm	0.16																																																																																																																																																																																																																																																																														
	5.0mm	0.22																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.6mm	0.30																																																																																																																																																																																																																																																																														
150mm	3.4mm	0.17																																																																																																																																																																																																																																																																														
	5.0mm	0.23																																																																																																																																																																																																																																																																														
	7.1mm	0.33																																																																																																																																																																																																																																																																														
200mm	4.0mm	0.19																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.5mm	0.30																																																																																																																																																																																																																																																																														
	8.2mm	0.38																																																																																																																																																																																																																																																																														
250mm	4.0mm	0.21																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.5mm	0.35																																																																																																																																																																																																																																																																														
	9.3mm	0.49																																																																																																																																																																																																																																																																														
300mm	4.5mm	0.31																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.5mm	0.44																																																																																																																																																																																																																																																																														
	10.3mm	0.70																																																																																																																																																																																																																																																																														
350mm	5.0mm	0.49																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.0mm	0.58																																																																																																																																																																																																																																																																														
400mm	5.0mm	0.58																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.0mm	0.70																																																																																																																																																																																																																																																																														
450mm	5.0mm	0.68																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.0mm	0.82																																																																																																																																																																																																																																																																														
500mm	5.5mm	0.86																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.0mm	0.93																																																																																																																																																																																																																																																																														
600mm	6.0mm	1.05																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6.5mm	1.14																																																																																																																																																																																																																																																																														
700mm	6.0mm	1.22																																																																																																																																																																																																																																																																														
	7.0mm	1.43																																																																																																																																																																																																																																																																														
	8.0mm	1.63																																																																																																																																																																																																																																																																														
800mm	8.0mm	1.87																																																																																																																																																																																																																																																																														
900mm	8.0mm	2.11																																																																																																																																																																																																																																																																														
1,000mm	9.5mm	2.78																																																																																																																																																																																																																																																																														

備考	旧 (令和4年7月)					新 (令和5年7月)				
	(5) 鋼管切断 (歩掛2-2-2-5) 施工単価コード DDG02020510					(5) 鋼管切断 (歩掛2-2-2-5) 施工単価コード DDG02020510				
	条件1 細別規格	条件2 作業区分	条件3 切断区分	条件4 周長比		条件1 細別規格	条件2 作業区分	条件3 切断区分	条件4 周長比	
	01	80mm	罫書・切断・開先加工	直切り	(実数入力)	01	80mm	罫書・切断・開先加工	直切り	(実数入力)
	02	100mm	罫書・切断	斜切り		02	100mm	罫書・切断	斜切り	
	03	125mm	開先加工			03	125mm	開先加工		
	04	150mm				04	150mm			
	05	200mm				05	200mm			
	06	250mm				06	250mm			
	07	300mm				07	300mm			
	08	350mm				08	350mm			
	09	400mm				09	400mm			
	10	450mm				10	450mm			
	11	500mm				11	500mm			
	12	600mm				12	600mm			
	13	700mm				13	700mm			
	14	800mm				14	800mm			
	15	900mm				15	900mm			
	16	1,000mm				16	1,000mm			
	17	1,100mm				17	1,100mm			
	18	1,200mm				18	1,200mm			
	19	1,350mm				19	1,350mm			
	20	1,500mm				20	1,500mm			
	21	1,600mm				21	1,600mm			
	22	1,650mm				22	1,650mm			
	23	1,800mm				23	1,800mm			
	24	1,900mm				24	1,900mm			
	25	2,000mm				25	2,000mm			
	26	2,100mm				26	2,100mm			
	27	2,200mm				27	2,200mm			
	28	2,300mm				28	2,300mm			
	29	2,400mm				29	2,400mm			
	30	2,500mm				30	2,500mm			
	31	2,600mm				31	2,600mm			
	32	2,700mm				32	2,700mm			
	33	2,800mm				33	2,800mm			
	34	2,900mm				34	2,900mm			
	35	3,000mm				35	3,000mm			
	注意1 条件4は (条件3=02) のときに適用し, 入力値は1以上 (小数第4位を四捨五入し3位止め) とする。					注意1 条件4は (条件3=02) のときに適用し, 入力値は1以上 (小数点以下第4位を四捨五入し, 第3位とする。) とする。				
	(省略)					(省略)				

備考	旧 (令和4年7月)					新 (令和5年7月)						
	(6) ステンレス鋼管切断 (歩掛2-2-2-6) 施工単価コード DDG02020610					(6) ステンレス鋼管切断 (歩掛2-2-2-6) 施工単価コード DDG02020610						
		条件1 細別規格	条件2 管厚	条件3 作業区分	条件4 切断区分	条件5 周長比		条件1 細別規格	条件2 管厚	条件3 作業区分	条件4 切断区分	条件5 周長比
	01	80mm	3.0mm	罫書・切断・開先加工	直切り	(実数入力)	01	80mm	3.0mm	罫書・切断・開先加工	直切り	(実数入力)
	02	100mm	3.4mm	罫書・切断	斜切り		02	100mm	3.4mm	罫書・切断	斜切り	
	03	125mm	4.0mm	開先加工			03	125mm	4.0mm	開先加工		
	04	150mm	4.5mm				04	150mm	4.5mm			
	05	200mm	5.0mm				05	200mm	5.0mm			
	06	250mm	5.5mm				06	250mm	5.5mm			
	07	300mm	6.0mm				07	300mm	6.0mm			
	08	350mm	6.5mm				08	350mm	6.5mm			
	09	400mm	6.6mm				09	400mm	6.6mm			
	10	450mm	7.0mm				10	450mm	7.0mm			
	11	500mm	7.1mm				11	500mm	7.1mm			
	12	600mm	8.0mm				12	600mm	8.0mm			
	13	700mm	8.2mm				13	700mm	8.2mm			
	14	800mm	9.3mm				14	800mm	9.3mm			
	15	900mm	9.5mm				15	900mm	9.5mm			
	16	1,000mm	10.3mm				16	1,000mm	10.3mm			
	注意1	条件2は歩掛表において条件1に適用される管厚のみ選択できる。					注意1	条件2は歩掛表において条件1に適用される管厚のみ選択できる。				
	注意2	条件5は (条件4=02) のときに適用し, 入力値は1以上 (小数第4位を四捨五入し3位止め) とする。					注意2	条件5は (条件4=02) のときに適用し, 入力値は1以上 (小数点以下第4位を四捨五入し, 第3位とする。) とする。				
(省略)						(省略)						

備考	旧 (令和4年7月)	新 (令和5年7月)																																																																
	<p data-bbox="371 216 661 252">第3節 機械設備関係</p> <p data-bbox="371 289 661 348">2-3-1 河川用水門据付工 2-3-1-1 本体据付</p> <p data-bbox="424 386 626 415">(3) 標準据付工数</p> <table border="1" data-bbox="430 415 1549 930"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業種別</th> <th rowspan="2">細別規格</th> <th rowspan="2">標準据付工数 (y)</th> <th colspan="2">職種別構成割合[%]</th> </tr> <tr> <th>機械据付工</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">小形水門</td> <td>プレートガーダ構造ローラゲート(三方水密)</td> <td>$3.3x + 19.93$</td> <td rowspan="8">80</td> <td rowspan="8">20</td> </tr> <tr> <td>プレートガーダ構造ローラゲート(四方水密)</td> <td>$3.37x + 21.01$</td> </tr> <tr> <td>プレートガーダ構造スライドゲート(三方水密)</td> <td>$3.49x + 8.5$</td> </tr> <tr> <td>プレートガーダ構造スライドゲート(四方水密)</td> <td>$3.49x + 8.5$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">中・大形水門, 堰</td> <td>プレートガーダ構造ローラゲート(三方水密)</td> <td>$4.1x + 11.93$</td> </tr> <tr> <td>プレートガーダ構造ローラゲート(四方水密)</td> <td>$6.8x - 13.29$</td> </tr> <tr> <td>シェル構造ローラゲート(単葉・2段)</td> <td>$6.9x + 124.9$</td> </tr> <tr> <td>プレートガーダ構造角落しゲート</td> <td>$1.6x + 7.52$</td> </tr> <tr> <td>起伏堰</td> <td>起伏ゲート</td> <td>$18.8x^{0.7}$</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="418 930 1581 1163"> 注意1 xは扉体面積[m²]とし、純径間[m]×有効高[m]により求める。なお、小形水門は$x < 10$m²に適用する。 注意2 各設備の標準工数の範囲は、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤、各種配電盤、機側操作盤以降（機側操作盤から開閉装置まで）の電気配線及び配管、据付架台の据付、組立架台の設置及び撤去等、準備、試運転調整、清掃及び後片付けまでとする。 注意3 機側操作盤、各種配電盤、機側操作盤以降の電気配線及び配管の施工の必要のない場合は、据付工数を10%低減する。 注意4 標準据付工数には二次コンクリート打設、コンクリートはつり等の関連土木工事は含まない。 注意5 中・大形水門、堰、起伏堰における油圧式開閉装置の油圧配管の据付工数は標準据付工数に含まれる。 </p> <p data-bbox="943 1192 1012 1222">(省略)</p>	作業種別	細別規格	標準据付工数 (y)	職種別構成割合[%]		機械据付工	普通作業員	小形水門	プレートガーダ構造ローラゲート(三方水密)	$3.3x + 19.93$	80	20	プレートガーダ構造ローラゲート(四方水密)	$3.37x + 21.01$	プレートガーダ構造スライドゲート(三方水密)	$3.49x + 8.5$	プレートガーダ構造スライドゲート(四方水密)	$3.49x + 8.5$	中・大形水門, 堰	プレートガーダ構造ローラゲート(三方水密)	$4.1x + 11.93$	プレートガーダ構造ローラゲート(四方水密)	$6.8x - 13.29$	シェル構造ローラゲート(単葉・2段)	$6.9x + 124.9$	プレートガーダ構造角落しゲート	$1.6x + 7.52$	起伏堰	起伏ゲート	$18.8x^{0.7}$			<p data-bbox="1608 216 1899 252">第3節 機械設備関係</p> <p data-bbox="1608 289 1899 348">2-3-1 河川用水門据付工 2-3-1-1 本体据付</p> <p data-bbox="1662 386 1863 415">(3) 標準据付工数</p> <table border="1" data-bbox="1668 415 2786 930"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業種別</th> <th rowspan="2">細別規格</th> <th rowspan="2">標準据付工数 (y)</th> <th colspan="2">職種別構成割合[%]</th> </tr> <tr> <th>機械据付工</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">小形水門</td> <td>プレートガーダ構造ローラゲート(三方水密)</td> <td>$3.3x + 19.93$</td> <td rowspan="8">80</td> <td rowspan="8">20</td> </tr> <tr> <td>プレートガーダ構造ローラゲート(四方水密)</td> <td>$3.37x + 21.01$</td> </tr> <tr> <td>プレートガーダ構造スライドゲート(三方水密)</td> <td>$3.49x + 8.5$</td> </tr> <tr> <td>プレートガーダ構造スライドゲート(四方水密)</td> <td>$3.49x + 8.5$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">中・大形水門, 堰</td> <td>プレートガーダ構造ローラゲート(三方水密)</td> <td>$4.1x + 11.93$</td> </tr> <tr> <td>プレートガーダ構造ローラゲート(四方水密)</td> <td>$6.8x - 13.29$</td> </tr> <tr> <td>シェル構造ローラゲート(単葉・2段)</td> <td>$6.9x + 124.9$</td> </tr> <tr> <td>プレートガーダ構造角落しゲート</td> <td>$1.6x + 7.52$</td> </tr> <tr> <td>起伏堰</td> <td>起伏ゲート</td> <td>$18.8x^{0.7}$</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1656 930 2819 1163"> 注意1 xは扉体面積[m²]とし、純径間[m]×有効高[m]により求める。なお、小形水門は$x < 10$m²に適用する。 注意2 各設備の標準据付工数の範囲は、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤、各種配電盤、機側操作盤以降（機側操作盤から開閉装置まで）の電気配線及び配管、据付架台の据付、組立架台の設置及び撤去等、準備、試運転調整、清掃及び後片付けまでとする。 注意3 機側操作盤、各種配電盤、機側操作盤以降の電気配線及び配管の施工の必要のない場合は、据付工数を10%低減する。 注意4 標準据付工数には二次コンクリート打設、コンクリートはつり等の関連土木工事は含まない。 注意5 中・大形水門、堰、起伏堰における油圧式開閉装置の油圧配管の据付工数は標準据付工数に含まれる。 </p> <p data-bbox="2175 1192 2243 1222">(省略)</p>	作業種別	細別規格	標準据付工数 (y)	職種別構成割合[%]		機械据付工	普通作業員	小形水門	プレートガーダ構造ローラゲート(三方水密)	$3.3x + 19.93$	80	20	プレートガーダ構造ローラゲート(四方水密)	$3.37x + 21.01$	プレートガーダ構造スライドゲート(三方水密)	$3.49x + 8.5$	プレートガーダ構造スライドゲート(四方水密)	$3.49x + 8.5$	中・大形水門, 堰	プレートガーダ構造ローラゲート(三方水密)	$4.1x + 11.93$	プレートガーダ構造ローラゲート(四方水密)	$6.8x - 13.29$	シェル構造ローラゲート(単葉・2段)	$6.9x + 124.9$	プレートガーダ構造角落しゲート	$1.6x + 7.52$	起伏堰	起伏ゲート	$18.8x^{0.7}$		
作業種別	細別規格				標準据付工数 (y)	職種別構成割合[%]																																																												
		機械据付工	普通作業員																																																															
小形水門	プレートガーダ構造ローラゲート(三方水密)	$3.3x + 19.93$	80	20																																																														
	プレートガーダ構造ローラゲート(四方水密)	$3.37x + 21.01$																																																																
	プレートガーダ構造スライドゲート(三方水密)	$3.49x + 8.5$																																																																
	プレートガーダ構造スライドゲート(四方水密)	$3.49x + 8.5$																																																																
中・大形水門, 堰	プレートガーダ構造ローラゲート(三方水密)	$4.1x + 11.93$																																																																
	プレートガーダ構造ローラゲート(四方水密)	$6.8x - 13.29$																																																																
	シェル構造ローラゲート(単葉・2段)	$6.9x + 124.9$																																																																
	プレートガーダ構造角落しゲート	$1.6x + 7.52$																																																																
起伏堰	起伏ゲート	$18.8x^{0.7}$																																																																
作業種別	細別規格	標準据付工数 (y)	職種別構成割合[%]																																																															
			機械据付工	普通作業員																																																														
小形水門	プレートガーダ構造ローラゲート(三方水密)	$3.3x + 19.93$	80	20																																																														
	プレートガーダ構造ローラゲート(四方水密)	$3.37x + 21.01$																																																																
	プレートガーダ構造スライドゲート(三方水密)	$3.49x + 8.5$																																																																
	プレートガーダ構造スライドゲート(四方水密)	$3.49x + 8.5$																																																																
中・大形水門, 堰	プレートガーダ構造ローラゲート(三方水密)	$4.1x + 11.93$																																																																
	プレートガーダ構造ローラゲート(四方水密)	$6.8x - 13.29$																																																																
	シェル構造ローラゲート(単葉・2段)	$6.9x + 124.9$																																																																
	プレートガーダ構造角落しゲート	$1.6x + 7.52$																																																																
起伏堰	起伏ゲート	$18.8x^{0.7}$																																																																

備考	旧 (令和4年7月)	新 (令和5年7月)																																																						
	<p>2-3-3 除塵設備据付工 2-3-3-1 本体据付</p> <p>(3) 標準据付工数</p> <table border="1" data-bbox="421 352 1540 730"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業種別</th> <th rowspan="2">細別規格</th> <th rowspan="2">標準据付工数 (y)</th> <th colspan="2">職種別構成割合[%]</th> </tr> <tr> <th>機械据付工</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レーキ形除塵機</td> <td>定置回転式</td> <td>$3.79x_1+21$</td> <td rowspan="6">80</td> <td rowspan="6">20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ネット形除塵機</td> <td>セパレートネット</td> <td>$3.27x_2+35$</td> </tr> <tr> <td>エンドレスネット</td> <td>$6.45x_2+21$</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">コンベヤ</td> <td>水平ベルト</td> <td>$1.39x_3+14$</td> </tr> <tr> <td>傾斜ベルト</td> <td>$2.71x_3+8$</td> </tr> <tr> <td>チェンフライント</td> <td>$1.39x_4+14$</td> </tr> <tr> <td>ホッパ</td> <td>電動カットゲート</td> <td>$6.46x_5+4$</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 x_1: 要素a×要素b (スクリーン有効幅[m]×スクリーン実長[m]) x_2: 要素a×要素b (ネットチェン中心間長[m]×回転軸芯長[m]) x_3: 要素a×要素b (ベルト幅[m]×機長(軸心間長)[m]) x_4: 要素a×要素b (トラフ幅[m]×機長(軸心間長)[m]) x_5: 貯留容量[m³]</p> <p>注意2 標準据付工数に含まれる範囲は、除塵機本体(レーキ定置回転式、ネット式)、搬送設備(コンベヤ)、貯留設備(ホッパ)、機械操作盤の据付、機側操作盤以降(二次側電気)の電気配線、配管、二次コンクリート、機側操作盤以降(二次側)の試運転調整、清掃及び後片付けである。なお、コンベヤの点検架台及びホッパの手すり・階段は標準工数に含む。</p> <p>注意3 レーキ形回転式本体架台の据付、引込柱建柱・同装柱工事、機側操作盤の一次側電源工事及び電気配線・配管工事、塗装工事、溶接検査、計装機器の取付・調整工事、水替工事、掘削等の土木工事は標準据付け工数に含まない。</p> <p>注意4 除塵機本体から独立した操作台・管理橋(手すり、階段を含む)、塵芥用コンテナ等の鋼製付属設備は「鋼製付属設備」による。</p> <p>注意5 一部の作業をのみを発注する場合の別工数は、「全体工数(標準据付工数)×作業別構成割合」により求める。作業分別工数割合は(4)による。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	作業種別	細別規格	標準据付工数 (y)	職種別構成割合[%]		機械据付工	普通作業員	レーキ形除塵機	定置回転式	$3.79x_1+21$	80	20	ネット形除塵機	セパレートネット	$3.27x_2+35$	エンドレスネット	$6.45x_2+21$	コンベヤ	水平ベルト	$1.39x_3+14$	傾斜ベルト	$2.71x_3+8$	チェンフライント	$1.39x_4+14$	ホッパ	電動カットゲート	$6.46x_5+4$	<p>2-3-3 除塵設備据付工 2-3-3-1 本体据付</p> <p>(3) 標準据付工数</p> <table border="1" data-bbox="1659 352 2778 730"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業種別</th> <th rowspan="2">細別規格</th> <th rowspan="2">標準据付工数 (y)</th> <th colspan="2">職種別構成割合[%]</th> </tr> <tr> <th>機械据付工</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レーキ形除塵機</td> <td>定置回転式</td> <td>$3.79x_1+21$</td> <td rowspan="6">80</td> <td rowspan="6">20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ネット形除塵機</td> <td>セパレートネット</td> <td>$3.27x_2+35$</td> </tr> <tr> <td>エンドレスネット</td> <td>$6.45x_2+21$</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">コンベヤ</td> <td>水平ベルト</td> <td>$1.39x_3+14$</td> </tr> <tr> <td>傾斜ベルト</td> <td>$2.71x_3+8$</td> </tr> <tr> <td>チェンフライント</td> <td>$1.39x_4+14$</td> </tr> <tr> <td>ホッパ</td> <td>電動カットゲート</td> <td>$6.46x_5+4$</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 x_1: 要素a×要素b (スクリーン有効幅[m]×スクリーン実長[m]) x_2: 要素a×要素b (ネットチェン中心間長[m]×回転軸芯長[m]) x_3: 要素a×要素b (ベルト幅[m]×機長(軸心間長)[m]) x_4: 要素a×要素b (トラフ幅[m]×機長(軸心間長)[m]) x_5: 貯留容量[m³]</p> <p>注意2 標準据付工数に含まれる範囲は、除塵機本体(レーキ定置回転式、ネット式)、搬送設備(コンベヤ)、貯留設備(ホッパ)、機械操作盤の据付、機側操作盤以降(二次側電気)の電気配線、配管、二次コンクリート、機側操作盤以降(二次側)の試運転調整、清掃及び後片付けである。なお、コンベヤの点検架台及びホッパの手すり・階段は標準据付工数に含む。</p> <p>注意3 レーキ形回転式本体架台の据付、引込柱建柱・同装柱工事、機側操作盤の一次側電源工事及び電気配線・配管工事、塗装工事、溶接検査、計装機器の取付・調整工事、水替工事、掘削等の土木工事は標準据付け工数に含まない。</p> <p>注意4 除塵機本体から独立した操作台・管理橋(手すり、階段を含む)、塵芥用コンテナ等の鋼製付属設備は「鋼製付属設備」による。</p> <p>注意5 一部の作業をのみを発注する場合の別工数は、「全体工数(標準据付工数)×作業別構成割合」により求める。作業分別工数割合は(4)による。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	作業種別	細別規格	標準据付工数 (y)	職種別構成割合[%]		機械据付工	普通作業員	レーキ形除塵機	定置回転式	$3.79x_1+21$	80	20	ネット形除塵機	セパレートネット	$3.27x_2+35$	エンドレスネット	$6.45x_2+21$	コンベヤ	水平ベルト	$1.39x_3+14$	傾斜ベルト	$2.71x_3+8$	チェンフライント	$1.39x_4+14$	ホッパ	電動カットゲート	$6.46x_5+4$
作業種別	細別規格				標準据付工数 (y)	職種別構成割合[%]																																																		
		機械据付工	普通作業員																																																					
レーキ形除塵機	定置回転式	$3.79x_1+21$	80	20																																																				
ネット形除塵機	セパレートネット	$3.27x_2+35$																																																						
	エンドレスネット	$6.45x_2+21$																																																						
コンベヤ	水平ベルト	$1.39x_3+14$																																																						
	傾斜ベルト	$2.71x_3+8$																																																						
	チェンフライント	$1.39x_4+14$																																																						
ホッパ	電動カットゲート	$6.46x_5+4$																																																						
作業種別	細別規格	標準据付工数 (y)	職種別構成割合[%]																																																					
			機械据付工	普通作業員																																																				
レーキ形除塵機	定置回転式	$3.79x_1+21$	80	20																																																				
ネット形除塵機	セパレートネット	$3.27x_2+35$																																																						
	エンドレスネット	$6.45x_2+21$																																																						
コンベヤ	水平ベルト	$1.39x_3+14$																																																						
	傾斜ベルト	$2.71x_3+8$																																																						
	チェンフライント	$1.39x_4+14$																																																						
ホッパ	電動カットゲート	$6.46x_5+4$																																																						

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)																																																																				
	<p>第4節 鋼製付属設備関係</p> <p>2-4-2-2 製作工数</p> <p>(1) 施工単価表 単位：台(個, 基, 組, 橋, 式)</p> <table border="1" data-bbox="430 352 1549 520"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械設備製作工</td> <td>(製作区分ごとに算出)</td> <td></td> <td>人</td> <td>(2)参照</td> </tr> <tr> <td>ステンレス鋼表面処理費</td> <td></td> <td></td> <td>%</td> <td>(6)参照</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 材料費, 工場塗装費は別途積み上げる。 注意2 計上単位は必要に応じて台, 個, 基, 組, 橋, 式のいずれかとする。以下, 本工数では便宜上「台」とする。</p> <p>(2) 製作労務費の算出 製作労務費には機械設備製作工を適用し, 次式により算出する。 製作労務費[円] = $y \times W \times Km \times Kn \times$ 機械設備製作工賃金[円] y : 設備区分ごと1台あたりの標準製作工数[人/t] W : 設備区分1台あたりの製作質量[t/台] Km : 使用材料による補正係数 Kn : 製作数による補正係数 標準製作工数は(3), 使用材料による補正係数は(4), 製作数による補正係数は(5)による。</p> <p>(3) 標準製作工数</p> <table border="1" data-bbox="430 928 1549 1184"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>標準製作工数[人/t]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>$12.20 x^{-0.434}$</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>$13.61 x^{-0.302}$</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>$13.61 x^{-0.302}$</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>$10.34 x^{-0.419}$</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>$10.34 x^{-0.419}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 xは区分ごとの1台あたりの製作質量[t]とする。ただし, 区分C, Dは区分ごとの全体質量とする。 注意2 管理橋(区分A)は本体(桁+床板)と防護柵により構成されるが, 製作工数の算出にあたっては本体と防護柵を一体のものとして扱う。 注意3 階段(区分B)は本体(桁+踏板)と手摺により構成されるが, 製作工数の算出にあたっては本体と手摺を一体のものとして扱う。 注意4 製作質量とは, 仕上がり質量(直接部材費の質量)であり, 部品の質量は含まない。</p> <p>(4) 使用材料による工数補正</p> <table border="1" data-bbox="430 1451 1549 1535"> <thead> <tr> <th>補正係数(Km)</th> <th>$(Km^{100} - Km^0) \times \frac{W_1}{W_2} + Km^0$</th> </tr> </thead> </table> <p>注意1 Km^{100} : 1.30 Km^0 : 1.00 W_1 : 部材におけるSUS, SUSクラッド鋼の質量[t] W_2 : 部材質量[t] 注意2 Kmは小数点以下第3位を四捨五入し, 小数点以下第2位止めとする。 注意3 区分D, Eについては, ステンレス, ステンレスクラッド鋼を使用した場合でも$Km=1.00$とする。</p>	名称	形状寸法	数量	単位	摘要	機械設備製作工	(製作区分ごとに算出)		人	(2)参照	ステンレス鋼表面処理費			%	(6)参照	計					区分	標準製作工数[人/t]	A	$12.20 x^{-0.434}$	B	$13.61 x^{-0.302}$	C	$13.61 x^{-0.302}$	D	$10.34 x^{-0.419}$	E	$10.34 x^{-0.419}$	補正係数(Km)	$(Km^{100} - Km^0) \times \frac{W_1}{W_2} + Km^0$	<p>第4節 鋼製付属設備関係</p> <p>2-4-2-2 製作工数</p> <p>(1) 施工単価表 単位：台(個, 基, 組, 橋, 式)</p> <table border="1" data-bbox="1665 352 2783 520"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械設備製作工</td> <td>(製作区分ごとに算出)</td> <td></td> <td>人</td> <td>(2)参照</td> </tr> <tr> <td>ステンレス鋼表面処理費</td> <td></td> <td></td> <td>%</td> <td>(6)参照</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 材料費, 工場塗装費は別途積み上げる。 注意2 計上単位は必要に応じて台, 個, 基, 組, 橋, 式のいずれかとする。以下, 本工数では便宜上「台」とする。</p> <p>(2) 製作労務費の算出 製作労務費には機械設備製作工を適用し, 次式により算出する。 製作労務費[円] = $y \times W \times Km \times Kn \times$ 機械設備製作工賃金[円] y : 設備区分ごと1台あたりの標準製作工数[人/t] W : 設備区分1台あたりの製作質量[t/台] Km : 使用材料による補正係数 Kn : 製作数による補正係数 標準製作工数は(3), 使用材料による補正係数は(4), 製作数による補正係数は(5)による。</p> <p>(3) 標準製作工数</p> <table border="1" data-bbox="1665 928 2783 1184"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>標準製作工数[人/t]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>$12.20 x^{-0.434}$</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>$13.61 x^{-0.302}$</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>$13.61 x^{-0.302}$</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>$10.34 x^{-0.419}$</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>$10.34 x^{-0.419}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 xは区分ごとの1台あたりの製作質量[t]とする。ただし, 区分C, Dは区分ごとの全体質量とする。 注意2 管理橋(区分A)は本体(桁+床板)と防護柵により構成されるが, 製作工数の算出にあたっては本体と防護柵を一体のものとして扱う。 注意3 階段(区分B)は本体(桁+踏板)と手摺により構成されるが, 製作工数の算出にあたっては本体と手摺を一体のものとして扱う。 注意4 製作質量とは, 仕上がり質量(直接部材費の質量)であり, 部品の質量は含まない。</p> <p>(4) 使用材料による工数補正</p> <table border="1" data-bbox="1665 1451 2783 1535"> <thead> <tr> <th>補正係数(Km)</th> <th>$(Km^{100} - Km^0) \times \frac{W_1}{W_2} + Km^0$</th> </tr> </thead> </table> <p>注意1 Km^{100} : 1.30 Km^0 : 1.00 W_1 : 部材におけるSUS, SUSクラッド鋼の質量[t] W_2 : 部材質量[t] 注意2 Kmは小数点以下第3位を四捨五入し, 第2位とする。 注意3 区分D, Eについては, ステンレス, ステンレスクラッド鋼を使用した場合でも$Km=1.00$とする。</p>	名称	形状寸法	数量	単位	摘要	機械設備製作工	(製作区分ごとに算出)		人	(2)参照	ステンレス鋼表面処理費			%	(6)参照	計					区分	標準製作工数[人/t]	A	$12.20 x^{-0.434}$	B	$13.61 x^{-0.302}$	C	$13.61 x^{-0.302}$	D	$10.34 x^{-0.419}$	E	$10.34 x^{-0.419}$	補正係数(Km)	$(Km^{100} - Km^0) \times \frac{W_1}{W_2} + Km^0$
名称	形状寸法	数量	単位	摘要																																																																		
機械設備製作工	(製作区分ごとに算出)		人	(2)参照																																																																		
ステンレス鋼表面処理費			%	(6)参照																																																																		
計																																																																						
区分	標準製作工数[人/t]																																																																					
A	$12.20 x^{-0.434}$																																																																					
B	$13.61 x^{-0.302}$																																																																					
C	$13.61 x^{-0.302}$																																																																					
D	$10.34 x^{-0.419}$																																																																					
E	$10.34 x^{-0.419}$																																																																					
補正係数(Km)	$(Km^{100} - Km^0) \times \frac{W_1}{W_2} + Km^0$																																																																					
名称	形状寸法	数量	単位	摘要																																																																		
機械設備製作工	(製作区分ごとに算出)		人	(2)参照																																																																		
ステンレス鋼表面処理費			%	(6)参照																																																																		
計																																																																						
区分	標準製作工数[人/t]																																																																					
A	$12.20 x^{-0.434}$																																																																					
B	$13.61 x^{-0.302}$																																																																					
C	$13.61 x^{-0.302}$																																																																					
D	$10.34 x^{-0.419}$																																																																					
E	$10.34 x^{-0.419}$																																																																					
補正係数(Km)	$(Km^{100} - Km^0) \times \frac{W_1}{W_2} + Km^0$																																																																					

備考	旧 (令和4年7月)	新 (令和5年7月)																												
	<p>(5) 製作数による補正係数</p> <table border="1" data-bbox="439 247 1549 331"> <tr> <td>製作数[台]</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5以上</td> </tr> <tr> <td>補正係数(Kn)</td> <td>1.00</td> <td>0.95</td> <td>0.93</td> <td>0.92</td> <td>0.91</td> </tr> </table> <p>注意1 同形状・同規格のものを複数台、同時発注する場合に適用する。 注意2 区分C、Dについては、製作数に関わらず、Kn=1とする。</p> <p>(6) ステンレス鋼表面処理費</p> <table border="1" data-bbox="448 457 1546 541"> <tr> <td>ステンレス鋼表面処理費率[%]</td> <td>$10.97 \times \frac{W_1}{W_2} + 3.69$</td> </tr> </table> <p>注意1 W_1 : 部材におけるSUS, SUSクラッド鋼の質量[t] W_2 : 部材質量[t] 注意2 ステンレス鋼表面処理費率[%]は小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。 注意3 ステンレス鋼表面処理費は、「製作労務費」×「ステンレス鋼表面処理費率」[%]とする。ただし、$W_1=0$のときはステンレス鋼表面処理費率を0[%]とし、ステンレス表面処理費を計上しない。 注意4 上記の製作労務費とは、(2)により求めたものとする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	製作数[台]	1	2	3	4	5以上	補正係数(Kn)	1.00	0.95	0.93	0.92	0.91	ステンレス鋼表面処理費率[%]	$10.97 \times \frac{W_1}{W_2} + 3.69$	<p>(5) 製作数による補正係数</p> <table border="1" data-bbox="1676 247 2786 331"> <tr> <td>製作数[台]</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5以上</td> </tr> <tr> <td>補正係数(Kn)</td> <td>1.00</td> <td>0.95</td> <td>0.93</td> <td>0.92</td> <td>0.91</td> </tr> </table> <p>注意1 同形状・同規格のものを複数台、同時発注する場合に適用する。 注意2 区分C、Dについては、製作数に関わらず、Kn=1とする。</p> <p>(6) ステンレス鋼表面処理費</p> <table border="1" data-bbox="1685 457 2783 541"> <tr> <td>ステンレス鋼表面処理費率[%]</td> <td>$10.97 \times \frac{W_1}{W_2} + 3.69$</td> </tr> </table> <p>注意1 W_1 : 部材におけるSUS, SUSクラッド鋼の質量[t] W_2 : 部材質量[t] 注意2 ステンレス鋼表面処理費率[%]は小数点以下第3位を四捨五入し、第2位とする。 注意3 ステンレス鋼表面処理費は、「製作労務費」×「ステンレス鋼表面処理費率」[%]とする。ただし、$W_1=0$のときはステンレス鋼表面処理費率を0[%]とし、ステンレス表面処理費を計上しない。 注意4 上記の製作労務費とは、(2)により求めたものとする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	製作数[台]	1	2	3	4	5以上	補正係数(Kn)	1.00	0.95	0.93	0.92	0.91	ステンレス鋼表面処理費率[%]	$10.97 \times \frac{W_1}{W_2} + 3.69$
製作数[台]	1	2	3	4	5以上																									
補正係数(Kn)	1.00	0.95	0.93	0.92	0.91																									
ステンレス鋼表面処理費率[%]	$10.97 \times \frac{W_1}{W_2} + 3.69$																													
製作数[台]	1	2	3	4	5以上																									
補正係数(Kn)	1.00	0.95	0.93	0.92	0.91																									
ステンレス鋼表面処理費率[%]	$10.97 \times \frac{W_1}{W_2} + 3.69$																													

備考	旧 (令和4年7月)	新 (令和5年7月)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	<p data-bbox="371 216 664 254">第7節 機械器具一覧</p> <p data-bbox="391 289 641 319">2-7-2-6 入力条件表</p> <p data-bbox="442 323 584 352">(1) クレーン</p> <table border="1" data-bbox="433 317 1546 1392"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">(表2-7-2-1)</th> <th>施工単価コード</th> <th>DDG07020110</th> </tr> <tr> <th></th> <th>条件1 クレーン機種</th> <th>条件2 クレーン賃料補正</th> <th>条件3 クレーン賃料補正率</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>01</td><td>クレーン付トラック2t吊</td><td>短期(1.25)</td><td>(実数入力)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>02</td><td>クレーン付トラック2.9t吊</td><td>長期(1.0)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>03</td><td>トラッククレーン4.9t吊</td><td>夜間短期(1.625)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>04</td><td>トラッククレーン16t吊</td><td>夜間長期(1.3)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>05</td><td>トラッククレーン20t吊</td><td>その他</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06</td><td>トラッククレーン25t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>07</td><td>トラッククレーン30t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>08</td><td>トラッククレーン35t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>09</td><td>トラッククレーン45t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>トラッククレーン50t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>トラッククレーン100t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>トラッククレーン120t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>トラッククレーン160t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>トラッククレーン200t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>トラッククレーン360t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>ラフテレーン4.9t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>ラフテレーン7t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>ラフテレーン10t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>ラフテレーン16t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>ラフテレーン20t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>ラフテレーン25t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>ラフテレーン35t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>ラフテレーン45t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td>ラフテレーン50t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>備付クレーン</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>26</td><td>計上しない</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="415 1394 1581 1568"> 注意1 条件2は(条件1=03~24)のときに適用する。 注意2 (条件2=01~04)のときは選択した条件に記載された補正率を賃料に乗じる。 注意3 条件3は(条件2=05)のときに適用し、賃料に入力値を乗じる。 注意4 クレーン装置付トラックの1日あたりの運転時間は5.85時間(固定値)とする。(運転日数から運転時間への換算は「運転時間=運転日数×5.85」によるものとし、運転時間は小数第4位を四捨五入し3位止めとする。) 注意5 本表の条件番号は各施工単価で定めたところによる。その他、本表の取り扱いには各施工単価による。 </p> <p data-bbox="937 1602 1015 1631">(省略)</p>			(表2-7-2-1)		施工単価コード	DDG07020110		条件1 クレーン機種	条件2 クレーン賃料補正	条件3 クレーン賃料補正率			01	クレーン付トラック2t吊	短期(1.25)	(実数入力)			02	クレーン付トラック2.9t吊	長期(1.0)				03	トラッククレーン4.9t吊	夜間短期(1.625)				04	トラッククレーン16t吊	夜間長期(1.3)				05	トラッククレーン20t吊	その他				06	トラッククレーン25t吊					07	トラッククレーン30t吊					08	トラッククレーン35t吊					09	トラッククレーン45t吊					10	トラッククレーン50t吊					11	トラッククレーン100t吊					12	トラッククレーン120t吊					13	トラッククレーン160t吊					14	トラッククレーン200t吊					15	トラッククレーン360t吊					16	ラフテレーン4.9t吊					17	ラフテレーン7t吊					18	ラフテレーン10t吊					19	ラフテレーン16t吊					20	ラフテレーン20t吊					21	ラフテレーン25t吊					22	ラフテレーン35t吊					23	ラフテレーン45t吊					24	ラフテレーン50t吊					25	備付クレーン					26	計上しない					<p data-bbox="1638 216 1932 254">第7節 機械器具一覧</p> <p data-bbox="1629 289 1878 319">2-7-2-6 入力条件表</p> <p data-bbox="1679 323 1822 352">(1) クレーン</p> <table border="1" data-bbox="1670 317 2783 1392"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">(表2-7-2-1)</th> <th>施工単価コード</th> <th>DDG07020110</th> </tr> <tr> <th></th> <th>条件1 クレーン機種</th> <th>条件2 クレーン賃料補正</th> <th>条件3 クレーン賃料補正率</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>01</td><td>クレーン付トラック2t吊</td><td>短期(1.25)</td><td>(実数入力)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>02</td><td>クレーン付トラック2.9t吊</td><td>長期(1.0)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>03</td><td>トラッククレーン4.9t吊</td><td>夜間短期(1.625)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>04</td><td>トラッククレーン16t吊</td><td>夜間長期(1.3)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>05</td><td>トラッククレーン20t吊</td><td>その他</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06</td><td>トラッククレーン25t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>07</td><td>トラッククレーン30t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>08</td><td>トラッククレーン35t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>09</td><td>トラッククレーン45t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>トラッククレーン50t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>トラッククレーン100t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>トラッククレーン120t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>トラッククレーン160t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>トラッククレーン200t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>トラッククレーン360t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>ラフテレーン4.9t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>ラフテレーン7t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>ラフテレーン10t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>ラフテレーン16t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>ラフテレーン20t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>ラフテレーン25t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>ラフテレーン35t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>ラフテレーン45t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td>ラフテレーン50t吊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>備付クレーン</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>26</td><td>計上しない</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1653 1394 2819 1568"> 注意1 条件2は(条件1=03~24)のときに適用する。 注意2 (条件2=01~04)のときは選択した条件に記載された補正率を賃料に乗じる。 注意3 条件3は(条件2=05)のときに適用し、賃料に入力値を乗じる。 注意4 クレーン装置付トラックの1日あたりの運転時間は5.85時間(固定値)とする。(運転日数から運転時間への換算は「運転時間=運転日数×5.85」によるものとし、運転時間は小数点以下第4位を四捨五入し、第3位とする。) 注意5 本表の条件番号は各施工単価で定めたところによる。その他、本表の取り扱いには各施工単価による。 </p> <p data-bbox="2175 1629 2252 1659">(省略)</p>			(表2-7-2-1)		施工単価コード	DDG07020110		条件1 クレーン機種	条件2 クレーン賃料補正	条件3 クレーン賃料補正率			01	クレーン付トラック2t吊	短期(1.25)	(実数入力)			02	クレーン付トラック2.9t吊	長期(1.0)				03	トラッククレーン4.9t吊	夜間短期(1.625)				04	トラッククレーン16t吊	夜間長期(1.3)				05	トラッククレーン20t吊	その他				06	トラッククレーン25t吊					07	トラッククレーン30t吊					08	トラッククレーン35t吊					09	トラッククレーン45t吊					10	トラッククレーン50t吊					11	トラッククレーン100t吊					12	トラッククレーン120t吊					13	トラッククレーン160t吊					14	トラッククレーン200t吊					15	トラッククレーン360t吊					16	ラフテレーン4.9t吊					17	ラフテレーン7t吊					18	ラフテレーン10t吊					19	ラフテレーン16t吊					20	ラフテレーン20t吊					21	ラフテレーン25t吊					22	ラフテレーン35t吊					23	ラフテレーン45t吊					24	ラフテレーン50t吊					25	備付クレーン					26	計上しない				
		(表2-7-2-1)		施工単価コード	DDG07020110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	条件1 クレーン機種	条件2 クレーン賃料補正	条件3 クレーン賃料補正率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
01	クレーン付トラック2t吊	短期(1.25)	(実数入力)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
02	クレーン付トラック2.9t吊	長期(1.0)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
03	トラッククレーン4.9t吊	夜間短期(1.625)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
04	トラッククレーン16t吊	夜間長期(1.3)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
05	トラッククレーン20t吊	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
06	トラッククレーン25t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
07	トラッククレーン30t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
08	トラッククレーン35t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
09	トラッククレーン45t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10	トラッククレーン50t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
11	トラッククレーン100t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
12	トラッククレーン120t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
13	トラッククレーン160t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
14	トラッククレーン200t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
15	トラッククレーン360t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
16	ラフテレーン4.9t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
17	ラフテレーン7t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
18	ラフテレーン10t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
19	ラフテレーン16t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
20	ラフテレーン20t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
21	ラフテレーン25t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
22	ラフテレーン35t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
23	ラフテレーン45t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
24	ラフテレーン50t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
25	備付クレーン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
26	計上しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		(表2-7-2-1)		施工単価コード	DDG07020110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	条件1 クレーン機種	条件2 クレーン賃料補正	条件3 クレーン賃料補正率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
01	クレーン付トラック2t吊	短期(1.25)	(実数入力)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
02	クレーン付トラック2.9t吊	長期(1.0)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
03	トラッククレーン4.9t吊	夜間短期(1.625)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
04	トラッククレーン16t吊	夜間長期(1.3)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
05	トラッククレーン20t吊	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
06	トラッククレーン25t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
07	トラッククレーン30t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
08	トラッククレーン35t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
09	トラッククレーン45t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10	トラッククレーン50t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
11	トラッククレーン100t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
12	トラッククレーン120t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
13	トラッククレーン160t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
14	トラッククレーン200t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
15	トラッククレーン360t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
16	ラフテレーン4.9t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
17	ラフテレーン7t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
18	ラフテレーン10t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
19	ラフテレーン16t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
20	ラフテレーン20t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
21	ラフテレーン25t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
22	ラフテレーン35t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
23	ラフテレーン45t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
24	ラフテレーン50t吊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
25	備付クレーン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
26	計上しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)
	<p style="text-align: center;">第Ⅳ編 点検・整備</p> <p style="text-align: center;">第1章 点検整備費の積算</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 点検整備費の費目と構成</p> <p>1-1-2-1 点検整備費の費目</p> <p>(1) 点検整備費</p> <p>点検整備費は、点検・整備価格と消費税等相当額の合計である。</p> <p>(2) 点検整備価格</p> <p>ア 点検整備価格は部品費、点検・整備工事費、技術調査費、スクラップ評価額の合計であり、複数の経費体系の工事価格または点検整備価格を合算する場合を除き、万円止め(50万円未満は千円止め)とする。</p> <p>イ 点検整備工事費は点検整備原価、一般管理費等の合計である。なお、「点検整備工事費」の名称は契約形態に関わらず使用する。</p> <p>ウ 点検整備原価は、材料費、直接経費、直接労務費、塗装費、共通仮設費、現場管理費、点検整備間接費の合計である。</p> <p>エ 材料費、直接経費、直接労務費、塗装費ををあわせて直接点検整備費とする。</p> <p>オ 直接点検整備費と共通仮設費(派遣費を除く)をあわせて純点検整備費とする。</p> <p>カ 各費目の定義及び積算方法は各項による。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅳ編 点検・整備</p> <p style="text-align: center;">第1章 点検整備費の積算</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 点検整備費の費目と構成</p> <p>1-1-2-1 点検整備費の費目</p> <p>(1) 点検整備費</p> <p>点検整備費は、点検・整備価格と消費税等相当額の合計である。</p> <p>(2) 点検整備価格</p> <p>ア 点検整備価格は部品費、点検・整備工事費、技術調査費、スクラップ評価額の合計であり、複数の経費体系の工事価格または点検整備価格を合算する場合を除き、10,000円未満を切り捨てし、10,000円単位(50万円未満は1,000円未満を切り捨てし、1,000円単位)とする。</p> <p>イ 点検整備工事費は点検整備原価、一般管理費等の合計である。なお、「点検整備工事費」の名称は契約形態に関わらず使用する。</p> <p>ウ 点検整備原価は、材料費、直接経費、直接労務費、塗装費、共通仮設費、現場管理費、点検整備間接費の合計である。</p> <p>エ 材料費、直接経費、直接労務費、塗装費ををあわせて直接点検整備費とする。</p> <p>オ 直接点検整備費と共通仮設費(派遣費を除く)をあわせて純点検整備費とする。</p> <p>カ 各費目の定義及び積算方法は各項による。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）
	<p>第3節 点検整備原価</p> <p>1-3-2 共通仮設費，現場管理費，点検整備間接費</p> <p>1-3-2-1 共通仮設費</p> <p>(1) 共通仮設費の構成及び算定</p> <p>ア 共通仮設費は，運搬費，派遣費，宿泊費，安全費，技術管理費より構成される。</p> <p>イ 共通仮設費は所定の率計算による額と積み上げ計算による額とを加算して求める。</p> <p>(2) 共通仮設費の率分の計算方法</p> <p>ア 共通仮設費の率分は次により求め，千円未満を切り捨てる。（千円止め）</p> <p>共通仮設費 = 共通仮設費対象額 × 共通仮設費率</p> <p>イ 共通仮設費率は別記の表による。</p> <p>ウ 複数種の設備を1件で発注する場合は工種ごとに当該設備に対応した共通仮設費率を採用し，工種ごとに求めた共通仮設費（率分）を単純合算する。この場合，工種ごとの共通仮設費（率分）は円止めとし，合算後に千円未満を切り捨てる。</p> <p>エ 付属設備や補機のみを対象とした工事の場合は当該付属設備や補機が属する主体設備により共通仮設費率を採用する。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>第3節 点検整備原価</p> <p>1-3-2 共通仮設費，現場管理費，点検整備間接費</p> <p>1-3-2-1 共通仮設費</p> <p>(1) 共通仮設費の構成及び算定</p> <p>ア 共通仮設費は，運搬費，派遣費，宿泊費，安全費，技術管理費より構成される。</p> <p>イ 共通仮設費は所定の率計算による額と積み上げ計算による額とを加算して求める。</p> <p>(2) 共通仮設費の率分の計算方法</p> <p>ア 共通仮設費の率分は次により求め，1,000円未満を切り捨てし，1,000円単位とする。</p> <p>共通仮設費 = 共通仮設費対象額 × 共通仮設費率</p> <p>イ 共通仮設費率は別記の表による。</p> <p>ウ 複数種の設備を1件で発注する場合は工種ごとに当該設備に対応した共通仮設費率を採用し，工種ごとに求めた共通仮設費（率分）を単純合算する。この場合，工種ごとの共通仮設費（率分）は1円未満を切り捨てし1円単位とし，合算後に1,000円未満を切り捨てし，1,000円単位とする。</p> <p>エ 付属設備や補機のみを対象とした工事の場合は当該付属設備や補機が属する主体設備により共通仮設費率を採用する。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）												
	<p>1-3-2-2 現場管理費</p> <p>(1) 現場管理費の内容及び算定</p> <p>ア 現場管理費の内容は土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p> <p>イ 現場管理費は、所定の率計算により求める。</p> <p>(2) 現場管理費の計算方法</p> <p>ア 現場管理費は次により求め、千円未満を切り捨てる。（千円止め） 現場管理費 = 現場管理費対象額 × (現場管理費率 + 加算補正)</p> <p>イ 現場管理費率は別記の表より求める。なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 現場管理費対象額は純点検整備費（派遣費は含まない）とする。</p> <p>(3) 現場管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="421 604 1540 688"> <tr> <td>現場管理費対象額</td> <td>300万円以下</td> <td>300万円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>20.21%</td> <td>$J = 51.89N^{-0.06322}$</td> </tr> </table> <p>注意1 算定式のうち、Jは現場管理費率[%]、Nは対象額とする。 注意2 現場管理費率(J)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>1-3-2-3 点検整備間接費</p> <p>(1) 点検整備間接費の内容及び算定</p> <p>ア 点検間接費の内容は土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p> <p>イ 点検整備間接費は所定の率計算により求める。</p> <p>(2) 点検整備間接費の計算方法</p> <p>ア 点検整備間接費は次により求め、千円未満を切り捨てる。（千円止め） 点検整備間接費 = 点検整備工費 × 点検整備間接費率</p> <p>イ 点検整備間接費率は別記の表による。</p> <p>ウ 複数種の設備を1件で発注する場合は工種ごとに当該設備に対応した点検整備間接費率（ただし、原則として共通仮設費（率分）と同じ区分とする）を採用し、工種ごとに求めた点検整備間接費を単純合算する。この場合は、工種ごとの点検整備間接費は円止めとし、合算後に千円未満を切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	現場管理費対象額	300万円以下	300万円を超えるもの	現場管理費率	20.21%	$J = 51.89N^{-0.06322}$	<p>1-3-2-2 現場管理費</p> <p>(1) 現場管理費の内容及び算定</p> <p>ア 現場管理費の内容は土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p> <p>イ 現場管理費は、所定の率計算により求める。</p> <p>(2) 現場管理費の計算方法</p> <p>ア 現場管理費は次により求め、1,000円未満を切り捨てし、1,000円単位とする。 現場管理費 = 現場管理費対象額 × (現場管理費率 + 加算補正)</p> <p>イ 現場管理費率は別記の表より求める。なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 現場管理費対象額は純点検整備費（派遣費は含まない）とする。</p> <p>(3) 現場管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="1659 604 2778 688"> <tr> <td>現場管理費対象額</td> <td>300万円以下</td> <td>300万円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>20.21%</td> <td>$J = 51.89N^{-0.06322}$</td> </tr> </table> <p>注意1 算定式のうち、Jは現場管理費率[%]、Nは対象額とする。 注意2 現場管理費率(J)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p>1-3-2-3 点検整備間接費</p> <p>(1) 点検整備間接費の内容及び算定</p> <p>ア 点検間接費の内容は土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p> <p>イ 点検整備間接費は所定の率計算により求める。</p> <p>(2) 点検整備間接費の計算方法</p> <p>ア 点検整備間接費は次により求め、1,000円未満を切り捨てし、1,000円単位とする。 点検整備間接費 = 点検整備工費 × 点検整備間接費率</p> <p>イ 点検整備間接費率は別記の表による。</p> <p>ウ 複数種の設備を1件で発注する場合は工種ごとに当該設備に対応した点検整備間接費率（ただし、原則として共通仮設費（率分）と同じ区分とする）を採用し、工種ごとに求めた点検整備間接費を単純合算する。この場合は、工種ごとの点検整備間接費は1円未満を切り捨てし1円単位とし、合算後に1,000円未満を切り捨てし、1,000円単位とする。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	現場管理費対象額	300万円以下	300万円を超えるもの	現場管理費率	20.21%	$J = 51.89N^{-0.06322}$
現場管理費対象額	300万円以下	300万円を超えるもの												
現場管理費率	20.21%	$J = 51.89N^{-0.06322}$												
現場管理費対象額	300万円以下	300万円を超えるもの												
現場管理費率	20.21%	$J = 51.89N^{-0.06322}$												

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)																																								
	<p>第4節 一般管理費等</p> <p>1-4-1 一般管理費等</p> <p>1-4-1-1 一般管理費等</p> <p>(1) 一般管理費等</p> <p>ア 一般管理費等の項目は土木工事標準積算基準書(機械編)による。</p> <p>イ 一般管理費等は、一般管理費等(率分)と契約保証補正額の和で、円止めとする。</p> <p>(2) 一般管理費等(率分)の計算方法</p> <p>ア 一般管理費等(率分)は次により求め、円未満を切り捨てる。(円止め)</p> $\text{一般管理費等(率分)} = \text{一般管理費等対象額} \times \text{標準一般管理費等率} \times \text{前払金支出割合補正係数} + \text{加算補正}$ <p>イ 標準一般管理費等率は別記の表による。また、前払金支出割合補正係数は前払金の支出割合により別記の表から求める。なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 一般管理費等対象額は点検整備原価(ただし、支給品費は含まない)とする。</p> <p>エ <u>前払い金の保証の無い工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</u></p> <p>(3) 標準一般管理費等率表</p> <table border="1" data-bbox="421 804 1540 890"> <tr> <td>一般管理費等対象額</td> <td>50万円以下</td> <td>50万円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>標準一般管理費等率</td> <td>25.55</td> <td>$G = -0.7402\text{Log}(C) + 29.76$</td> </tr> </table> <p>注意1 算定式のうち、Gは標準一般管理費等率[%]、Cは一般管理費等対象額とする。</p> <p>注意2 標準一般管理費等率(G)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>注意3 財団法人等(ここでは、公益財団法人及び公益社団法人を言う。)に発注する場合は、注意2により求めた標準一般管理費等率(G)[%]に0.9を乗じたのちに小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めして得た率[%]を標準一般管理費等率[%]として扱う。なお、本項は、財団法人等のみの受注が想定される発注に適用し、これ以外の発注には適用しない。</p> <p>(4) 前払金支出割合補正係数表</p> <table border="1" data-bbox="439 1129 1154 1236"> <tr> <td>前払金支出割合</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1231 1129 1501 1236"> <tr> <td><u>35%を超えるもの</u></td> <td>前払金保証なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>1.00</u></td> </tr> </table> <p>注意1 標準一般管理費等率(G)に前払金支出割合補正係数を乗じたのち、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>(5) 契約保証補正額の計算方法</p> <p>ア 契約保証補正額は次により求め、円未満を切り捨てる。(円止め)</p> $\text{契約保証補正額} = \text{一般管理費等対象額} \times \text{契約保証補正率}$ <p>イ 契約変更を行う場合の一般管理費等対象額は、原則として当初設計の額とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	一般管理費等対象額	50万円以下	50万円を超えるもの	標準一般管理費等率	25.55	$G = -0.7402\text{Log}(C) + 29.76$	前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	<u>35%を超えるもの</u>	前払金保証なし	<u>1.00</u>		<p>第4節 一般管理費等</p> <p>1-4-1 一般管理費等</p> <p>1-4-1-1 一般管理費等</p> <p>(1) 一般管理費等</p> <p>ア 一般管理費等の項目は土木工事標準積算基準書(機械編)による。</p> <p>イ 一般管理費等は、一般管理費等(率分)と契約保証補正額の和で、1円未満を切り捨てし1円単位とする。</p> <p>(2) 一般管理費等(率分)の計算方法</p> <p>ア 一般管理費等(率分)は次により求め、1円未満を切り捨てし1円単位とする。</p> $\text{一般管理費等(率分)} = \text{一般管理費等対象額} \times \text{標準一般管理費等率} \times \text{前払金支出割合補正係数} + \text{加算補正}$ <p>イ 標準一般管理費等率は別記の表による。また、前払金支出割合補正係数は前払金の支出割合により別記の表から求める。なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 一般管理費等対象額は点検整備原価(ただし、支給品費は含まない)とする。</p> <p>エ <u>前払い金の保証の無い工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</u></p> <p>(3) 標準一般管理費等率表</p> <table border="1" data-bbox="1659 804 2778 890"> <tr> <td>一般管理費等対象額</td> <td>50万円以下</td> <td>50万円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>標準一般管理費等率</td> <td>25.55</td> <td>$G = -0.7402\text{Log}(C) + 29.76$</td> </tr> </table> <p>注意1 算定式のうち、Gは標準一般管理費等率[%]、Cは一般管理費等対象額とする。</p> <p>注意2 標準一般管理費等率(G)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p>注意3 財団法人等(ここでは、公益財団法人及び公益社団法人を言う。)に発注する場合は、注意2により求めた標準一般管理費等率(G)[%]に0.9を乗じたのちに小数点以下第3位を四捨五入し、第2位として得た率[%]を標準一般管理費等率[%]として扱う。なお、本項は、財団法人等のみの受注が想定される発注に適用し、これ以外の発注には適用しない。</p> <p>(4) 前払金支出割合補正係数表</p> <table border="1" data-bbox="1676 1129 2392 1236"> <tr> <td>前払金支出割合</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="2469 1129 2739 1236"> <tr> <td><u>35%を超えるもの</u></td> <td>前払金保証なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>1.00</u></td> </tr> </table> <p>注意1 標準一般管理費等率(G)に前払金支出割合補正係数を乗じたのち、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p>(5) 契約保証補正額の計算方法</p> <p>ア 契約保証補正額は次により求め、1円未満を切り捨てし1円単位とする。</p> $\text{契約保証補正額} = \text{一般管理費等対象額} \times \text{契約保証補正率}$ <p>イ 契約変更を行う場合の一般管理費等対象額は、原則として当初設計の額とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	一般管理費等対象額	50万円以下	50万円を超えるもの	標準一般管理費等率	25.55	$G = -0.7402\text{Log}(C) + 29.76$	前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	<u>35%を超えるもの</u>	前払金保証なし	<u>1.00</u>	
一般管理費等対象額	50万円以下	50万円を超えるもの																																								
標準一般管理費等率	25.55	$G = -0.7402\text{Log}(C) + 29.76$																																								
前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																						
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																						
<u>35%を超えるもの</u>	前払金保証なし																																									
<u>1.00</u>																																										
一般管理費等対象額	50万円以下	50万円を超えるもの																																								
標準一般管理費等率	25.55	$G = -0.7402\text{Log}(C) + 29.76$																																								
前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																						
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																						
<u>35%を超えるもの</u>	前払金保証なし																																									
<u>1.00</u>																																										

備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）
	<p>第6節 その他の取り扱い</p> <p>1-6-1 工種別算出及び諸経費の配分</p> <p>1-6-1-1 工種別算出及び諸経費の配分</p> <p>(1) 工種別の積み上げ</p> <p>部品費，直接点検整備費，共通仮設費の各費目，スクラップ評価額の単位で工種ごとに算出し，内訳書を作成する。なお，直接点検整備費は，構成する費目ごとではなく，費目を合計したものを工種ごとに算出する。</p> <p>(2) 率計上の経費の工種別配賦</p> <p>ア 共通仮設費，点検整備間接費は工種ごとの対象額に対して円止めにて算出し，それぞれの合計額を千円止めとする。また，千円止めした際の切り捨て額は工種ごとの算出額による割合により配賦する。</p> <p>イ 現場管理費，一般管理費等は，それぞれの対象額合計に対して算出する。</p> <p>ウ イの各経費はそれぞれ対象額合計の工種別割合により当該経費を工種別に配賦する。</p> <p>エ 点検整備価格はその全体額を各工種の費目合計による割合により配賦し，工種別の点検整備価格を算出する。また，消費税等相当額はその全体額を各工種の点検整備価格による割合により配賦し，工種別の点検整備費を算出する。</p> <p>オ 上記ア，ウ，エにおける配賦率[%]は，いずれも小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとし，配賦額は円止めとする。また，配賦時の端数は，対象額（点検整備価格の場合は費目合計，消費税等相当額の場合は点検整備価格）の大なる工種で調整し合計額に合うよう算定する。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>第6節 その他の取り扱い</p> <p>1-6-1 工種別算出及び諸経費の配分</p> <p>1-6-1-1 工種別算出及び諸経費の配分</p> <p>(1) 工種別の積み上げ</p> <p>部品費，直接点検整備費，共通仮設費の各費目，スクラップ評価額の単位で工種ごとに算出し，内訳書を作成する。なお，直接点検整備費は，構成する費目ごとではなく，費目を合計したものを工種ごとに算出する。</p> <p>(2) 率計上の経費の工種別配賦</p> <p>ア 共通仮設費，点検整備間接費は工種ごとの対象額に対して1円未満を切り捨てし1円単位にして算出し，それぞれの合計額を1,000円未満で切り捨てし，1,000円単位とする。また，1,000円未満を切り捨てし，1,000円単位とした際の切り捨て額は工種ごとの算出額による割合により配賦する。</p> <p>イ 現場管理費，一般管理費等は，それぞれの対象額合計に対して算出する。</p> <p>ウ イの各経費はそれぞれ対象額合計の工種別割合により当該経費を工種別に配賦する。</p> <p>エ 点検整備価格はその全体額を各工種の費目合計による割合により配賦し，工種別の点検整備価格を算出する。また，消費税等相当額はその全体額を各工種の点検整備価格による割合により配賦し，工種別の点検整備費を算出する。</p> <p>オ 上記ア，ウ，エにおける配賦率[%]は，いずれも小数点以下第3位を四捨五入して第2位とし，配賦額は1円未満を切り捨てし1円単位とする。また，配賦時の端数は，対象額（点検整備価格の場合は費目合計，消費税等相当額の場合は点検整備価格）の大なる工種で調整し合計額に合うよう算定する。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)
	<p style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p>第1節 共通事項</p> <p>2-1-2 歩掛の取り扱い 2-1-2-1 歩掛の補正 (1) 歩掛補正の原則 補正歩掛は、標準歩掛に補正係数(複数の場合は連続して)を乗じ、最終値を端数処理する。</p> <p>例：標準歩掛0.35，作業上の補正0.85，撤去補正0.2，台数補正0.7の場合 補正計算 $0.35 \times 0.85 \times 0.2 \times 0.7 = 0.04165 \rightarrow 0.042$ (小数点4位四捨五入し，3位止め)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p>第1節 共通事項</p> <p>2-1-2 歩掛の取り扱い 2-1-2-1 歩掛の補正 (1) 歩掛補正の原則 補正歩掛は、標準歩掛に補正係数(複数の場合は連続して)を乗じ、最終値を端数処理する。</p> <p>例：標準歩掛0.35，作業上の補正0.85，撤去補正0.2，台数補正0.7の場合 補正計算 $0.35 \times 0.85 \times 0.2 \times 0.7 = 0.04165 \rightarrow 0.042$ (小数点以下第4位を四捨五入し，第3位とする)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）
	<p>2-1-2-2 その他の取り扱い</p> <p>(1) 調整, 試験 調整工が別途定められているものを除き, 点検等の標準歩掛には単体の調整, 試験が含まれている。なお, 他の機器との組合せ調整や試験が必要な場合は別途積み上げる。</p> <p>(2) 直近上位の使用 歩掛表に該当する規格（寸法, 口径, 太さなど）がない場合は, 原則として直近上位の歩掛を適用する。</p> <p>(3) 起算単位 起算単位が1でない歩掛（例：100mあたり, 10個あたり, 2口あたりなど）を使用するときは, 個別歩掛に明記されているものを除き, 単位数量あたり（例：1mあたり, 1個あたり, 1口あたりなど）に換算して計上する。なお, 換算にあたり, 円未満の端数が生じたときは円止めとする。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>2-1-2-2 その他の取り扱い</p> <p>(1) 調整, 試験 調整工が別途定められているものを除き, 点検等の標準歩掛には単体の調整, 試験が含まれている。なお, 他の機器との組合せ調整や試験が必要な場合は別途積み上げる。</p> <p>(2) 直近上位の使用 歩掛表に該当する規格（寸法, 口径, 太さなど）がない場合は, 原則として直近上位の歩掛を適用する。</p> <p>(3) 起算単位 起算単位が1でない歩掛（例：100mあたり, 10個あたり, 2口あたりなど）を使用するときは, 個別歩掛に明記されているものを除き, 単位数量あたり（例：1mあたり, 1個あたり, 1口あたりなど）に換算して計上する。なお, 換算にあたり, 円未満の端数が生じたときは1円未満を切り捨てし1円単位とする。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)																																																
	<p data-bbox="371 216 661 254">第2節 電気設備関係</p> <p data-bbox="371 289 590 319">2-2-8 電食調査工</p> <p data-bbox="397 321 617 350">2-2-8-1 電食調査</p> <table border="1" data-bbox="436 352 1558 648"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>単位</th> <th>技術者</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>腐食調査1</td> <td>地区</td> <td>7.35</td> <td>土壌・コンクリートマクロセルによる腐食調査</td> </tr> <tr> <td>腐食調査2</td> <td>地区</td> <td>7.35</td> <td>電気鉄道漏れ電流による腐食調査</td> </tr> <tr> <td>干渉調査1</td> <td>地区</td> <td>6.00</td> <td>土壌・コンクリートマクロセル用防食装置の干渉調査</td> </tr> <tr> <td>干渉調査2</td> <td>地区</td> <td>8.68</td> <td>電気鉄道用防食装置の干渉調査</td> </tr> <tr> <td>仮排流試験</td> <td>地区</td> <td>7.35</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="418 651 1567 707">注意1 本歩掛は土壌、電気鉄道の影響による管の腐食傾向調査、他の事業者の防食装置による管への干渉の調査、及び仮排流試験を行うときに適用するものとし、調査対象範囲を1地区とする。</p> <p data-bbox="418 709 739 739">注意2 台数補正は適用しない。</p> <p data-bbox="418 741 1576 852">注意3 本歩掛による調査は他の点検整備に関する業務とあわせて発注する場合に限り、本編の諸経費によるものとし、単独発注するときの諸経費は原則として設計業務等標準積算基準書の地質調査積算基準による。なお、この場合の地質調査の諸経费率[%]は設計業務等標準積算基準書の記載に関わらず、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下2位止めとする。</p> <p data-bbox="418 854 1353 884">注意4 注意3により本編の諸経費を適用する場合でも本表は点検整備間接費の対象としない。</p> <p data-bbox="418 886 1317 915">注意5 適用する諸経費に関わらず、本表は補助材料費と直接経費(率分)の対象とする。</p> <p data-bbox="937 947 1012 976">(省略)</p>	作業種別	単位	技術者	摘要	腐食調査1	地区	7.35	土壌・コンクリートマクロセルによる腐食調査	腐食調査2	地区	7.35	電気鉄道漏れ電流による腐食調査	干渉調査1	地区	6.00	土壌・コンクリートマクロセル用防食装置の干渉調査	干渉調査2	地区	8.68	電気鉄道用防食装置の干渉調査	仮排流試験	地区	7.35		<p data-bbox="1608 216 1899 254">第2節 電気設備関係</p> <p data-bbox="1608 289 1828 319">2-2-8 電食調査工</p> <p data-bbox="1635 321 1855 350">2-2-8-1 電食調査</p> <table border="1" data-bbox="1673 352 2795 648"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>単位</th> <th>技術者</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>腐食調査1</td> <td>地区</td> <td>7.35</td> <td>土壌・コンクリートマクロセルによる腐食調査</td> </tr> <tr> <td>腐食調査2</td> <td>地区</td> <td>7.35</td> <td>電気鉄道漏れ電流による腐食調査</td> </tr> <tr> <td>干渉調査1</td> <td>地区</td> <td>6.00</td> <td>土壌・コンクリートマクロセル用防食装置の干渉調査</td> </tr> <tr> <td>干渉調査2</td> <td>地区</td> <td>8.68</td> <td>電気鉄道用防食装置の干渉調査</td> </tr> <tr> <td>仮排流試験</td> <td>地区</td> <td>7.35</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1656 651 2804 707">注意1 本歩掛は土壌、電気鉄道の影響による管の腐食傾向調査、他の事業者の防食装置による管への干渉の調査、及び仮排流試験を行うときに適用するものとし、調査対象範囲を1地区とする。</p> <p data-bbox="1656 709 1976 739">注意2 台数補正は適用しない。</p> <p data-bbox="1656 741 2819 852">注意3 本歩掛による調査は他の点検整備に関する業務とあわせて発注する場合に限り、本編の諸経費によるものとし、単独発注するときの諸経費は原則として設計業務等標準積算基準書の地質調査積算基準による。なお、この場合の地質調査の諸経费率[%]は設計業務等標準積算基準書の記載に関わらず、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。</p> <p data-bbox="1656 854 2591 884">注意4 注意3により本編の諸経費を適用する場合でも本表は点検整備間接費の対象としない。</p> <p data-bbox="1656 886 2555 915">注意5 適用する諸経費に関わらず、本表は補助材料費と直接経費(率分)の対象とする。</p> <p data-bbox="2175 947 2249 976">(省略)</p>	作業種別	単位	技術者	摘要	腐食調査1	地区	7.35	土壌・コンクリートマクロセルによる腐食調査	腐食調査2	地区	7.35	電気鉄道漏れ電流による腐食調査	干渉調査1	地区	6.00	土壌・コンクリートマクロセル用防食装置の干渉調査	干渉調査2	地区	8.68	電気鉄道用防食装置の干渉調査	仮排流試験	地区	7.35	
作業種別	単位	技術者	摘要																																															
腐食調査1	地区	7.35	土壌・コンクリートマクロセルによる腐食調査																																															
腐食調査2	地区	7.35	電気鉄道漏れ電流による腐食調査																																															
干渉調査1	地区	6.00	土壌・コンクリートマクロセル用防食装置の干渉調査																																															
干渉調査2	地区	8.68	電気鉄道用防食装置の干渉調査																																															
仮排流試験	地区	7.35																																																
作業種別	単位	技術者	摘要																																															
腐食調査1	地区	7.35	土壌・コンクリートマクロセルによる腐食調査																																															
腐食調査2	地区	7.35	電気鉄道漏れ電流による腐食調査																																															
干渉調査1	地区	6.00	土壌・コンクリートマクロセル用防食装置の干渉調査																																															
干渉調査2	地区	8.68	電気鉄道用防食装置の干渉調査																																															
仮排流試験	地区	7.35																																																

備考	旧 (令和4年7月)	新 (令和5年7月)																																																																								
	<p>第4節 機械設備関係</p> <p>2-4-9 サイクロ減速機点検工 2-4-9-1 サイクロ減速機点検 単位：台</p> <table border="1" data-bbox="439 352 1558 688"> <thead> <tr> <th>細別規格</th> <th>機械据付工</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <th>出力</th> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.4kW</td><td>0.85</td><td></td></tr> <tr><td>1.5kW</td><td>1.00</td><td></td></tr> <tr><td>2.2kW</td><td>1.14</td><td></td></tr> <tr><td>3.7kW</td><td>1.28</td><td></td></tr> <tr><td>5.5kW</td><td>1.42</td><td></td></tr> <tr><td>7.5kW</td><td>1.56</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注意1 内容は、分解、部品交換（補修）、点検、清掃及び組立とする。 注意2 同一規格の機器を同一場所で同時に実施する場合は下表の補正率により歩掛を補正する。</p> <table border="1" data-bbox="439 751 1558 835"> <thead> <tr> <th>台数</th> <th>1台</th> <th>2台</th> <th>3台</th> <th>4台</th> <th>5台以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正率</td> <td>1.00</td> <td>0.85</td> <td>0.80</td> <td>0.78</td> <td>0.76</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意3 取付、取外は別途計上する。 注意4 モーターをあわせて点検する場合は、本表に機械据付工0.28人を加算する。なお、モーター点検内容は軸受取替、清掃とする。 注意5 サイクロ減速機2段の場合は本表の1.2倍とする。 注意6 サイクロ減速機縦型の場合は中間軸受点検を含むものとし、本表の1.2倍とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	細別規格	機械据付工	摘要	出力			0.4kW	0.85		1.5kW	1.00		2.2kW	1.14		3.7kW	1.28		5.5kW	1.42		7.5kW	1.56		台数	1台	2台	3台	4台	5台以上	補正率	1.00	0.85	0.80	0.78	0.76	<p>第4節 機械設備関係</p> <p>2-4-9 サイクロ減速機点検工 2-4-9-1 サイクロ減速機点検 単位：台</p> <table border="1" data-bbox="1676 352 2795 688"> <thead> <tr> <th>細別規格</th> <th>機械据付工</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <th>出力</th> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.4kW</td><td>0.85</td><td></td></tr> <tr><td>1.5kW</td><td>1.00</td><td></td></tr> <tr><td>2.2kW</td><td>1.14</td><td></td></tr> <tr><td>3.7kW</td><td>1.28</td><td></td></tr> <tr><td>5.5kW</td><td>1.42</td><td></td></tr> <tr><td>7.5kW</td><td>1.56</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注意1 内容は、分解、部品交換（補修）、点検、清掃及び組立とする。 注意2 同一規格の機器を同一場所で同時に実施する場合は下表の補正率により歩掛を補正する。</p> <table border="1" data-bbox="1676 751 2795 835"> <thead> <tr> <th>台数</th> <th>1台</th> <th>2台</th> <th>3台</th> <th>4台</th> <th>5台以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正率</td> <td>1.00</td> <td>0.85</td> <td>0.80</td> <td>0.78</td> <td>0.76</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意3 取付、取外は別途計上する。 注意4 モーターをあわせて点検する場合は、本表に機械据付工0.28人を加算する。なお、モーター点検内容は軸受取替、清掃とする。 注意5 サイクロ減速機2段の場合は本表の1.2倍とする。 注意6 サイクロ減速機縦型の場合は中間軸受点検を含むものとし、本表の1.2倍とする。 注意7 本表により難しい場合は、見積りによることが出来る。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	細別規格	機械据付工	摘要	出力			0.4kW	0.85		1.5kW	1.00		2.2kW	1.14		3.7kW	1.28		5.5kW	1.42		7.5kW	1.56		台数	1台	2台	3台	4台	5台以上	補正率	1.00	0.85	0.80	0.78	0.76
細別規格	機械据付工	摘要																																																																								
出力																																																																										
0.4kW	0.85																																																																									
1.5kW	1.00																																																																									
2.2kW	1.14																																																																									
3.7kW	1.28																																																																									
5.5kW	1.42																																																																									
7.5kW	1.56																																																																									
台数	1台	2台	3台	4台	5台以上																																																																					
補正率	1.00	0.85	0.80	0.78	0.76																																																																					
細別規格	機械据付工	摘要																																																																								
出力																																																																										
0.4kW	0.85																																																																									
1.5kW	1.00																																																																									
2.2kW	1.14																																																																									
3.7kW	1.28																																																																									
5.5kW	1.42																																																																									
7.5kW	1.56																																																																									
台数	1台	2台	3台	4台	5台以上																																																																					
補正率	1.00	0.85	0.80	0.78	0.76																																																																					

備考	旧 (令和4年7月)	新 (令和5年7月)																																																																												
	<p data-bbox="394 247 700 275">2-4-12-2 河川用水門点検</p> <p data-bbox="427 283 629 310">(1) 標準点検日数</p> <table border="1" data-bbox="436 312 1558 718"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業種別</th> <th rowspan="2">細別規格</th> <th colspan="3">標準点検日数[日/門]</th> </tr> <tr> <th>管理運転点検</th> <th>目視点検</th> <th>年点検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川用水門・堰</td> <td>普通ローラゲート</td> <td>0.24</td> <td>0.24</td> <td>$0.0049x + 0.37$</td> </tr> <tr> <td>シェル構造ローラゲート</td> <td>0.33</td> <td>0.33</td> <td>$0.0033x + 0.84$</td> </tr> <tr> <td>起伏ゲート</td> <td>0.22</td> <td>0.22</td> <td>$0.0040x + 0.40$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">樋門樋管ゲート (ローラゲート スライドゲート)</td> <td>電動式 (中大形)</td> <td>0.18</td> <td>0.13</td> <td>0.41</td> </tr> <tr> <td>電動式 (小形)</td> <td>0.12</td> <td>0.13</td> <td>0.28</td> </tr> <tr> <td>エンジン式</td> <td>0.09</td> <td>0.09</td> <td>0.19</td> </tr> <tr> <td>手動式</td> <td>0.06</td> <td>0.06</td> <td>0.13</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="418 720 1510 747">注意1 xは1門ごとの扉体面積[m²]である。ここで扉体面積とは、扉体の有効幅(純径間)×有効高とする。</p> <p data-bbox="418 749 1139 777">注意2 標準点検日数は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p data-bbox="937 842 1015 869">(省略)</p> <p data-bbox="424 940 798 968">(5) 施設間の移動に伴う拘束工数</p> <p data-bbox="463 974 1552 1001">複数施設を同日に点検する場合、必要に応じて施設間の移動に伴う作業員の拘束工数を計上する。</p> <p data-bbox="439 1003 1581 1066">拘束工数は樋門樋管ゲートの場合は「$0.07 \times$点検施設箇所数」[人]、河川用水門・堰の場合は「標準点検構成人員×拘束日数」[人]とする。なお、拘束工数は小数第4位を四捨五入し、3位止めとする。</p> <p data-bbox="937 1100 1015 1127">(省略)</p>	作業種別	細別規格	標準点検日数[日/門]			管理運転点検	目視点検	年点検	河川用水門・堰	普通ローラゲート	0.24	0.24	$0.0049x + 0.37$	シェル構造ローラゲート	0.33	0.33	$0.0033x + 0.84$	起伏ゲート	0.22	0.22	$0.0040x + 0.40$	樋門樋管ゲート (ローラゲート スライドゲート)	電動式 (中大形)	0.18	0.13	0.41	電動式 (小形)	0.12	0.13	0.28	エンジン式	0.09	0.09	0.19	手動式	0.06	0.06	0.13	<p data-bbox="1632 247 1938 275">2-4-12-2 河川用水門点検</p> <p data-bbox="1665 283 1866 310">(1) 標準点検日数</p> <table border="1" data-bbox="1673 312 2795 718"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業種別</th> <th rowspan="2">細別規格</th> <th colspan="3">標準点検日数[日/門]</th> </tr> <tr> <th>管理運転点検</th> <th>目視点検</th> <th>年点検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川用水門・堰</td> <td>普通ローラゲート</td> <td>0.24</td> <td>0.24</td> <td>$0.0049x + 0.37$</td> </tr> <tr> <td>シェル構造ローラゲート</td> <td>0.33</td> <td>0.33</td> <td>$0.0033x + 0.84$</td> </tr> <tr> <td>起伏ゲート</td> <td>0.22</td> <td>0.22</td> <td>$0.0040x + 0.40$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">樋門樋管ゲート (ローラゲート スライドゲート)</td> <td>電動式 (中大形)</td> <td>0.18</td> <td>0.13</td> <td>0.41</td> </tr> <tr> <td>電動式 (小形)</td> <td>0.12</td> <td>0.13</td> <td>0.28</td> </tr> <tr> <td>エンジン式</td> <td>0.09</td> <td>0.09</td> <td>0.19</td> </tr> <tr> <td>手動式</td> <td>0.06</td> <td>0.06</td> <td>0.13</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1656 720 2748 747">注意1 xは1門ごとの扉体面積[m²]である。ここで扉体面積とは、扉体の有効幅(純径間)×有効高とする。</p> <p data-bbox="1656 749 2356 777">注意2 標準点検日数は小数点以下第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p data-bbox="2166 842 2243 869">(省略)</p> <p data-bbox="1662 940 2036 968">(5) 施設間の移動に伴う拘束工数</p> <p data-bbox="1700 974 2789 1001">複数施設を同日に点検する場合、必要に応じて施設間の移動に伴う作業員の拘束工数を計上する。</p> <p data-bbox="1679 1003 2822 1066">拘束工数は樋門樋管ゲートの場合は「$0.07 \times$点検施設箇所数」[人]、河川用水門・堰の場合は「標準点検構成人員×拘束日数」[人]とする。なお、拘束工数は小数第4位を四捨五入し、第3位とする。</p> <p data-bbox="2166 1100 2243 1127">(省略)</p>	作業種別	細別規格	標準点検日数[日/門]			管理運転点検	目視点検	年点検	河川用水門・堰	普通ローラゲート	0.24	0.24	$0.0049x + 0.37$	シェル構造ローラゲート	0.33	0.33	$0.0033x + 0.84$	起伏ゲート	0.22	0.22	$0.0040x + 0.40$	樋門樋管ゲート (ローラゲート スライドゲート)	電動式 (中大形)	0.18	0.13	0.41	電動式 (小形)	0.12	0.13	0.28	エンジン式	0.09	0.09	0.19	手動式	0.06	0.06	0.13
作業種別	細別規格			標準点検日数[日/門]																																																																										
		管理運転点検	目視点検	年点検																																																																										
河川用水門・堰	普通ローラゲート	0.24	0.24	$0.0049x + 0.37$																																																																										
	シェル構造ローラゲート	0.33	0.33	$0.0033x + 0.84$																																																																										
	起伏ゲート	0.22	0.22	$0.0040x + 0.40$																																																																										
樋門樋管ゲート (ローラゲート スライドゲート)	電動式 (中大形)	0.18	0.13	0.41																																																																										
	電動式 (小形)	0.12	0.13	0.28																																																																										
	エンジン式	0.09	0.09	0.19																																																																										
	手動式	0.06	0.06	0.13																																																																										
作業種別	細別規格	標準点検日数[日/門]																																																																												
		管理運転点検	目視点検	年点検																																																																										
河川用水門・堰	普通ローラゲート	0.24	0.24	$0.0049x + 0.37$																																																																										
	シェル構造ローラゲート	0.33	0.33	$0.0033x + 0.84$																																																																										
	起伏ゲート	0.22	0.22	$0.0040x + 0.40$																																																																										
樋門樋管ゲート (ローラゲート スライドゲート)	電動式 (中大形)	0.18	0.13	0.41																																																																										
	電動式 (小形)	0.12	0.13	0.28																																																																										
	エンジン式	0.09	0.09	0.19																																																																										
	手動式	0.06	0.06	0.13																																																																										

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)																																																																																																						
	<p>2-4-12-3 ダム用水門点検 (1) 標準点検日数</p> <table border="1" data-bbox="439 281 1558 705"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業種別</th> <th colspan="2" rowspan="2">細別規格</th> <th colspan="3">標準点検日数[日/門]</th> </tr> <tr> <th>管理運転点検</th> <th>目視点検</th> <th>年点検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放流設備</td> <td rowspan="2">ローラゲート</td> <td>油圧式</td> <td>0.65</td> <td>0.57</td> <td>0.006x + 1.84</td> </tr> <tr> <td>ワイヤ式</td> <td>0.36</td> <td>0.29</td> <td>0.004x + 1.09</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ラジアルゲート</td> <td>油圧式</td> <td>0.59</td> <td>0.52</td> <td>0.001x + 2.00</td> </tr> <tr> <td>ワイヤ式</td> <td>0.41</td> <td>0.37</td> <td>0.003x + 1.53</td> </tr> <tr> <td colspan="3">小容量放流設備用ゲート・バルブ</td> <td>0.35</td> <td>0.28</td> <td>0.403x + 0.56</td> </tr> <tr> <td colspan="3">制水設備</td> <td>0.42</td> <td>0.35</td> <td>0.011x + 1.41</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取水設備</td> <td colspan="2">円形・半円形多段式</td> <td>-</td> <td>0.61</td> <td>0.002x + 2.47</td> </tr> <tr> <td colspan="2">多段式ローラゲート</td> <td>-</td> <td>0.52</td> <td>0.004x + 1.59</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 xは1門ごとの扉体面積[m²]である。ここで扉体面積とは、扉体の有効幅(純径間)×有効高とする。ただし、小容量放流設備用ゲート・バルブは口径[m]、円形・半円形多段式は最大口径[m]×全伸長[m]、多段式ローラゲートは純径間[m]×全伸長[m]とする。</p> <p>注意2 主放流設備の高圧スライドゲートの標準点検日数は小容量放流設備用ゲート・バルブの標準点検日数を用いる。ただし、xは次による。</p> <p>(1) 通水路断面積が円形状の場合はxを口径[m]とする。</p> <p>(2) 通水路断面が矩形形状の場合は、矩形断面積を等価な円形断面積に置き換えた場合の等価口径[m]とする。(この場合の等価口径は $x = 2 \times (\text{純径間[m]} \times \text{有効高[m]} \div \pi)^{0.5}$ により求められる。)</p> <p>注意3 標準点検日数は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(4) 施設間の移動に伴う拘束工数 複数施設を同日に点検する場合、必要に応じて施設間の移動に伴う作業員の拘束工数を計上する。拘束工数は「標準点検構成人員×拘束日数」[人]とする。なお、拘束工数は小数第4位を四捨五入し、3位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	作業種別	細別規格		標準点検日数[日/門]			管理運転点検	目視点検	年点検	放流設備	ローラゲート	油圧式	0.65	0.57	0.006x + 1.84	ワイヤ式	0.36	0.29	0.004x + 1.09	ラジアルゲート	油圧式	0.59	0.52	0.001x + 2.00	ワイヤ式	0.41	0.37	0.003x + 1.53	小容量放流設備用ゲート・バルブ			0.35	0.28	0.403x + 0.56	制水設備			0.42	0.35	0.011x + 1.41	取水設備	円形・半円形多段式		-	0.61	0.002x + 2.47	多段式ローラゲート		-	0.52	0.004x + 1.59	<p>2-4-12-3 ダム用水門点検 (1) 標準点検日数</p> <table border="1" data-bbox="1676 281 2795 705"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業種別</th> <th colspan="2" rowspan="2">細別規格</th> <th colspan="3">標準点検日数[日/門]</th> </tr> <tr> <th>管理運転点検</th> <th>目視点検</th> <th>年点検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放流設備</td> <td rowspan="2">ローラゲート</td> <td>油圧式</td> <td>0.65</td> <td>0.57</td> <td>0.006x + 1.84</td> </tr> <tr> <td>ワイヤ式</td> <td>0.36</td> <td>0.29</td> <td>0.004x + 1.09</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ラジアルゲート</td> <td>油圧式</td> <td>0.59</td> <td>0.52</td> <td>0.001x + 2.00</td> </tr> <tr> <td>ワイヤ式</td> <td>0.41</td> <td>0.37</td> <td>0.003x + 1.53</td> </tr> <tr> <td colspan="3">小容量放流設備用ゲート・バルブ</td> <td>0.35</td> <td>0.28</td> <td>0.403x + 0.56</td> </tr> <tr> <td colspan="3">制水設備</td> <td>0.42</td> <td>0.35</td> <td>0.011x + 1.41</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取水設備</td> <td colspan="2">円形・半円形多段式</td> <td>-</td> <td>0.61</td> <td>0.002x + 2.47</td> </tr> <tr> <td colspan="2">多段式ローラゲート</td> <td>-</td> <td>0.52</td> <td>0.004x + 1.59</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 xは1門ごとの扉体面積[m²]である。ここで扉体面積とは、扉体の有効幅(純径間)×有効高とする。ただし、小容量放流設備用ゲート・バルブは口径[m]、円形・半円形多段式は最大口径[m]×全伸長[m]、多段式ローラゲートは純径間[m]×全伸長[m]とする。</p> <p>注意2 主放流設備の高圧スライドゲートの標準点検日数は小容量放流設備用ゲート・バルブの標準点検日数を用いる。ただし、xは次による。</p> <p>(1) 通水路断面積が円形状の場合はxを口径[m]とする。</p> <p>(2) 通水路断面が矩形形状の場合は、矩形断面積を等価な円形断面積に置き換えた場合の等価口径[m]とする。(この場合の等価口径は $x = 2 \times (\text{純径間[m]} \times \text{有効高[m]} \div \pi)^{0.5}$ により求められる。)</p> <p>注意3 標準点検日数は小数点以下第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(4) 施設間の移動に伴う拘束工数 複数施設を同日に点検する場合、必要に応じて施設間の移動に伴う作業員の拘束工数を計上する。拘束工数は「標準点検構成人員×拘束日数」[人]とする。なお、拘束工数は小数第4位を四捨五入し、第3位とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	作業種別	細別規格		標準点検日数[日/門]			管理運転点検	目視点検	年点検	放流設備	ローラゲート	油圧式	0.65	0.57	0.006x + 1.84	ワイヤ式	0.36	0.29	0.004x + 1.09	ラジアルゲート	油圧式	0.59	0.52	0.001x + 2.00	ワイヤ式	0.41	0.37	0.003x + 1.53	小容量放流設備用ゲート・バルブ			0.35	0.28	0.403x + 0.56	制水設備			0.42	0.35	0.011x + 1.41	取水設備	円形・半円形多段式		-	0.61	0.002x + 2.47	多段式ローラゲート		-	0.52	0.004x + 1.59
作業種別	細別規格				標準点検日数[日/門]																																																																																																			
			管理運転点検	目視点検	年点検																																																																																																			
放流設備	ローラゲート	油圧式	0.65	0.57	0.006x + 1.84																																																																																																			
		ワイヤ式	0.36	0.29	0.004x + 1.09																																																																																																			
	ラジアルゲート	油圧式	0.59	0.52	0.001x + 2.00																																																																																																			
		ワイヤ式	0.41	0.37	0.003x + 1.53																																																																																																			
小容量放流設備用ゲート・バルブ			0.35	0.28	0.403x + 0.56																																																																																																			
制水設備			0.42	0.35	0.011x + 1.41																																																																																																			
取水設備	円形・半円形多段式		-	0.61	0.002x + 2.47																																																																																																			
	多段式ローラゲート		-	0.52	0.004x + 1.59																																																																																																			
作業種別	細別規格		標準点検日数[日/門]																																																																																																					
			管理運転点検	目視点検	年点検																																																																																																			
放流設備	ローラゲート	油圧式	0.65	0.57	0.006x + 1.84																																																																																																			
		ワイヤ式	0.36	0.29	0.004x + 1.09																																																																																																			
	ラジアルゲート	油圧式	0.59	0.52	0.001x + 2.00																																																																																																			
		ワイヤ式	0.41	0.37	0.003x + 1.53																																																																																																			
小容量放流設備用ゲート・バルブ			0.35	0.28	0.403x + 0.56																																																																																																			
制水設備			0.42	0.35	0.011x + 1.41																																																																																																			
取水設備	円形・半円形多段式		-	0.61	0.002x + 2.47																																																																																																			
	多段式ローラゲート		-	0.52	0.004x + 1.59																																																																																																			

備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）
	<p style="text-align: center;">第V編 建築保全業務 第1章 業務費の積算</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 業務費の費目と構成</p> <p>1-1-2-1 業務費の費目</p> <p>(1) 業務費 業務費は、建築保全業務価格と消費税等相当額の合計である。</p> <p>(2) 建築保全業務価格</p> <p>ア 建築保全業務価格は業務原価と一般管理費等の合計であり、万円止め（50万円未満は千円止め）とする。</p> <p>イ 業務原価は直接業務費と業務管理費の合計である。</p> <p>ウ 直接業務費は直接人件費と直接物品費の合計である。</p> <p>エ 各費目の定義及び積算方法は各項による。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p style="text-align: center;">第V編 建築保全業務 第1章 業務費の積算</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 業務費の費目と構成</p> <p>1-1-2-1 業務費の費目</p> <p>(1) 業務費 業務費は、建築保全業務価格と消費税等相当額の合計である。</p> <p>(2) 建築保全業務価格</p> <p>ア 建築保全業務価格は業務原価と一般管理費等の合計であり、10,000円未満を切り捨て10,000円単位（50万円未満は1,000円未満を切り捨て1,000円単位とする。）とする。</p> <p>イ 業務原価は直接業務費と業務管理費の合計である。</p> <p>ウ 直接業務費は直接人件費と直接物品費の合計である。</p> <p>エ 各費目の定義及び積算方法は各項による。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）
	<p>第4節 その他の取り扱い</p> <p>1-4-1 工種別算出及び諸経費の配分 1-4-1-1 工種別算出及び諸経費の配分 (1) 工種別の積み上げ 直接人件費，直接物品費は工種ごとに算出し，内訳書を作成する。</p> <p>(2) 率計上の経費の工種別配賦 ア 直接物品費（率分），業務管理費，一般管理費等はそれぞれの対象額合計に対して算出し，1円未満切り捨て（円止め）とする。 イ アの各経費はそれぞれ直接人件費の工種別割合により当該経費を工種別に配賦する。 ウ 建築保全業務価格はその全体額を各工種の費目合計による割合により配賦し，工種別の建築保全業務価格を算出する。また，消費税等相当額はその全体額を各工種の建築保全業務価格による割合により配賦し，工種別の業務費を算出する。 エ イ，ウにおける配賦率[%]は，いずれも小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとし，配賦額は円止めとする。また，配賦時の端数は，直接人件費（建築保全業務価格の場合は費目合計，消費税等相当額の場合は建築保全業務価格）の大なる工種で調整し合計額に合うよう算定する。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>第4節 その他の取り扱い</p> <p>1-4-1 工種別算出及び諸経費の配分 1-4-1-1 工種別算出及び諸経費の配分 (1) 工種別の積み上げ 直接人件費，直接物品費は工種ごとに算出し，内訳書を作成する。</p> <p>(2) 率計上の経費の工種別配賦 ア 直接物品費（率分），業務管理費，一般管理費等はそれぞれの対象額合計に対して算出し，1円未満を切り捨てし，1円単位とする。 イ アの各経費はそれぞれ直接人件費の工種別割合により当該経費を工種別に配賦する。 ウ 建築保全業務価格はその全体額を各工種の費目合計による割合により配賦し，工種別の建築保全業務価格を算出する。また，消費税等相当額はその全体額を各工種の建築保全業務価格による割合により配賦し，工種別の業務費を算出する。 エ イ，ウにおける配賦率[%]は，いずれも小数点以下第3位を四捨五入して第2位とし，配賦額は1円単位とする。また，配賦時の端数は，直接人件費（建築保全業務価格の場合は費目合計，消費税等相当額の場合は建築保全業務価格）の大なる工種で調整し合計額に合うよう算定する。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)
	<p style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p>第1節 共通事項</p> <p>2-1-2 歩掛の取り扱い 2-1-2-1 歩掛の補正 (1) 歩掛補正の原則 補正歩掛は、標準歩掛に補正係数(複数の場合は連続して)を乗じ、最終値を端数処理する。</p> <p>例：標準歩掛0.35，作業上の補正0.85，台数補正0.7の場合 補正計算 $0.35 \times 0.85 \times 0.7 = 0.20825 \rightarrow 0.208$ (小数点4位四捨五入し，3位止め)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p>第1節 共通事項</p> <p>2-1-2 歩掛の取り扱い 2-1-2-1 歩掛の補正 (1) 歩掛補正の原則 補正歩掛は、標準歩掛に補正係数(複数の場合は連続して)を乗じ、最終値を端数処理する。</p> <p>例：標準歩掛0.35，作業上の補正0.85，台数補正0.7の場合 補正計算 $0.35 \times 0.85 \times 0.7 = 0.20825 \rightarrow 0.208$ (小数点4位四捨五入し，第3位とする。)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)
	<p style="text-align: center;">第VI編 巡回点検業務 第1章 業務費の積算</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 業務費の費目と構成</p> <p>1-1-2-1 業務費の費目</p> <p>(1) 業務費</p> <p>ア 業務費は、点検業務価格と消費税等相当額の合計である。</p> <p>イ 点検業務価格は直接費、間接費、一般管理費等の合計であり、万円止め(50万円未満は千円止め)とする。</p> <p>ウ 直接費は労務費、材料費、直接経費、技術管理費の合計である。</p> <p>エ 間接費と一般管理費等をあわせて諸経費とする。</p> <p>オ 各費目の定義及び積算方法は各項による。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第VI編 巡回点検業務 第1章 業務費の積算</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 業務費の費目と構成</p> <p>1-1-2-1 業務費の費目</p> <p>(1) 業務費</p> <p>ア 業務費は、点検業務価格と消費税等相当額の合計である。</p> <p>イ 点検業務価格は直接費、間接費、一般管理費等の合計であり、10,000円未満を切り捨てし、10,000円単位(50万円未満は1,000円未満を切り捨てし、1,000円単位)とする。</p> <p>ウ 直接費は労務費、材料費、直接経費、技術管理費の合計である。</p> <p>エ 間接費と一般管理費等をあわせて諸経費とする。</p> <p>オ 各費目の定義及び積算方法は各項による。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）
	<p data-bbox="371 216 664 254">第2節 点検業務価格</p> <p data-bbox="394 325 617 359">1-2-1-6 端数処理</p> <p data-bbox="418 361 1552 426">施工単価表、一位単価表、内訳書において、各構成要素の金額（数量×単価）で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p data-bbox="937 457 1018 491">（省略）</p>	<p data-bbox="1608 216 1902 254">第2節 点検業務価格</p> <p data-bbox="1632 325 1855 359">1-2-1-6 端数処理</p> <p data-bbox="1635 361 2816 432">施工単価表、一位単価表、内訳書において、各構成要素の金額（数量×単価）で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、1円単位とする。</p> <p data-bbox="2175 464 2255 497">（省略）</p>

備考	旧(令和4年7月)	新(令和5年7月)																																		
	<p>第3節 諸経費</p> <p>1-3-2 諸経費</p> <p>1-3-2-1 諸経費の算定</p> <p>(1) 諸経費の計算方法</p> <p>ア 諸経費は「直接費×諸経費率」により求め、1円未満を切り捨てる。(円止め)</p> <p>イ 諸経費率は別記の表より求める。</p> <p>(2) 諸経費率表</p> <table border="1" data-bbox="439 514 1558 751"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>50万円以下</th> <th colspan="2">50万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用区分 区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>諸経費率</td> <td>75.10%</td> <td>162.23</td> <td>-0.1239</td> <td>39.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。 $Z = A \times \left(\frac{X}{1,000}\right)^b$ (Zは諸経費率[%], Xは対象額, A, bは表の変数値)</p> <p>注意2 諸経費率(Z)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	対象額	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分 区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	諸経費率	75.10%	162.23	-0.1239	39.00%	<p>第3節 諸経費</p> <p>1-3-2 諸経費</p> <p>1-3-2-1 諸経費の算定</p> <p>(1) 諸経費の計算方法</p> <p>ア 諸経費は「直接費×諸経費率」により求め、1円未満を切り捨てし、1円単位とする。</p> <p>イ 諸経費率は別記の表より求める。</p> <p>(2) 諸経費率表</p> <table border="1" data-bbox="1676 514 2795 751"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>50万円以下</th> <th colspan="2">50万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用区分 区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>諸経費率</td> <td>75.10%</td> <td>162.23</td> <td>-0.1239</td> <td>39.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。 $Z = A \times \left(\frac{X}{1,000}\right)^b$ (Zは諸経費率[%], Xは対象額, A, bは表の変数値)</p> <p>注意2 諸経費率(Z)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	対象額	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分 区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	諸経費率	75.10%	162.23	-0.1239	39.00%
対象額	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																
適用区分 区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																
		A	b																																	
諸経費率	75.10%	162.23	-0.1239	39.00%																																
対象額	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																
適用区分 区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																
		A	b																																	
諸経費率	75.10%	162.23	-0.1239	39.00%																																

備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）
	<p>第4節 その他の取り扱い</p> <p>1-4-1 工種別算出及び諸経費の配分</p> <p>1-4-1-1 工種別算出及び諸経費の配分</p> <p>(1) 工種別の積み上げ</p> <p>直接費（安全費（率分）及び技術管理費を含む）は工種ごとに算出し、内訳書を作成する。</p> <p>(2) 率計上の経費の工種別配賦</p> <p>ア 諸経費は対象額合計に対して算出し、1円未満切り捨て（円止め）とする。</p> <p>イ 諸経費はそれぞれ直接費の工種別割合により当該経費を工種別に配賦する。</p> <p>ウ 点検業務価格はその全体額を各工種の費目合計による割合により配賦し、工種別の点検業務価格を算出する。また、消費税等相当額はその全体額を各工種の点検業務価格による割合により配賦し、工種別の業務費を算出する。</p> <p>エ イ、ウにおける配賦率[%]は、いずれも小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとし、配賦額は円止めとする。また、配賦時の端数は、直接費（点検業務価格の場合は費目合計、消費税等相当額の場合は点検業務価格）の大なる工種で調整し合計額に合うよう算定する。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>第4節 その他の取り扱い</p> <p>1-4-1 工種別算出及び諸経費の配分</p> <p>1-4-1-1 工種別算出及び諸経費の配分</p> <p>(1) 工種別の積み上げ</p> <p>直接費（安全費（率分）及び技術管理費を含む）は工種ごとに算出し、内訳書を作成する。</p> <p>(2) 率計上の経費の工種別配賦</p> <p>ア 諸経費は対象額合計に対して算出し、1円未満切り捨てし、1円単位とする。</p> <p>イ 諸経費はそれぞれ直接費の工種別割合により当該経費を工種別に配賦する。</p> <p>ウ 点検業務価格はその全体額を各工種の費目合計による割合により配賦し、工種別の点検業務価格を算出する。また、消費税等相当額はその全体額を各工種の点検業務価格による割合により配賦し、工種別の業務費を算出する。</p> <p>エ イ、ウにおける配賦率[%]は、いずれも小数点以下第3位を四捨五入して第2位とし、配賦額は1円単位とする。また、配賦時の端数は、直接費（点検業務価格の場合は費目合計、消費税等相当額の場合は点検業務価格）の大なる工種で調整し合計額に合うよう算定する。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

備考	旧（令和4年7月）	新（令和5年7月）
	<p style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p>第1節 標準歩掛</p> <p>2-1-1 通則 2-1-1-1 適用範囲 本章は、巡回点検業務に関わる労務費の積算に適用する。</p> <p>2-1-2 歩掛の取り扱い 2-1-2-1 歩掛の取り扱い (1) 歩掛の補正 本章に関わる歩掛は原則として補正を行わない。なお、特に歩掛の補正を行うときは、他編の例による。</p> <p>(2) 起算単位 起算単位が1でない歩掛（例：100mあたり、10個あたり、2口あたりなど）を使用するときは、原則として単位数量あたり（例：1mあたり、1個あたり、1口あたりなど）に換算して計上する。なお、換算にあたり、円未満の端数が生じたときは円止めとする。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p>第1節 標準歩掛</p> <p>2-1-1 通則 2-1-1-1 適用範囲 本章は、巡回点検業務に関わる労務費の積算に適用する。</p> <p>2-1-2 歩掛の取り扱い 2-1-2-1 歩掛の取り扱い (1) 歩掛の補正 本章に関わる歩掛は原則として補正を行わない。なお、特に歩掛の補正を行うときは、他編の例による。</p> <p>(2) 起算単位 起算単位が1でない歩掛（例：100mあたり、10個あたり、2口あたりなど）を使用するときは、原則として単位数量あたり（例：1mあたり、1個あたり、1口あたりなど）に換算して計上する。なお、換算にあたり、円未満の端数が生じたときは1円単位とする。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>